

報告第 2 号

浜田市都市計画マスタープランの策定について

浜田市都市計画マスタープランについて、浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例第 3 条第 2 項第 2 号の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 5 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市都市計画 マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針

2022年 — 2032年



自然・歴史・文化と調和した 快適な都市空間と賑わいのあるまち・浜田

目 次

第1章 都市計画マスタープランの概要	1
1 都市計画マスタープラン策定の趣旨	1
2 都市計画マスタープランの役割	1
3 都市計画マスタープランの位置づけ	2
4 上位・関連計画	4
5 都市計画マスタープランの構成	12
5-1 構成	12
5-2 対象区域	13
5-3 目標年次	13
第2章 現状と課題	14
1 位置・地勢	14
2 現状	16
2-1 人口・世帯数	16
2-2 産業	23
2-3 土地利用	27
2-4 交通	30
2-5 都市施設	33
2-6 自然環境	35
2-7 防災・防犯	36
2-8 景観	38
3 都市づくりに関する市民のニーズ	39
4 課題	44
5 その他の社会情勢	48
第3章 将来都市像	50
1 将来都市像の考え方	50
2 将来都市像と都市づくりの基本理念	51
3 将来人口	53
4 将来都市構造	54

第4章 分野別の都市づくりの方針	58
1 土地利用・市街地整備の方針	59
2 都市交通の方針	63
3 河川・上下水道の方針	67
4 公園・緑地の方針	70
5 自然環境の方針	72
6 都市防災の方針	73
7 景観形成の方針	75
第5章 地区別の都市づくりの方針	76
1 浜田都市計画区域	77
1-1 浜田・石見地区	78
1-2 長浜・周布・美川地区	88
1-3 国府地区	96
2 旭都市計画区域	104
3 三隅都市計画区域	112
第6章 都市計画マスタープランの実現に向けて	120
1 事業の実施と進捗状況の確認	120
2 協働による都市づくりの推進	121
3 都市づくりの実現に向けた制度等の活用	121
資料編	123
1 浜田市都市計画マスタープランの策定体制	123
2 浜田市都市計画マスタープランの策定経過	123
3 浜田市都市計画審議会委員名簿	124
4 用語の解説	125

1 都市計画マスタープラン策定の趣旨

浜田市都市計画マスタープラン（以下「本マスタープラン」という。）は、都市計画法第18条の2に基づいて定める、本市の都市計画に関する基本的な方針です。

本市では、平成17年に1市3町1村が合併した後、まちづくり三法^{*}や景観法の制定、上位計画の見直し等による都市計画を取り巻く状況の変化に対応するため、合併前に策定済みであった1市2町の都市計画マスタープランを統合した新たな都市計画マスタープランを平成24年に策定し、計画的な都市づくりを進めてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、多発する自然災害、環境問題、更には新型コロナウイルス感染症の流行による人々の行動変容等、社会情勢は大きく変化しています。また、急速な情報通信技術の発展は、社会経済や日常生活に大きな変革をもたらしています。

このように、様々な課題や変化に対応した新しい時代の都市づくりが必要となることから、新たなマスタープランを策定するものです。

都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 都市計画マスタープランの役割

- 将来都市像、都市づくりの理念、都市づくりの方針を示します。
- 協働^{*}による都市づくりを推進する一助とします。
- 都市計画の決定や変更の指針とします。

本マスタープランは、具体的な計画や事業内容を示すものではありませんが、今後の都市計画に関する各種個別の方策や事業は、本マスタープランに基づいて実施していくこととなります。

本マスタープランに示す将来都市像や取組の方向性を、市民・事業者・まちづくり活動団体（以下「市民等」という。）と行政が共有し、「協働による都市づくり」を進めていきます。

^{*}まちづくり三法：「都市計画法」、「大規模小売店舗立地法」、「中心市街地の活性化に関する法律」の総称。

^{*}協働：市民等と市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動すること。

3 都市計画マスタープランの位置づけ

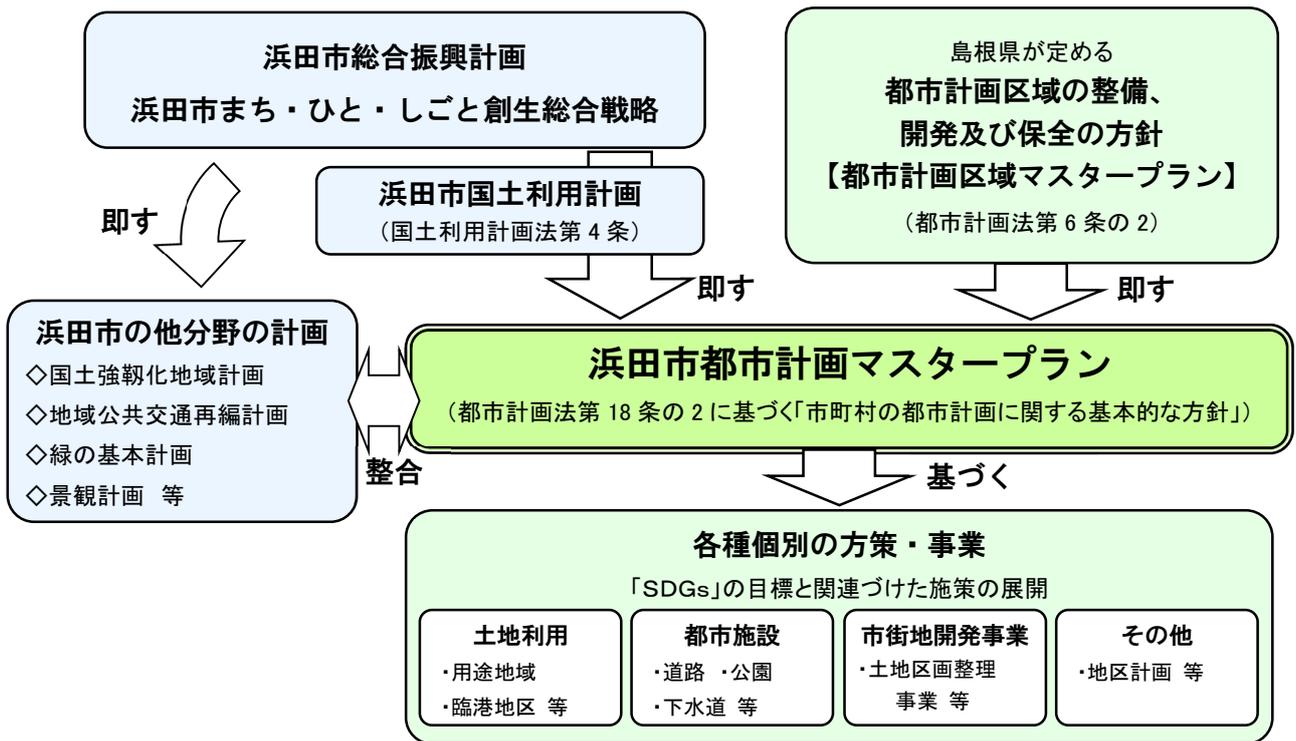
浜田市総合振興計画や島根県が定める都市計画区域マスタープラン等の上位計画に即して定めます

本マスタープランは、本市が定める「浜田市総合振興計画」、「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「浜田市国土利用計画」と、島根県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を上位計画とし、他分野の計画と整合するものです。

今後、本市の都市計画に関する具体的な方策や事業は、本マスタープランに基づいて実施していくこととなります。

また、持続可能な社会の実現に向けた国際目標である「SDGs」の目標と関連づけて、施策の展開を図ります。

■都市計画マスタープランの位置づけ



■都市計画マスタープランとSDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12 年 (2030 年) を期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

国は、「SDGs 実施指針改定版」(令和元年 12 月 20 日)において、「現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体における SDGs 達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されている」としています。

そこで、本マスタープランでは、都市づくりの方針と SDGs の目標を関連づけ、SDGs の推進を図ることとします。



浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年12月策定)

【目標年次】

令和7年度(2025年度)

【政策5原則】

1. 自立性
民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。
2. 将来性
一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。
3. 地域性
地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。
4. 総合性
施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。
5. 結果重視
施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、施策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

【長期の目標】

- 令和22年(2040年)の出生数：265人
- 令和22年(2040年)の20～39歳の社会増減数：▲57人
- 令和42年(2060年)の人口：26,900人

【横断的な目標】

新しい時代に向けた持続可能なまちづくり

【基本目標】

1. 産業振興と企業立地による雇用の創出
2. 子どもを安心して産み育てる環境づくり
3. U・Iターンや定住の促進とふるさと郷育の推進
4. 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまだづくり

浜田市国土利用計画(平成 23 年 3 月策定)

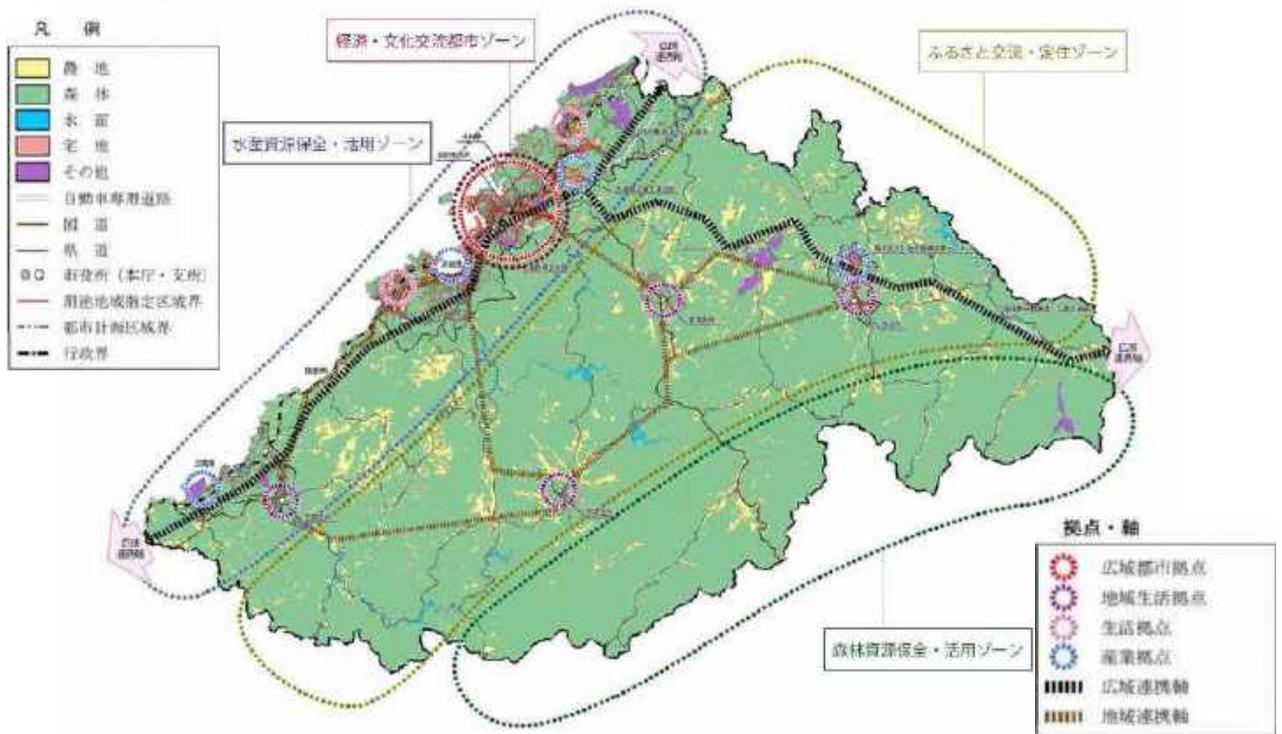
【基本理念】

- ・ 公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然、社会、経済及び文化など諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と、地域の特性を活かした均衡ある発展を進め、活力ある浜田市を創出する。

【利用区分別の市土地利用の基本方向】

- (農用地) 農用地については、農地の集約化など効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、農業生産力の維持強化に向け、優良農用地として維持・確保を図る。
- (森林原野) 森林については、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案しながら多様で健全な森林の整備と保全・再生・活用を図る。
- (水面等) 水面・河川・水路については、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。
- (宅地)
- 住宅用地
 - ・ 都市の将来像の実現に向け、必要とされる住宅需要に応じた計画的な用地の確保を図る。
 - ・ 多様な住宅ニーズ、耐震・環境性能の向上など既存住宅の質の向上を図るとともに、災害に関する地域特性を踏まえた安全・安心な市土地利用、住宅周辺的生活関連施設の計画的な整備などにより、良好な居住環境の形成を図る。
 - ・ 市街地においては、低・未利用地の活用など土地の有効利用やオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。
 - 工業用地
 - ・ 工業用地については、環境の保全等に配慮しながら、必要な用地の確保を図る。
 - ・ 工場跡地については、良好な都市環境の形成に向けた有効利用を図る。
 - 公用・公共施設用地
 - ・ 公用・公共用施設の用地については、環境の保全に配慮し、既成市街地への機能集積を誘導しながら、必要な用地の確保を図る。
 - 低・未利用地
 - ・ 工場跡地など都市部の低・未利用地は、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図る。
 - ・ 耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加を促進することにより、農用地としての活用を積極的に図る。

【浜田市土地利用構想図】



浜田市国土強靱化地域計画(令和2年9月策定)

【計画期間】

令和2年度～令和7年度

【基本目標】

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
4. 迅速な災害復興を図ること

【基本目標を達成するための事前に備えるべき目標】

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【施策分野ごとの推進方針（関連事項抜粋）】

住宅・都市・土地利用	建築物の災害予防	<ul style="list-style-type: none"> ・造成地の地震被害予防対策 ・宅地裏の自然災害防止対策 ・危険区域の住宅の補強、移転の促進 ・木造住宅の耐震化対策 ・危険空き家の除却の促進 ・市営住宅の老朽化対策と更新等
	都市づくり・土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害を考慮した都市づくり ・土地利用の適正化 ・避難路となる道路の充実 ・公園等防災空間の確保
交通・物流	交通施設の安全化、輸送路の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災空間の確保・交通施設の安全化 ・道路寸断への対応 ・輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定 ・無電柱化の推進 ・橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化 ・通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化 ・狭あい道路の解消
	物資調達、輸送体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾機能の強化
国土保全	河川、海岸の災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・波浪・浸食・高潮災害の防止対策 ・市街地等の浸水対策
	土砂災害等の災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の防止、公共土木施設の安全化 ・農地等の保全の取組 ・森林整備及び森林保全の取組
環境	生活環境に関する施設等の安全化	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の安全化 ・廃棄物処理体制の整備 ・下水道施設の安全化

浜田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成 31 年 3 月 島根県策定)

【基本理念】

- 中核都市としてのまちづくり
- コンパクトなまちづくりの推進による都市機能の維持
- 地域の歴史文化と調和し、新たな個性を創造するまちづくり
- 海を核としたまちづくり
- 自然環境と共生するまちづくり

【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】

①主要用途の配置の方針

用途	地区名等	配置の方針
住宅地	既成市街地及び周辺部	・効率的な土地利用を図りつつ、住宅地としての土地利用を主体とする地区として、良好な居住環境の形成を図る一般住宅地として配置する。
	既成市街地周辺の丘陵地	・既に計画的な住宅地が整備されている地区について、良好な居住環境の増進・維持を図る専用住宅地として配置する。
	市街地郊外部	・宅地化が進行している地区及び今後住宅地として整備する地区においては、計画的な整備を誘導し、良好な居住環境を有する住宅地の形成を図る。
商業 業務地	中心市街地地区	・J R 浜田駅を中心とする既成市街地を含む地区であり、県西部地域の商業・業務面における中核機能を有している。 ・今後は都市機能の拡充を図るため、本地区を中心商業地として配置する。
	一般国道 9 号沿道地区 (港町～原町) 一般国道 186 号沿道地区 (相生町周辺)	・本地区は中心市街地地区に隣接する住商混在地区であり、居住環境の保全を図りながら、日常生活の利便性の向上を図るため、近隣商業地区として配置する。
	周布・長浜・国分地区	・居住環境の保全を図りながら、日常生活の向上を図る上で近隣商業地区として配置する。
工業地	下府地区(石央物流軽工業団地)、周布・治和地区(木工団地)、福井・長浜地区(浜田港臨海工業団地)、福井地区(水産加工団地)	・既存の工業団地の他、将来の工業生産の増大に伴う工業地需要に対処する工業地を配置する。
流通 業務地	下府地区(浜田卸売商業団地)	・卸売り・物流機能の高度化に対応するための流通業務地を配置する。

②土地利用の方針

●用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

地区名等	方針
J R 浜田駅北側地区	・現在の土地利用状況は軽工業施設が減少し、低未利用地が多い状況である。今後、都市機能の集積・強化を図り、県西部の拠点地区として、商業業務・交流文化・医療福祉機能等への用途転換・複合化を適正に行う地区として位置づける。

●居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	方針
日脚・熱田・笠柄・竹迫・長沢地区の住宅団地等	・良好な低層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、環境と共生したゆとりある住宅地の形成に努める。
国府・周布地区等漁村集落及び中心市街地等の既成市街地	・木造密集市街地地区については、居住環境を改善するため、建て替え・不燃化・耐火の促進、敷地の共同化などによる土地の有効利用を図るとともに、公園・道路等の基盤整備を総合的に行うことにより、良好な市街地環境の形成を図る。

【交通施設の都市計画の決定方針】

●主要な施設の配置の方針

種別	方針
自動車専用道路	○日本海国土軸を形成し、高速交通体系を確立する路線 ・「(都) 江津浜田線」、「中国横断自動車道広島浜田線」、「(都) 長沢原井町線」、「(都) 浜田三隅線」を配置する。
幹線道路	○梯子型道路 ・東西軸である一般国道9号と山陰道の連携を図り、相互を接続し都市の骨格となる梯子型道路として「(都) はまだりゾート線」、「(都) 長沢線」、「(都) 浜田港インター線」等を配置する。 ○市街地内幹線道路 ・「(都) 下府殿町熱田町線」、「(都) 天満町東公園線」、「(都) 長沢町町線」、「(都) 殿町原町線」等を市街地内幹線道路として配置する。 ○放射状道路 ・「一般国道186号」、「(主) 浜田美都線」、「(主) 浜田八重可部線」、「(主) 田所国府線」等主要幹線道路を中心市街地と周辺地域を連結する放射状道路として配置する。 ○産業及び観光・レクリエーション拠点の連携機能強化を図る路線 ・「臨港道路福井4号線」、「(都) 港町瀬戸ヶ島線」、「(都) はまだりゾート線」等を配置する。

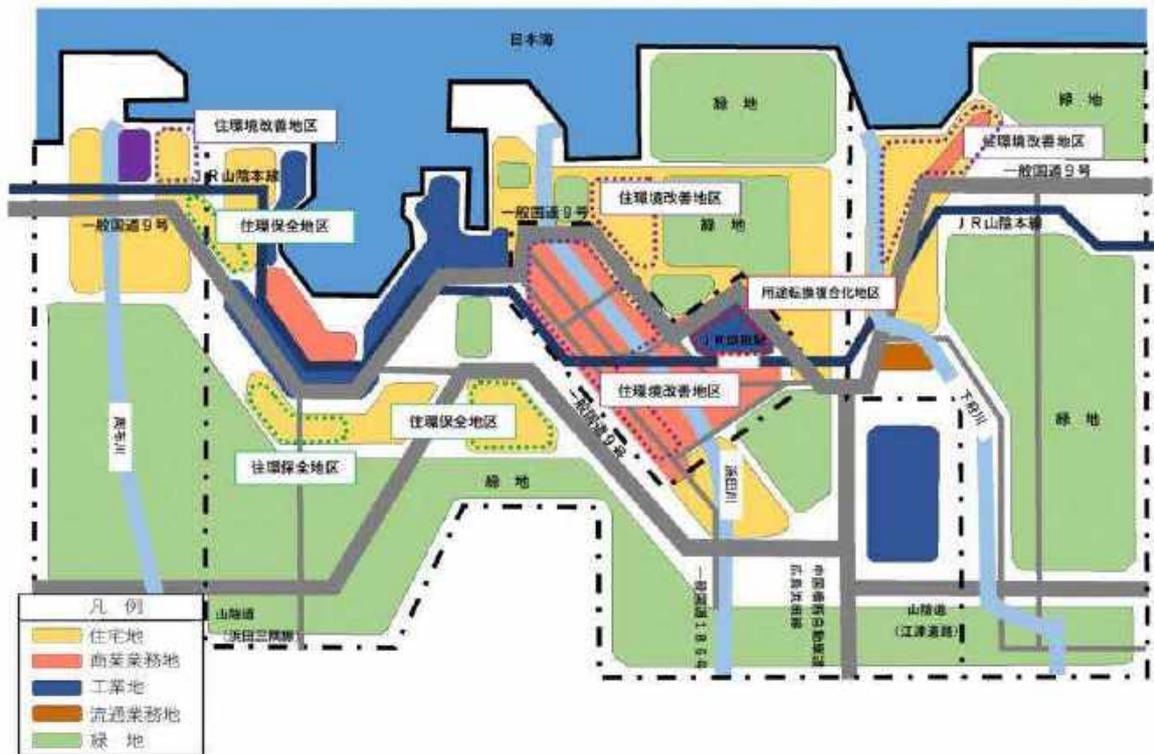
●主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設

主要な施設	路線名等	
道路	幹線道路	(主) 田所国府線 (都) 鏡山大橋片庭町線

※(都)は都市計画道路、(主)は主要地方道の略です。

【土地利用方針 附図】



旭都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成 27 年 3 月 島根県策定)

【基本理念】

- 地域資源を活かした人々が交流するまちづくり
- 多様な産業の創出によるにぎわいあふれるまちづくり
- 安全で快適な多世代が住みやすいまちづくり

【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】

①主要用途の配置の方針

用途	地区名等	配置の方針
住宅地	中心市街地 周辺部	・効率的な土地利用を図りつつ、住宅地としての土地利用を主体とする地区として、良好な居住環境の形成を図る一般住宅地として配置する。また、木造住宅密集地においては、不燃化の促進、敷地の共同化などを進めるとともに、空き家・空き地などの低未利用地の有効活用を図り、良好で効率的な居住環境の形成を図る。
商業業務地	旭支所周辺地区	・本区域の商業業務機能の中心を担う地区であるが、近年は人口の減少や周辺地域への消費者の流出に伴い、商業機能の低下が進んでいる。このため、文化施設等との連携や良好な市街地環境の整備を図り、日常生活の利便性を増進する中心商業地として配置する。
工業地	旭インターチェンジ周辺地区	・旭インターチェンジに近い立地条件を活用した工業を中心とする産業拠点として配置する。

②土地利用の方針

●居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	方針
中心既成市街地	・木造住宅密集地においては、不燃化の促進、敷地の共同化などを進めるとともに、空き家・空き地などの低未利用地の有効活用を図り、良好で効率的な居住環境の形成を図る。

【交通施設の都市計画の決定方針】

●主要な施設の配置の方針

種別	方針
自動車専用道路	・高規格幹線道路として中国横断自動車道広島浜田線を位置づける。
幹線道路	○広域幹線道路 ・(主) 浜田八重可部線、(主) 浜田作木線、(主) 弥栄旭インター線等を配置する。 ○市街地内幹線道路網を確立する路線 ・市街地内の骨格軸として(都) 旭停車場線等都市計画道路を配置する。

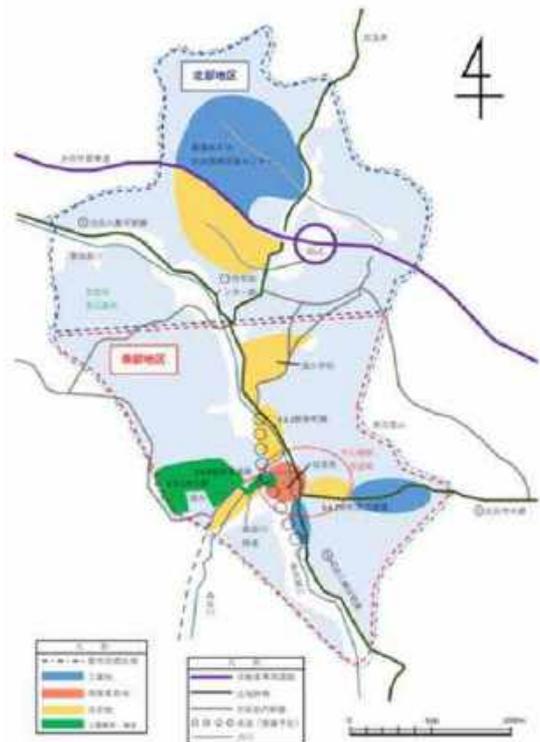
●主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設

主要な施設	路線名等
道路	幹線道路 (主) 浜田八重可部線

※ (主) は主要地方道、(都) は都市計画道路の略です。

【旭都市構造図】



三隅都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成31年3月 島根県策定)

【基本理念】

- 地域資源を活かした産業を育むまちづくり
- 幅広い年代の住民が健康で快適に暮らせるまちづくり
- 美しい水辺空間と緑豊かな自然を活かしたまちづくり

【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】

●土地利用の方針

地区名等	方針
既成市街地	・本地区の主要な土地利用を一般住宅地とし、居住環境の維持・改善を図るため、効率的な土地利用や都市基盤の整備により良好な居住環境の形成を図る。また、木造住宅密集地においては、不燃化の促進、敷地の共同化などを進めるとともに、空き家・空き地などの低未利用地の有効活用を図り、良好で効率的な居住環境の形成を図る。
西河内、岡見地区等住宅団地	・本地区の主要な土地利用を低層住宅地とし、既に計画的に整備された住宅地は良好な居住環境を維持する。また、今後宅地化を図る地区においては、計画的な市街地整備による良好な居住環境の形成を図る。
三隅支所周辺地区	・本地区の主要な土地利用を商業業務地とし、三隅支所及び周辺に立地する商業業務施設等、地域住民の日常生活を支える近隣商業・業務機能の維持・拡充を図る。
三隅港周辺地区	・本地区は地域の電力供給と物流の拠点である三隅港を有しており、今後は三隅港臨海工業団地、及び三隅火力発電所等を中心とし、港湾機能を有効に活用した企業立地を誘導する地区として位置づけ、周辺環境に配慮した工業地として配置する。
三隅川下流部周辺	・三保地区等三隅川下流部周辺の大規模な優良農地について、他用途の土地利用との混在化等による営農環境の悪化を防ぐため、適切な土地利用により優良農地の保全を図る。

【交通施設の都市計画の決定方針】

●主要な施設の配置の方針

種別	方針
自動車専用道路	・広域都市間での高速交通基盤を形成するため、隣接する浜田益田間を結ぶ「浜田・三隅道路」、「三隅・益田道路」を配置する。
幹線道路	・周辺地域との広域交通を担う路線として、一般国道9号及び(主)三隅美都線を配置する。 ・市街地内道路として(都)小野向野田線、(都)古市場湊浦線等都市計画道路、及び(一)益田種三隅線等を配置する。

●主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設

主要な施設	路線名等	
道路	自動車専用道路	三隅・益田道路
	幹線道路	・(一) 益田種三隅線 ・(一) 三隅井野長浜線

※(主)は主要地方道、(一)は一般県道、(都)は都市計画道路の略です。

【三隅都市構造図】



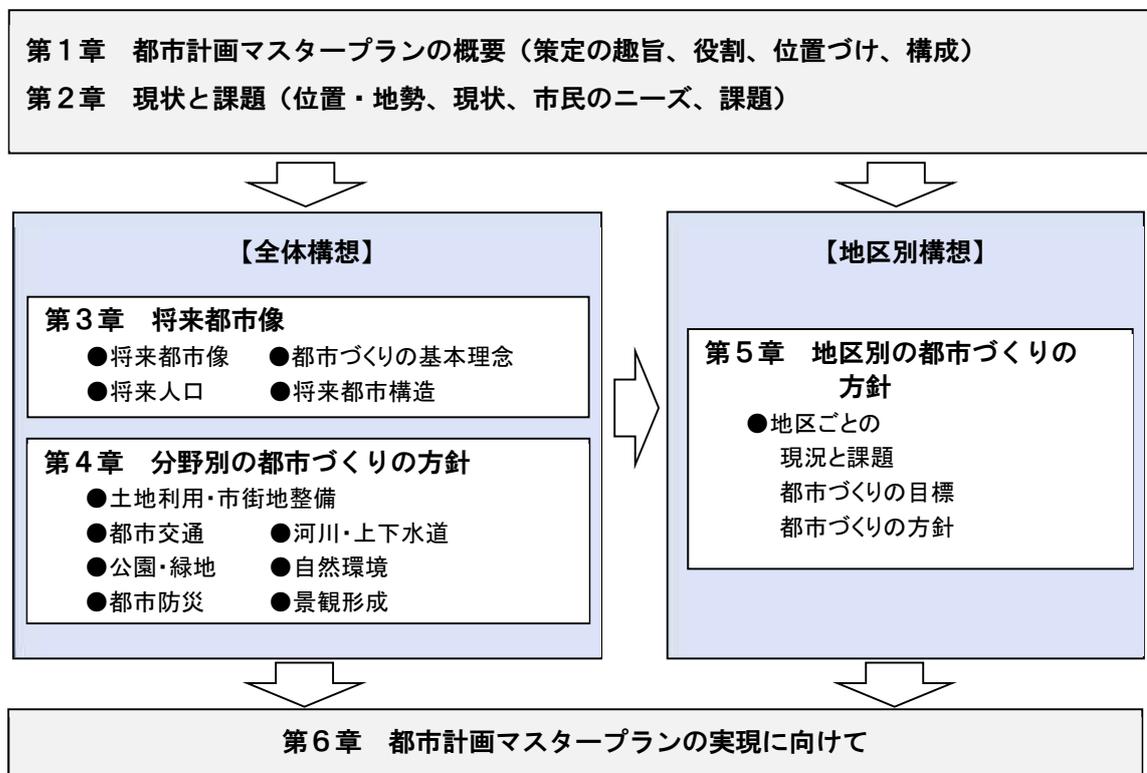
5 都市計画マスタープランの構成

5-1 構成

「全体構想」と「地区別構想」の2つの視点で都市づくりの方針を示します

本マスタープランは、まず、策定の趣旨、役割、位置づけを示し、本市の現状と課題を整理した上で、「全体構想」と「地区別構想」により、都市づくりの方針を示す構成としています。

「全体構想」では、本市全体の将来都市像と分野別の都市づくりの方針を、「地区別構想」では、地区ごとの現況と課題に応じた都市づくりの方針を示し、最後に、その実現に向けた取組の方向性を示しています。



5-2 対象区域

全体構想は本市域全体を、地区別構想は都市計画区域を対象とします

都市計画法のもとで都市計画を定め得る範囲は、原則として本市の都市計画区域[※]内となりますが、都市計画制度によらない他分野の計画と整合し、連携した都市づくりを進めていくことが重要であることから、全体構想は本市行政区域全体を、地区別構想は都市計画区域を対象とします。

5-3 目標年次

概ね20年先を展望しつつ、10年先の令和14年(2032年)とします

目標年次は、中長期的な視点で都市づくりを行うことが重要であることから、概ね20年先を展望しつつ、10年先の令和14年(2032年)とします。

また、上位計画の見直しや社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

※都市計画区域：都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として県が指定した区域のこと。

1 位置・地勢

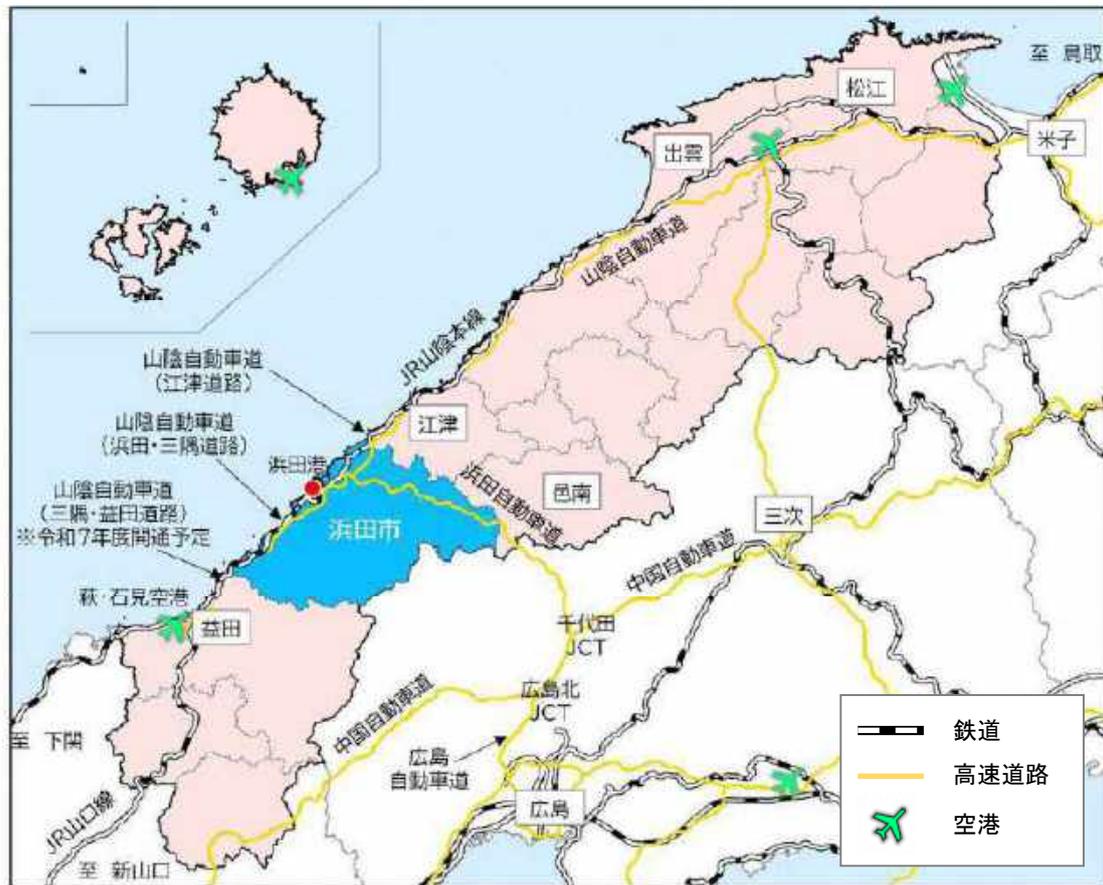
(1) 位置

本市は、島根県西部の中央に位置し、東西約45.7km、南北約29.1km、面積690.68km²を有し、東は江津市と邑南町、西は益田市、南は広島県に接しています。

本市の東西は国道9号と山陰自動車道（一部事業中）、JR山陰本線で結ばれ、また、南側の広島県方面には浜田自動車道や国道186号、主要地方道（県道）で結ばれています。

また、隣接の益田市に立地する萩・石見空港は東京方面への定期便が運行されており、国内の広域的な交通を担っています。さらに、県内唯一の国際貿易港である浜田港があります。

■広域位置図



(2) 地勢

地形は、起伏に富んだリアス式地形と砂浜からなる海岸、中国山地から広がる豊かな緑の山地や丘陵地、下府川、浜田川、周布川、三隅川等の河川の下流域に形成された平地からなり、豊かな自然に恵まれています。一方で、大部分が山地や丘陵地のため、全体的にまとまった平地には恵まれていません。

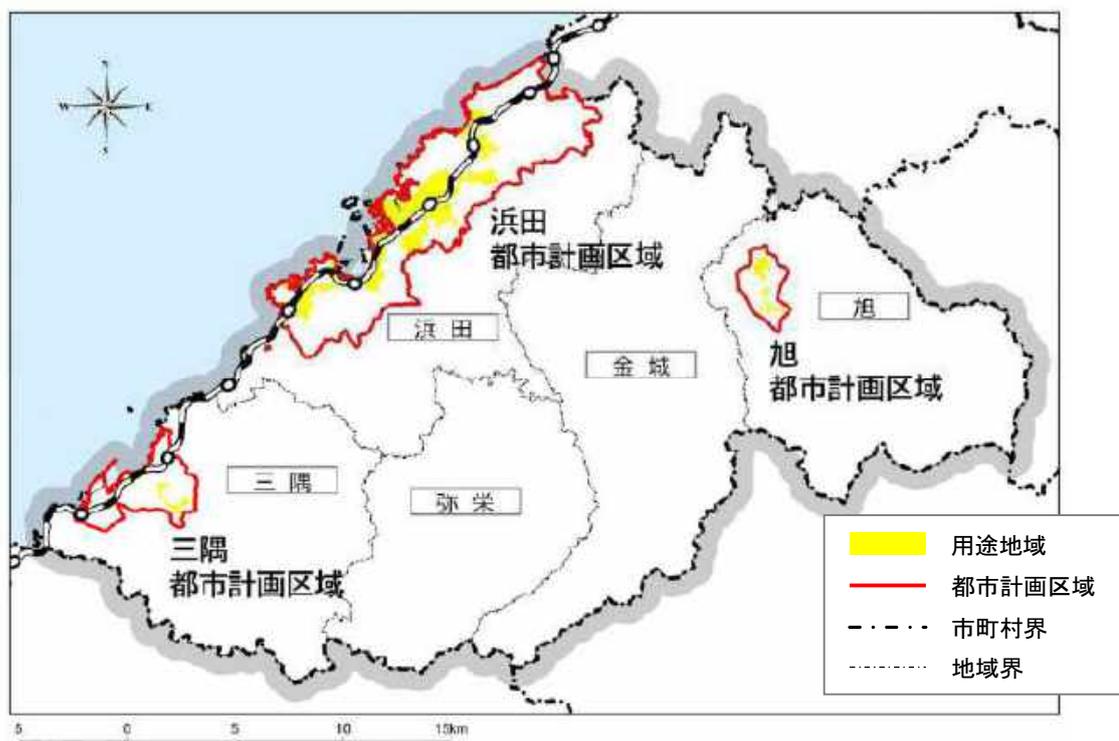
気候は、山間部で積雪の多い地域がありますが、平均気温は高く、豊かな四季と温暖な気候に恵まれています。

(3) 都市計画区域の位置

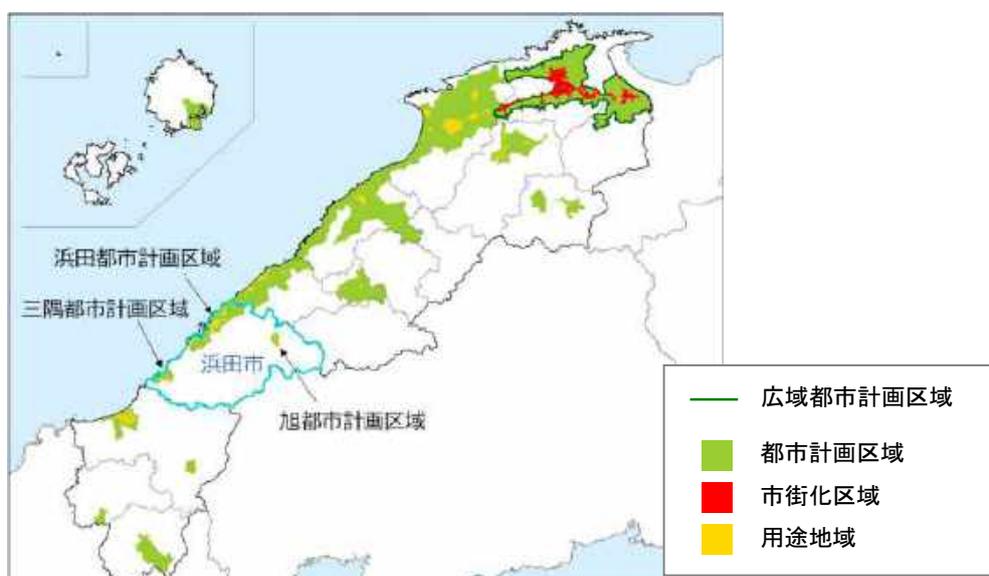
- 浜田、旭、三隅地域で都市計画区域を指定しています
- 浜田都市計画区域は、浜田・益田都市圏の核として位置づけられています

本市は、浜田、旭、三隅地域に都市計画区域と地域地区※（用途地域※）を指定しています。このうち、浜田都市計画区域は、島根県が定める都市計画区域マスタープランにおいて、「浜田・益田都市圏」の核となる都市計画区域として位置づけられています。

■ 浜田市の都市計画区域



■ 島根県の都市計画区域



※地域地区：都市計画法に基づき、土地利用に関するルール等を適用する区域として、都市計画に定めることができる地域や地区のこと。

※用途地域：都市計画法に基づく地域地区の一つで、住居、商業、工業等の市街地の大枠としての土地利用が定められた地域のこと。13種類ある。

2 現状

2-1 人口・世帯数

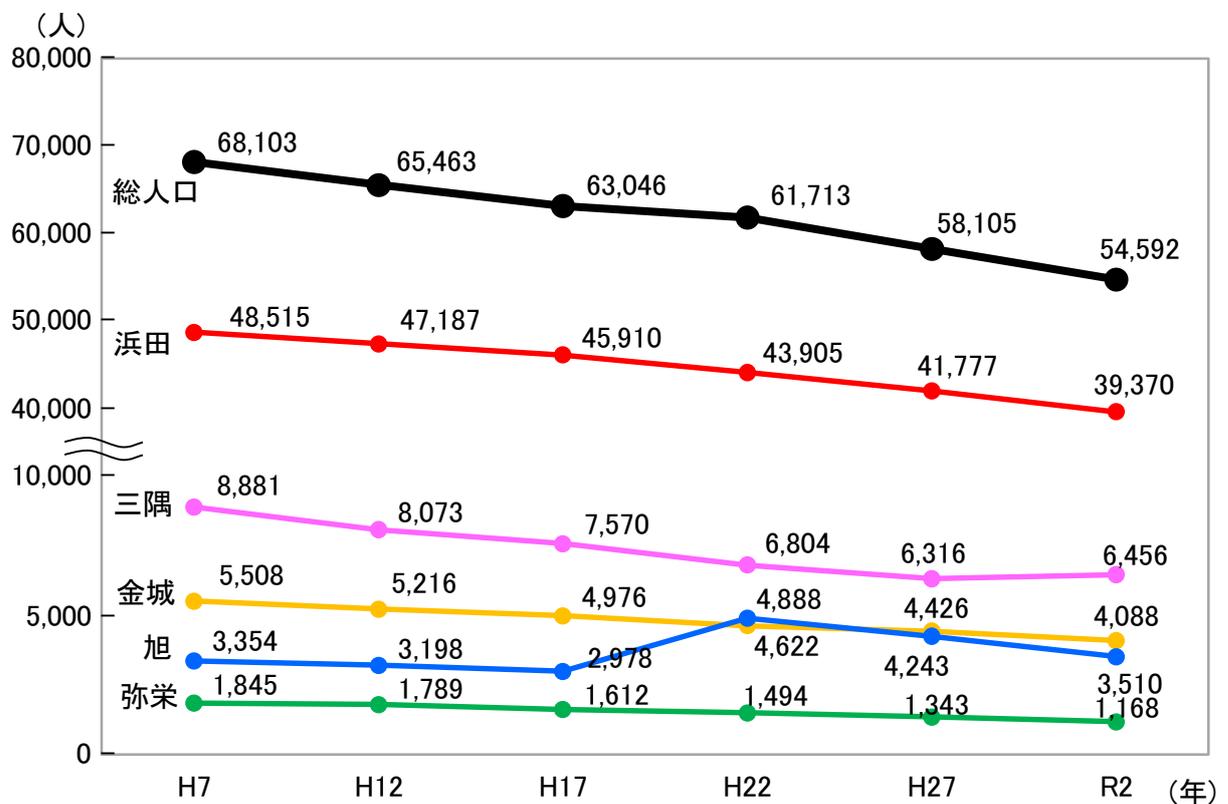
(1) 総人口

■ 総人口は、20年間で10,871人(16.6%)が減少しています

本市の総人口は減少傾向が続き、令和2年には54,592人となり、平成12年の65,463人と比較して10,871人(16.6%)、平成22年の61,713人と比較して7,121人(11.5%)が減少しています。

地域別の人口は、浜田・金城・弥栄地域で減少しています。旭地域は、平成20年に島根あさひ社会復帰促進センターが開所したことにより、平成17年以前と比較して増加しています。

■ 人口の推移

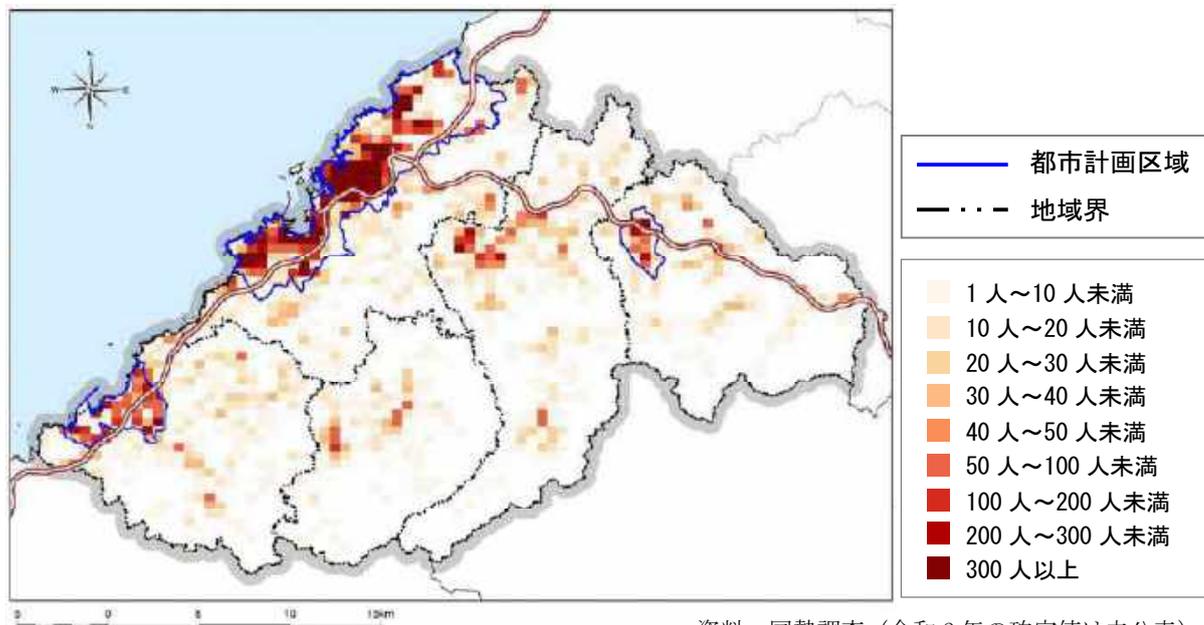


資料：国勢調査

平成27年における人口の分布を下図に示します。

国道9号やJ R山陰本線沿いに人口が集積しており、特にJ R浜田駅や三保三隅駅を中心に人口が集中しています。

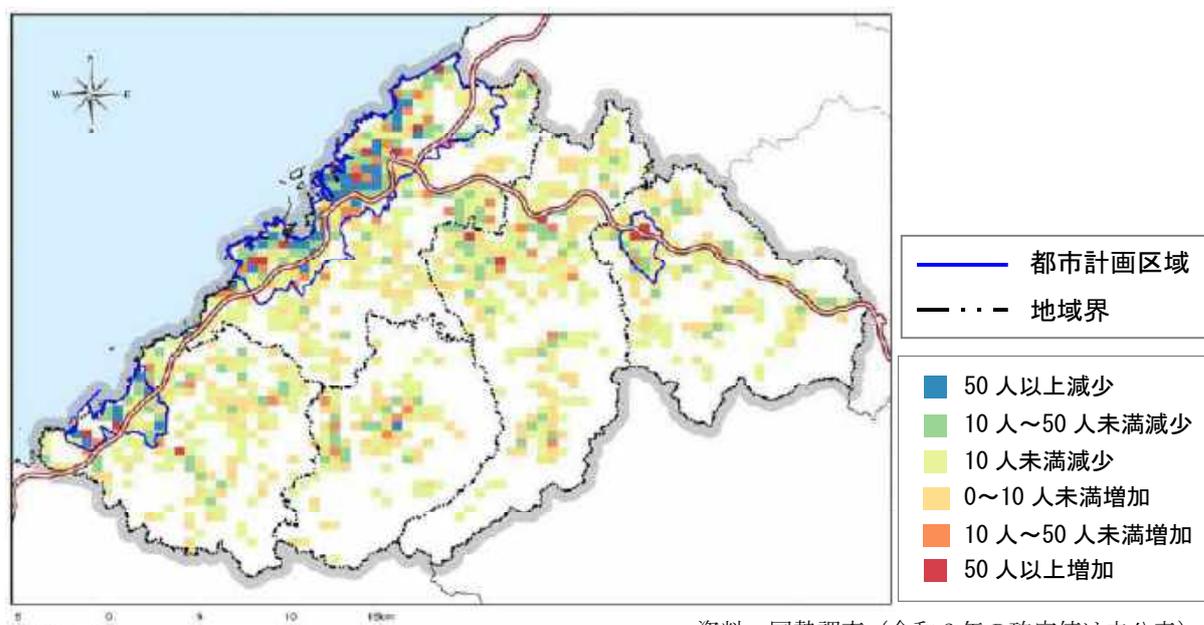
■人口（500mメッシュ）（平成27年）



資料：国勢調査（令和2年の確定値は未公表）

人口分布の変化を見ると、市域全体で人口の減少が見られますが、特に浜田地域や三隅地域の市街地で人口減少が進んでいます。

■人口増減（500mメッシュ）（平成17年→平成27年）



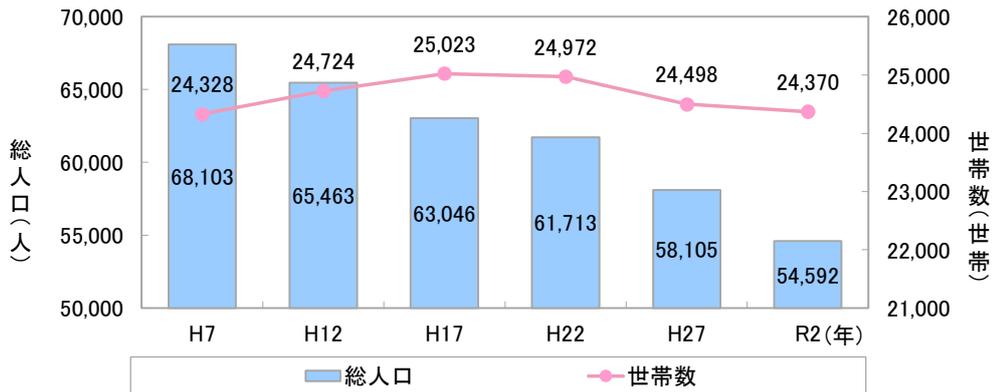
資料：国勢調査（令和2年の確定値は未公表）

(2) 世帯数

■ 世帯数は、減少傾向に転じています

令和2年における世帯数は24,370世帯で、平成12年と比較して354世帯（1.4%）が減少、平成22年と比較して602世帯（2.4%）が減少しています。世帯数は、平成17年まで核家族化の進行等により増加傾向にありましたが、人口減少の加速に伴って減少傾向に転じています。

■ 人口と世帯数の推移



資料：国勢調査

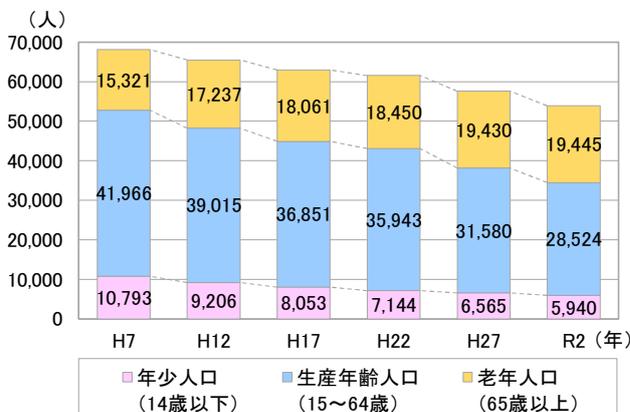
(3) 年齢3区分別人口

■ 年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口は増加しています

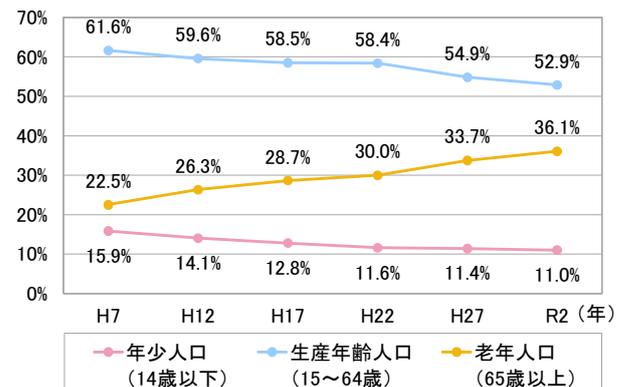
令和2年における年齢3区分別人口は、年少人口（14歳以下）が5,940人、生産年齢人口（15～64歳）が28,524人、老年人口（65歳以上）が19,445人で、平成12年と比較して、年少人口は3,266人（35.5%）が減少、生産年齢人口は10,491人（26.9%）が減少、逆に老年人口は2,208人（12.8%）が増加しています。

また、年齢3区分人口の総人口に対する割合を見ると、令和2年には年少人口の割合が11.0%まで減少する一方、老年人口の割合は36.1%に達しており、少子高齢化が急速に進行しています。

■ 年齢3区分別人口の推移



■ 年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

地域別の高齢化状況を見ると、金城地域において高齢化率が4割を超え、弥栄地域においては5割を超えています。

■地域別・年齢層別人口

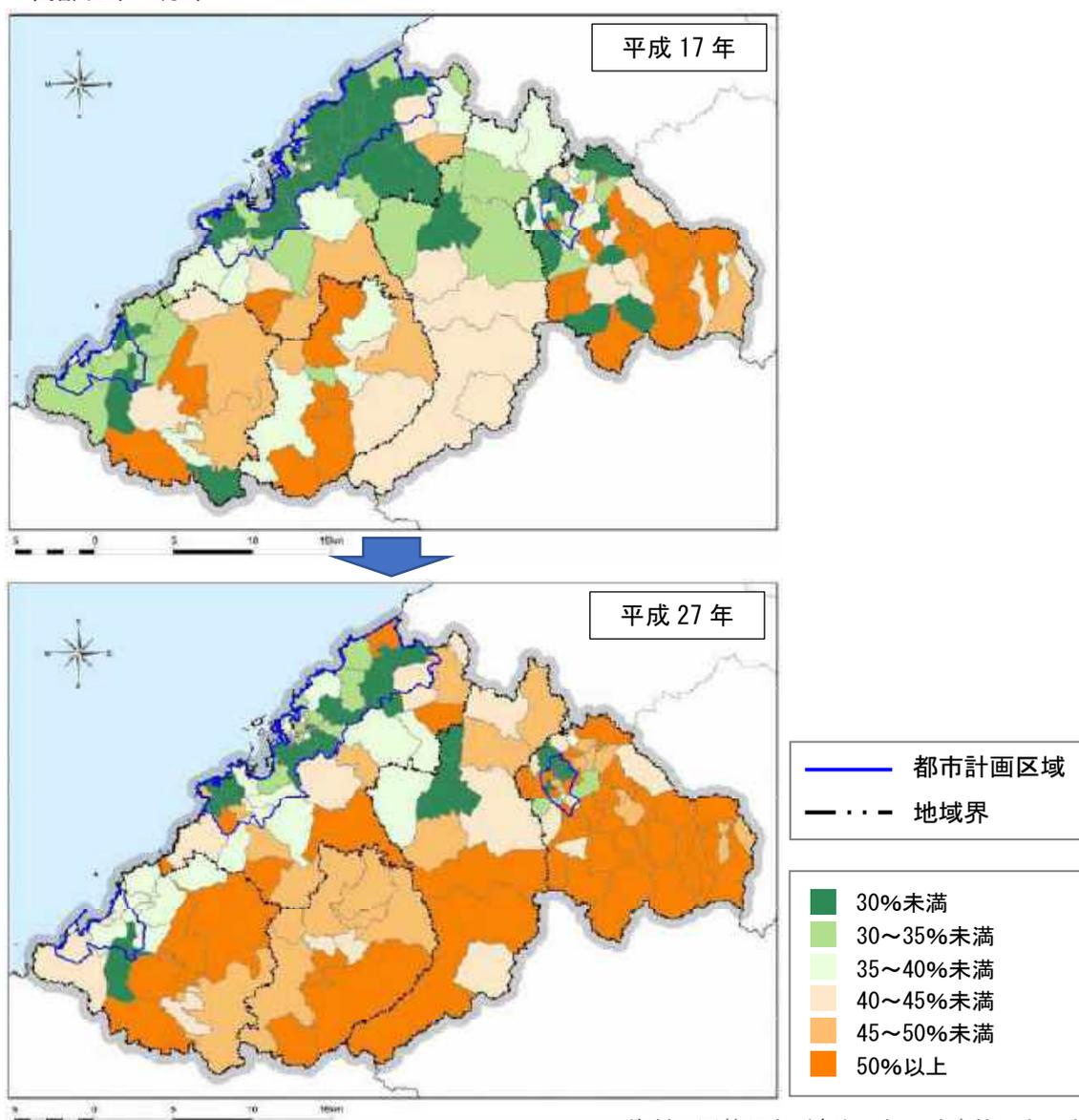
地域名	総数 (人)	14歳以下 (人)	15～64歳 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率
浜田地域	39,370	4,537	21,016	13,343	33.9%
金城地域	4,088	463	1,850	1,772	43.3%
旭地域	3,510	306	2,065	1,137	32.4%
弥栄地域	1,168	92	459	617	52.8%
三隅地域	6,456	542	3,134	2,576	39.9%
浜田市合計	54,592	5,948	29,125	19,519	35.8%

資料：国勢調査

※総数と年齢層別内訳の計との差は年齢不詳分。ただし浜田市合計の年齢層別内訳は不詳補完値による。
※高齢化率：65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合。

平成17年と平成27年の高齢化率の分布を比較すると、市域南部を中心に高齢化が進んでいる状況が顕著となっています。

■高齢化率の分布



資料：国勢調査（令和2年の確定値は未公表）

(4) 将来人口

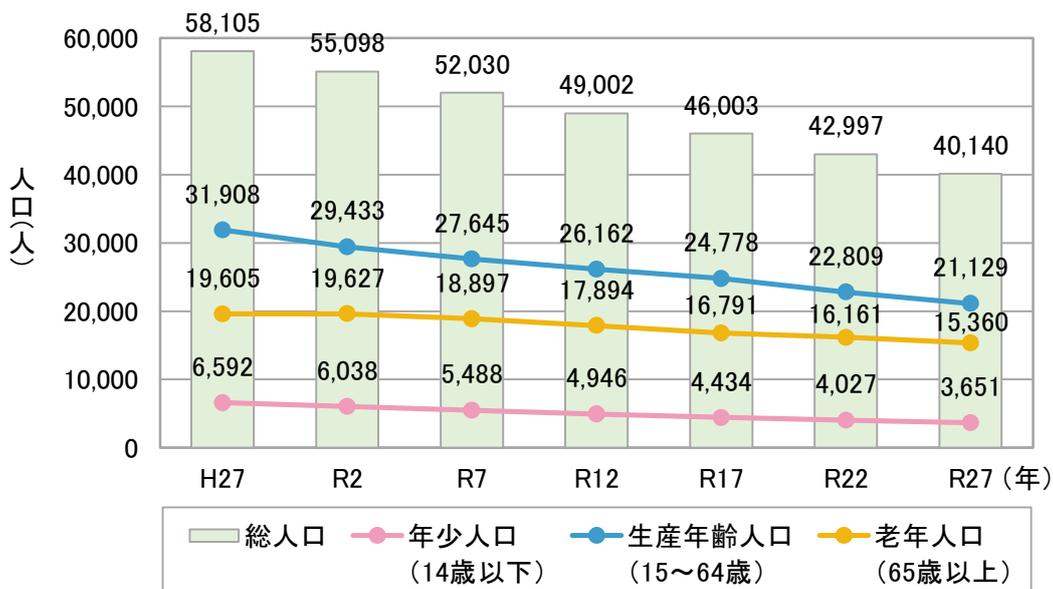
■ 今後も人口の減少と少子高齢化が進むものと予想されます

国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来推計人口を示します。

これによると、本市の総人口は令和12年（2030年）には49,002人、令和27年（2045年）には40,140人と推計されており、今後、急激に減少していくことが予測されています。

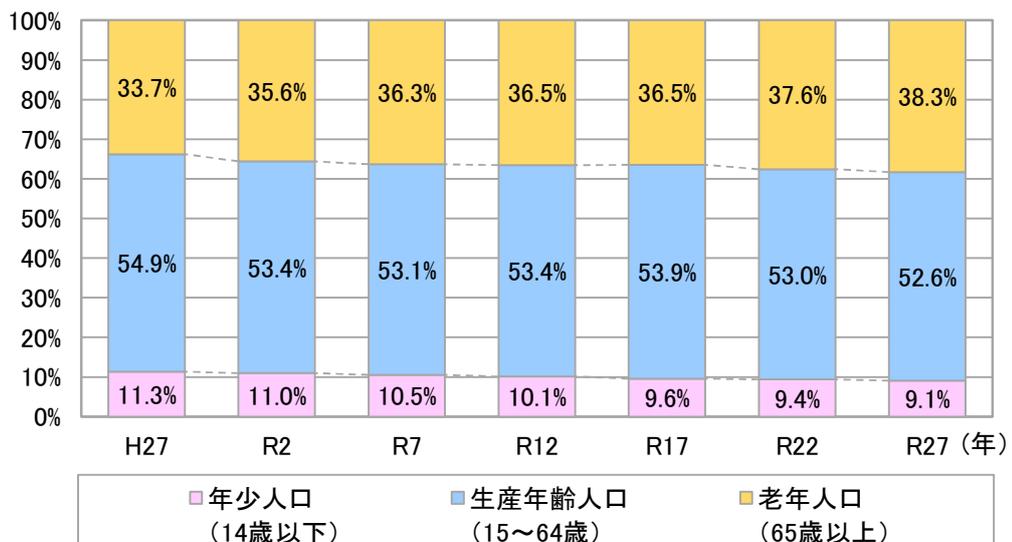
また、年齢3区分別の構成割合を見ると、年少人口割合の減少と老年人口割合の増加が更に進むものと予想されます。

■ 将来人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）

■ 年齢3区分別将来人口の構成割合



資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）

(5) 都市計画区域・人口集中地区（D I D）の人口

■ 都市計画区域内の人口は、総人口の約79%です

平成27年の都市計画における地域別人口は、都市計画区域内人口が45,934人（79.0%）で、そのうち用途地域内人口が35,293人（60.7%）、用途地域外人口が10,641人（18.3%）となっており、都市計画区域外人口が12,171人（21.0%）となっています。

都市計画区域別の人口推移を見ると、平成20年に島根あさひ社会復帰促進センターが開所した旭都市計画区域を除き、浜田、三隅都市計画区域とも減少傾向で推移しています。

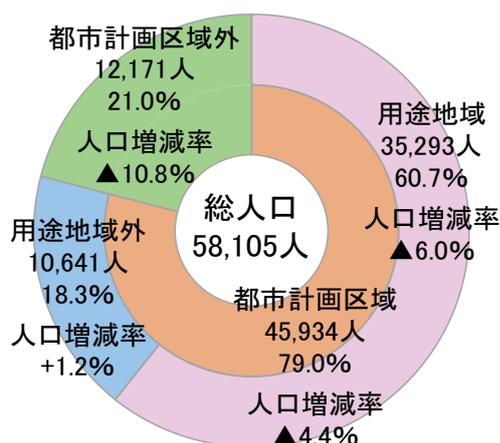
人口集中地区（D I D）※を昭和60年と令和2年で比較すると、面積は440haから266haに減少し、人口は19,380人から9,474人に減少しています。その人口密度は年々低下しており、令和2年現在では35.6人/haと、既成市街地の空洞化が進行している状況がうかがえます。

■ 都市計画区域・D I D人口の推移

年度	人口 総数 (人)	都市計画区域人口				D I D人口		
		浜田 (人)	旭 (人)	三隅 (人)	合計 (人)	面積 (ha)	D I D人口 (人)	人口密度 (人/ha)
S60	72,529	45,786	1,116	5,864	52,766 (72.8%)	440	19,380	44.0
H2	69,411	44,030	921	5,491	50,442 (72.7%)	430	17,413	40.5
H7	68,103	44,055	852	5,588	50,495 (74.1%)	410	15,799	38.5
H12	65,463	43,629	898	5,142	49,669 (75.9%)	316	12,948	41.0
H17	63,046	42,577	918	4,975	48,470 (76.9%)	297	12,133	40.9
H22	61,713	40,754	2,910	4,403	48,067 (77.9%)	300	11,642	38.8
H27	58,105	39,113	2,588	4,233	45,934 (79.0%)	296	10,850	36.7
R2	54,592	-	-	-	- (-)	266	9,474	35.6

資料：浜田市資料（都市計画区域・D I D人口は各年10月1日現在）

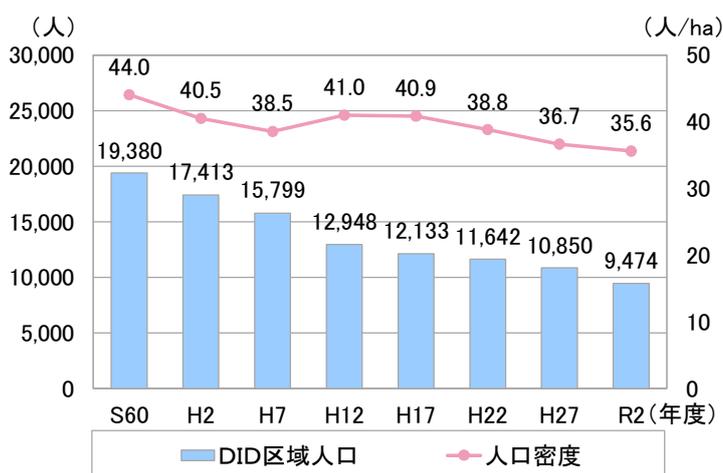
■ 都市計画区域の人口（平成27年度）



※都市計画区域＝用途地域＋用途地域外
※増減率はH22～H27年度比較

資料：浜田市資料

■ D I D人口・人口密度の推移



資料：浜田市資料

※人口集中地区（D I D）：国勢調査において設定される統計上の地区で、原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地区のこと。Densely Inhabited Districtを略して「D I D」とも呼ばれる。

(6) 通勤・通学流動

■ 浜田市内在住者の約90%が市内に通勤・通学しています

平成27年の数値を見ると、浜田市内在住者の約90%が市内に通勤・通学しています。流出は2,813人、流入は4,242人となっており、流入超過となっています。また、その推移を見ても、流入超過が増加する傾向にあります。

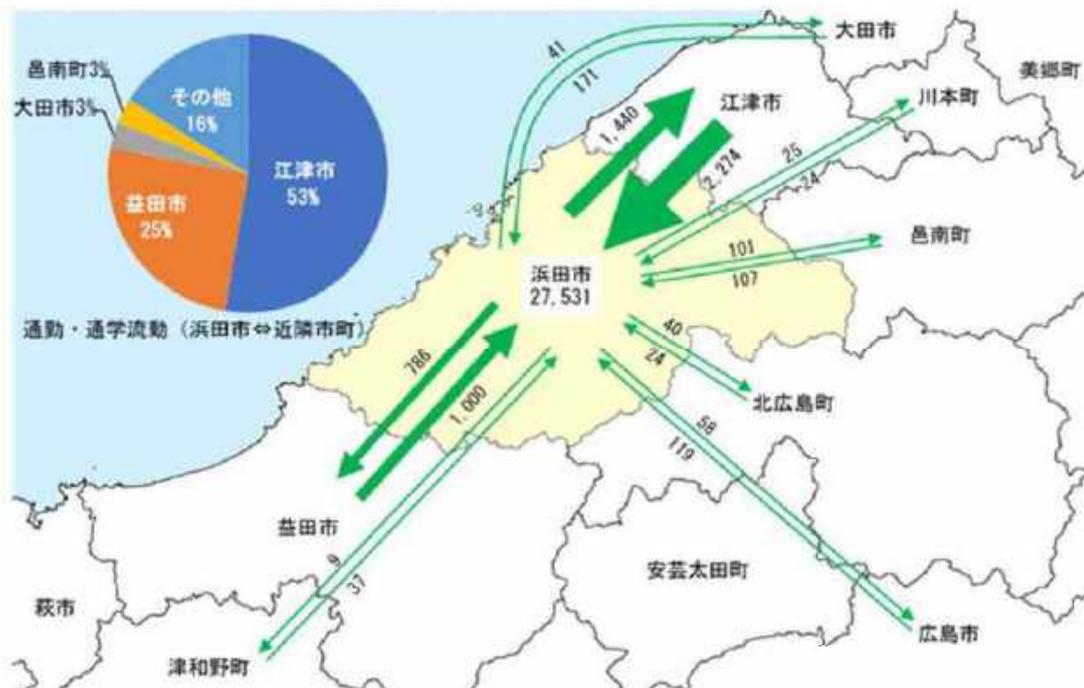
流出・流入先はともに江津市と益田市が上位を占めており、両市との関係性の強さがうかがえます。

■ 通勤・通学流動

年度	常住地による就業者数(人)	流出		従業地による就業者数(人)	流入		従/常就業者比率(%)
		就業者数(人)	流出率(%)		就業者数(人)	流入率(%)	
H2	35,767	1,746	4.9	36,914	2,924	7.9	103.2
H7	36,447	1,987	5.5	37,706	3,246	8.6	103.5
H12	34,046	2,127	6.2	35,248	3,341	9.5	103.5
H17	31,534	2,144	6.8	32,799	3,409	10.4	104.0
H22	31,798	2,755	8.7	33,239	3,948	11.9	104.5
H27	30,599	2,813	9.2	32,065	4,242	13.2	104.8

資料：国勢調査（令和2年の確定値は未公表）

■ 通勤・通学流動状況（平成27年）



資料：国勢調査（令和2年の確定値は未公表）

2-2 産業

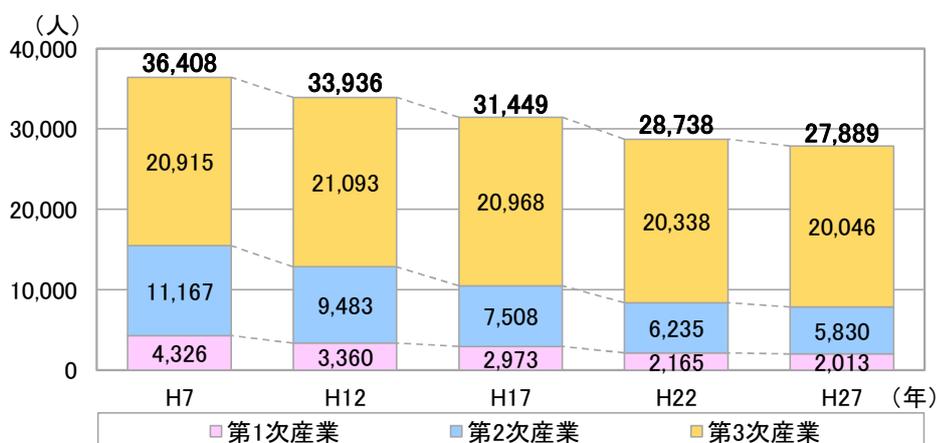
(1) 産業大分類別人口

■ 第1次、第2次産業人口は大幅に減少、第3次産業人口も減少しています

就業人口は、平成27年には27,889人となり、平成7年の36,408人と比較して8,519人(23.4%)が減少しています。

また、産業大分類別人口は、平成7年と平成27年を比較して、第1次産業人口は2,313人(53.5%)、第2次産業人口は5,337人(47.8%)、第3次産業人口は869人(4.2%)が減少しています。

■ 大分類別人口



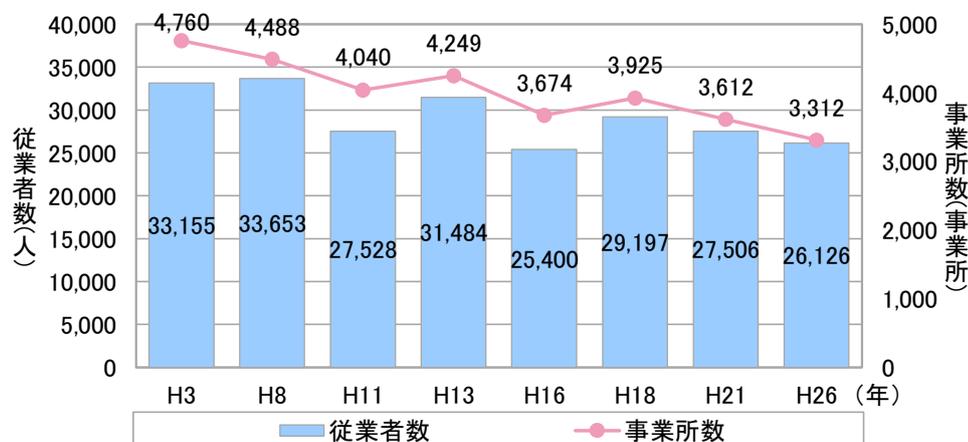
資料：国勢調査（令和2年の確定値は未公表）

(2) 事業所

■ 事業所数、従業者数ともに減少しています

事業所数は減少傾向が続き、平成26年には3,312事業所となり、平成3年の4,760事業所と比較して1,448事業所(30.4%)が減少しています。従業者数も減少傾向が続き、平成26年には26,126人となり、平成3年の33,155人と比較して7,029人(21.2%)が減少しています。

■ 事業所・従業者数の推移



資料：事業所・企業統計、経済センサス基礎調査

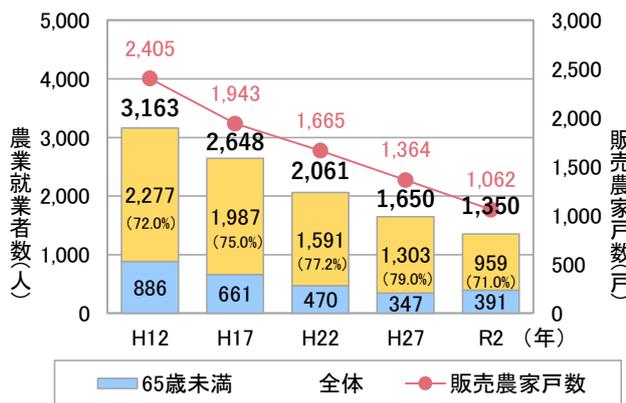
(3) 農業・漁業

■ 就業者数が減少し、高齢化が進んでいます

販売農家戸数は減少傾向が続き、令和2年には1,062戸となり、平成12年の2,405戸と比較して1,343戸（55.8%）が減少しています。農業就業者数も減少傾向が続き、令和2年には1,350人となり、平成12年の3,163人と比較して1,813人（57.3%）が減少しています。また、農業就業者の高齢化率（65歳以上）は71.0%となっています。農業算出額は、令和元年に34.8億円で、平成26年の34.1億円から0.7億円（2.1%）増加していますが、近年は減少傾向となっています。

漁業就業者数は減少傾向が続き、平成30年には288人となり、平成10年の575人と比較して287人（49.9%）が減少しています。また、漁業就業者の高齢化率（65歳以上）は39.9%となっています。水揚量は、平成27年から増加していましたが、令和元年には減少に転じ、令和2年は9,657トンに減少しています。水揚金額も水揚量と同様に推移しており、令和2年は36.8億円に落ち込んでいます。

■ 販売農家戸数と農業就業者数の推移



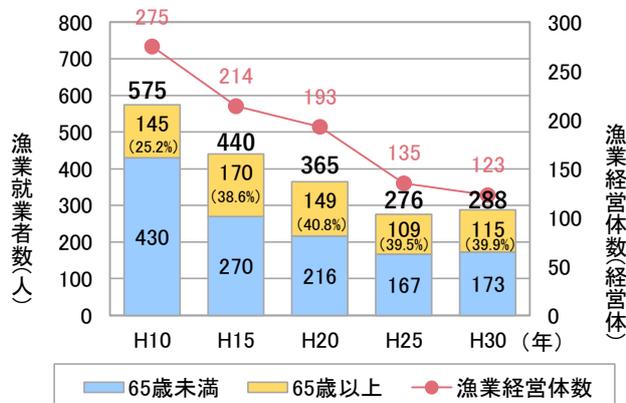
資料：農林業センサス

■ 耕地面積と農業産出額の推移



資料：作物統計調査、市町村別農業産出額(推計)

■ 漁業就業者数と漁業経営体数の推移



資料：漁業センサス

■ 漁業水揚量と水揚金額の推移



資料：浜田市水産業振興協会

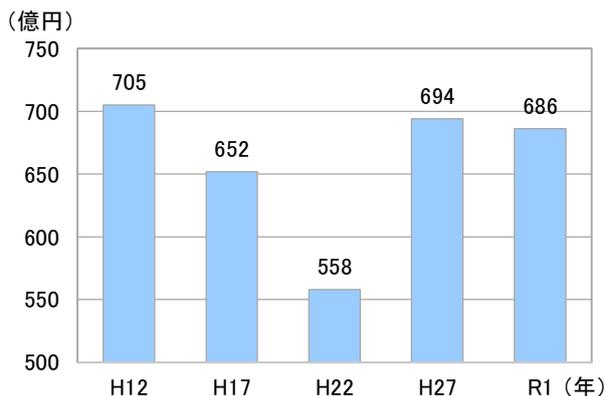
(4) 工業

■ 工業出荷額は減少しています

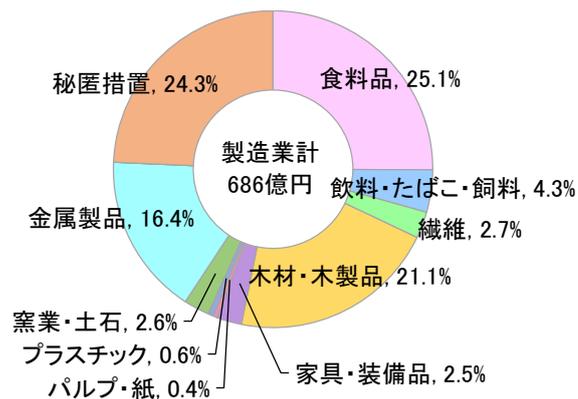
製造品出荷額等は、平成22年に約558億円まで落ち込みましたが、その後は回復し、令和元年は平成12年と比較して約19億円（2.7%）減少の約686億円となっています。

製造品別出荷額等の内訳を見ると、食料品製造業25.1%、木材・木製品製造業（家具を除く）21.1%、金属製品製造業16.4%が上位3品目となっています。

■ 製造品出荷額等の推移



■ 製造品別出荷額等の内訳（令和元年）



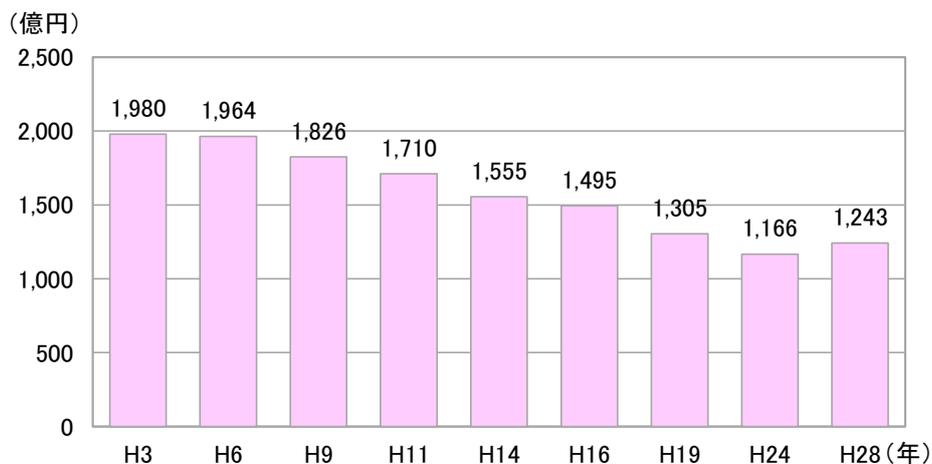
資料：工業統計調査

(5) 商業

■ 商業販売額は減少しています

商業販売額は減少傾向が続き、平成28年には約1,243億円となり、平成3年の約1,980億円と比較して737億円（37.2%）が減少しています。

■ 商業販売額の推移



資料：商業統計調査、経済センサス活動調査

(6) 観光

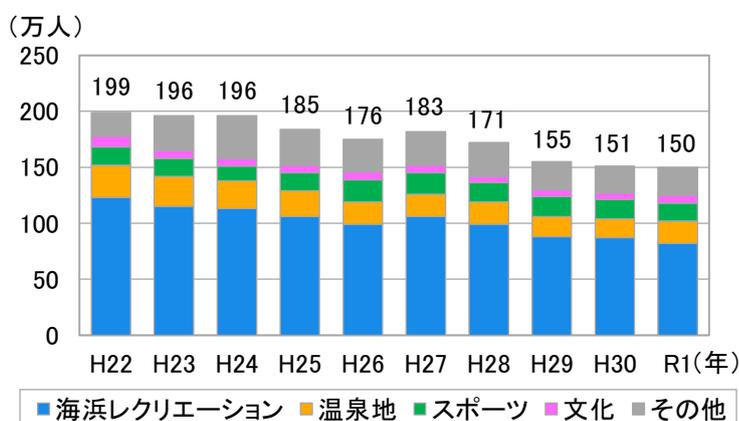
■ 観光入込客は、海浜レクリエーションに集中しています

観光入込客は、中国・四国地方最大級の水族館であるアクアスをはじめ、海水浴、釣り、キャンプ等の海浜レクリエーションに集中しています。全体的に観光入込客数は減少しており、近年では150～160万人前後で推移しています。

令和元年における観光地別観光入込客数の割合を見ると、海浜レクリエーションの割合は54.9%で、このうちアクアスの割合は23.8%、石見海浜公園は13.7%となっています。また、温泉地の割合は13.5%（きんたの里5.1%、美又温泉4.4%、温泉地その他4.0%）となっています。

本市では、広島県からの観光客を呼び込むために、広島市内に浜田市広島PRセンターを設置し、観光情報の発信を行っています。

■ 観光入込客数の推移



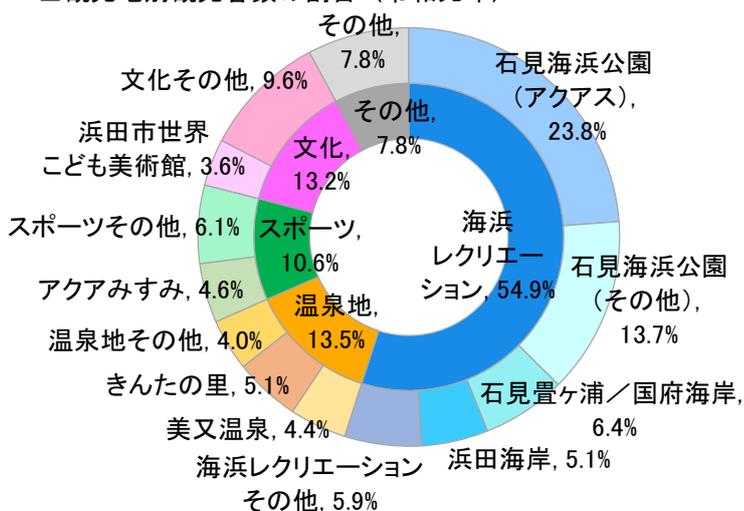
資料：島根県観光動態調査

■ 観光入込客数の内訳（令和元年）

施設名称	入込客延べ数
海浜レクリエーション	823,296
石見海浜公園（アクアス）	357,090
石見海浜公園（その他）	204,640
石見畳ヶ浦／国府海岸	96,400
浜田海岸	77,020
海浜レクリエーションその他	88,146
温泉地	201,636
美又温泉	65,749
きんたの里	75,884
温泉地その他	60,003
スポーツ	159,598
アクアみすみ	68,811
スポーツその他	90,787
文化	197,708
浜田市世界子ども美術館	54,168
文化その他	143,540
その他	116,827
合計	1,499,065

資料：島根県観光動態調査

■ 観光地別観光客数の割合（令和元年）



資料：島根県観光動態調査

2-3 土地利用

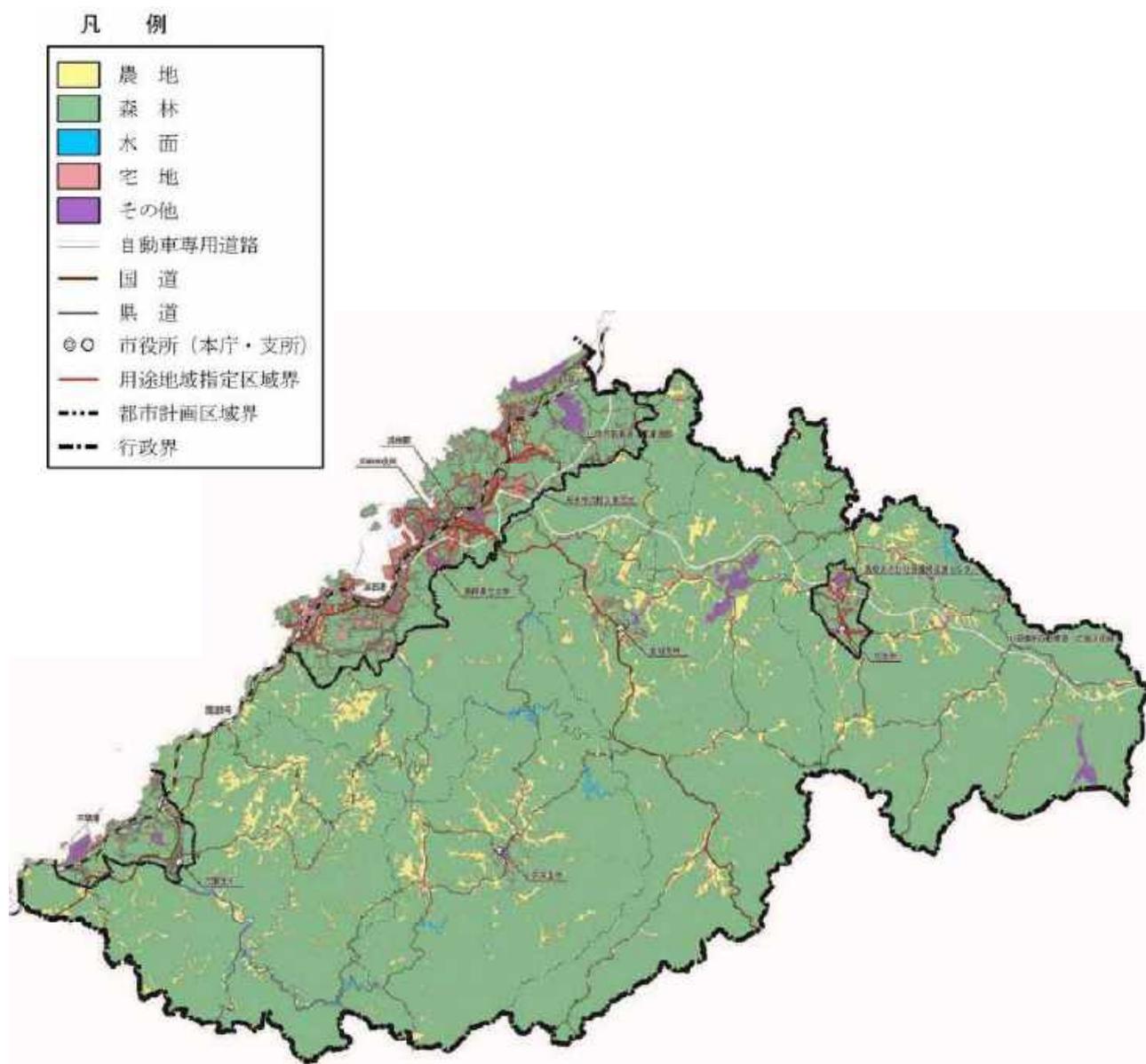
■ 本市の総面積は 69,068ha で、土地利用は、森林が全体の 8 割を超えています

(1) 土地利用の現状

本市の総面積は69,068haです。

土地利用別では、平成23年の数値を見ると、森林が56,039haで全体の8割を超えています。農地は2,510ha、原野は352ha、道路は1,725ha、宅地は1,032ha、その他が7,302haとなっています。

■ 土地利用現況図



資料：浜田市国土利用計画（平成23年）

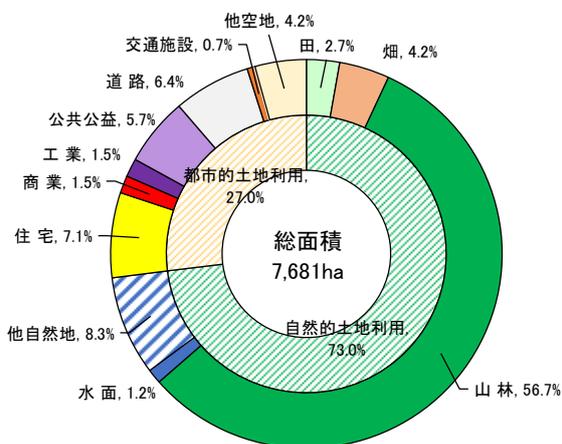
■ 都市計画区域の面積は 7,681ha で、自然的土地利用が 73.0%、都市的土地利用が 27.0%となっています

本市の都市計画区域は、本市の総面積の 11.1%に当たる 7,681ha で、浜田、旭、三隅地域に指定しています。

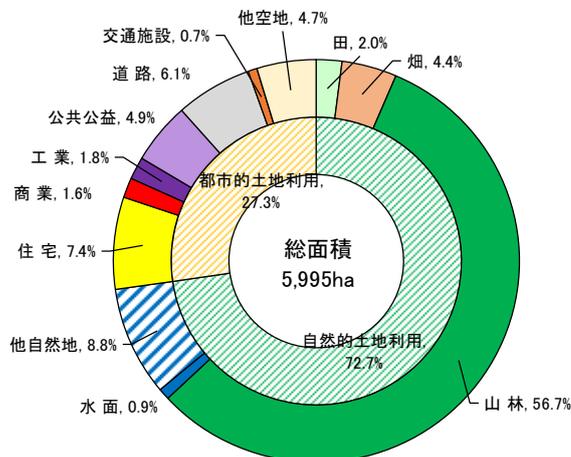
都市計画区域の土地利用別面積の割合は、自然的土地利用が 73.0%、都市的土地利用が 27.0%であり、その内訳は、山林が 56.7%、農地（田・畑）が 6.9%、宅地（住宅・商業・工業）が 10.1%となっています。

都市計画区域ごとの土地利用を見ると、浜田都市計画区域では宅地（住宅・商業・工業）が 10.8%と、他の都市計画区域に比べて高く、逆に農地（田・畑）は 6.4%と低くなっています。また、旭、三隅都市計画区域では、浜田都市計画区域に比べ、公共公益施設用地の割合がやや高くなっています。

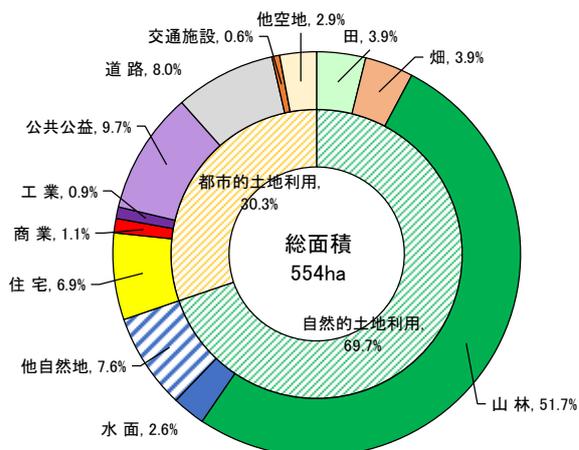
■ 都市計画区域（市全体）の土地利用



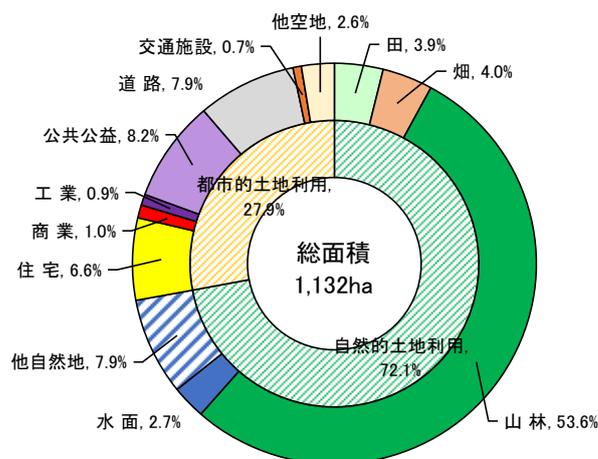
■ 浜田都市計画区域の土地利用



■ 旭都市計画区域の土地利用



■ 三隅都市計画区域の土地利用



資料：都市計画基礎調査（平成 22 年）

(2) 用途地域の指定状況

浜田都市計画区域では、JR浜田駅を中心に商業系用途地域、国道9号沿いに準工業地域を広く指定し、浜田駅の北側に第一種低層住居専用地域を指定しています。

旭都市計画区域では、旭インターチェンジ（IC）周辺に工業地域と第一種住居地域、市街地中心部に商業地域と第一種住居地域等を指定しています。

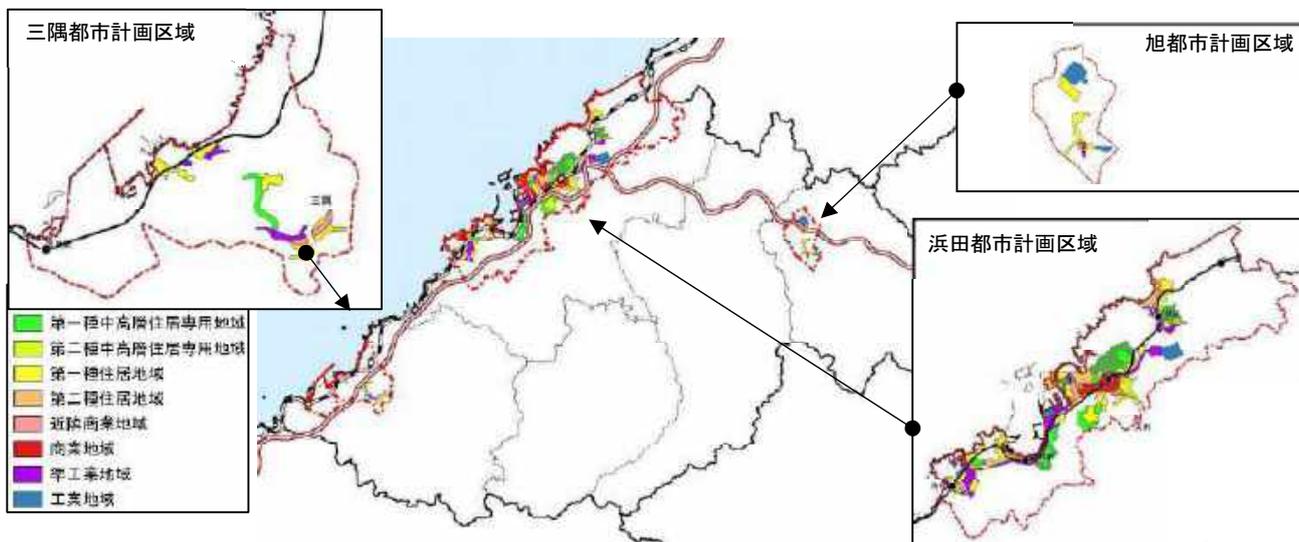
三隅都市計画区域では、平成26年に沿岸部の湊浦地区や国道9号沿いの三隅地区等に近隣商業地域や第一種住居地域を指定しています。

■用途地域の指定状況

(単位: ha)

都市計画区域名	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
浜田	204.0	—	145.0	64.0	352.0	107.0	—	67.0	84.0	234.0	97.0	—	1,354.0
旭	—	—	—	—	42.0	1.6	—	1.4	1.6	1.8	36.0	—	84.4
三隅	—	—	13.0	—	37.0	—	—	7.3	—	14.0	—	—	71.3

資料:「島根の都市計画2021」島根県土木部(令和3年4月1日現在)

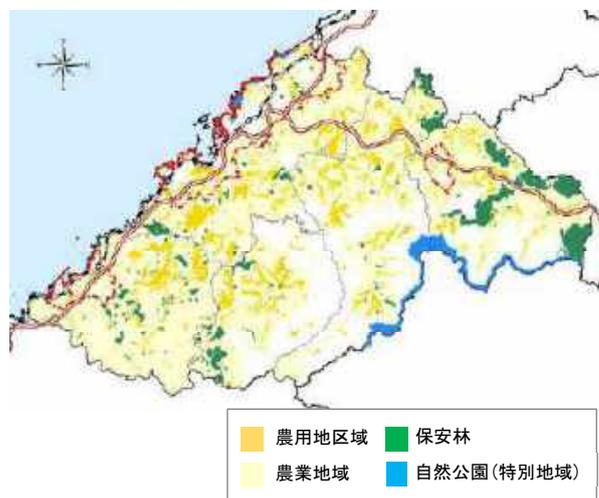


(3) 法規制の指定状況

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域や、森林法に基づく保安林が、都市計画区域の内外にわたって広く指定されています。

また、自然公園法に基づく自然公園(特別地域)が、市域南部に「西中国山地」として指定されているほか、島根県立自然公園条例に基づく県立自然公園(特別地域)が、海岸域一帯に「浜田海岸」として指定されています。

■法規制の指定状況



資料:国土数値情報

2-4 交通

(1) 公共交通

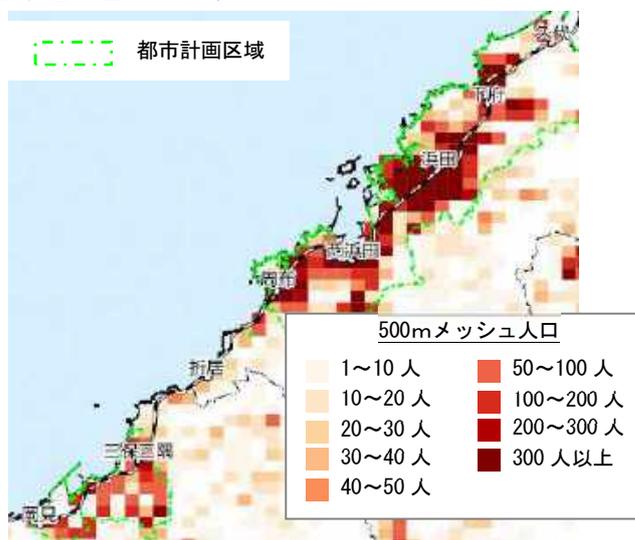
- 鉄道はJR山陰本線、バスは民間路線バスと市生活路線バスがあり、公共交通空白地域には市予約型乗合タクシーや住民組織によるコミュニティワゴン運送を導入しています

■ 鉄道

鉄道は、日本海沿岸を走るJR山陰本線が運行されており、本市の東西公共交通の基軸となっています。市内にある8駅のうち、浜田駅と三保三隅駅は特急列車の停車駅であり、広域の東西公共交通の拠点となっています。

列車の便数は、上りの江津方面が1日22便で、このうち出雲・松江方面への特急は7便、下りの益田方面が1日20便で、このうち特急は7便（益田まで4便、新山口まで3便）が運行されています（令和4年2月現在）。

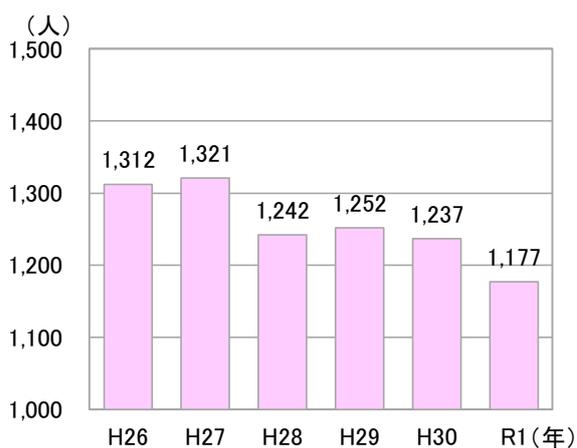
■ 鉄道駅と人口分布



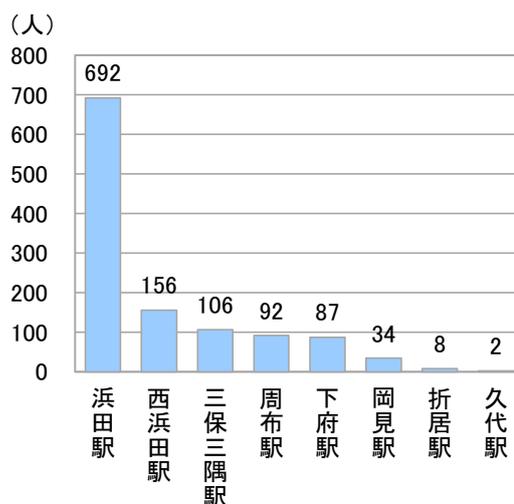
資料：国土数値情報

1日の平均乗車人数は、市内の8駅合計が1,177人（令和元年）で、近年減少しています。駅別で見ると、浜田駅が最も多く、市内の乗車人数の半数以上を占めています。次いで西浜田駅、三保三隅駅が多くなっています。

■ 1日平均乗車人数の推移（8駅合計）



■ 駅別の1日平均乗車人数（令和元年）



資料：島根県統計書

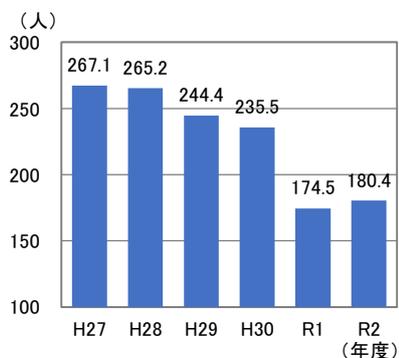
■バス

バスは、民間路線バスと市生活路線バスがあります。民間路線バスは、浜田駅を中心として地域の生活拠点を結んだ路線、江津市や益田市への東西を結んだ路線、広島や大阪への広域的な路線が運行されています。市生活路線バスは、各地域内の生活拠点間の連絡をしています。

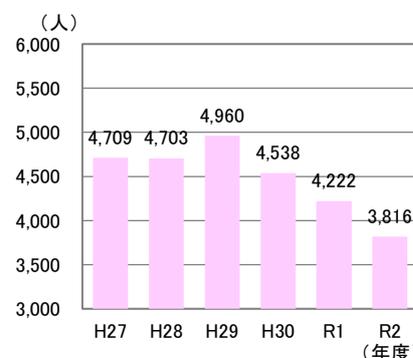
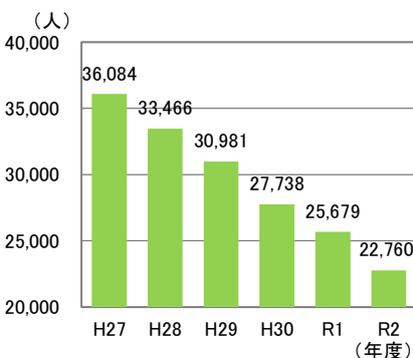
また、これらがカバーできないエリアには、市予約型乗合タクシー（浜田、金城、旭、弥栄の各地域内）や住民組織によるコミュニティワゴン運送（三隅地域の井野地区と浜田地域の羽原地区・大麻地区）を導入し、公共交通空白地域における移動手段を確保しています。

利用者数は、民間路線バス、市生活路線バス、市乗合タクシーのいずれも減少傾向となっています。

■民間路線バス
1日当たり輸送量

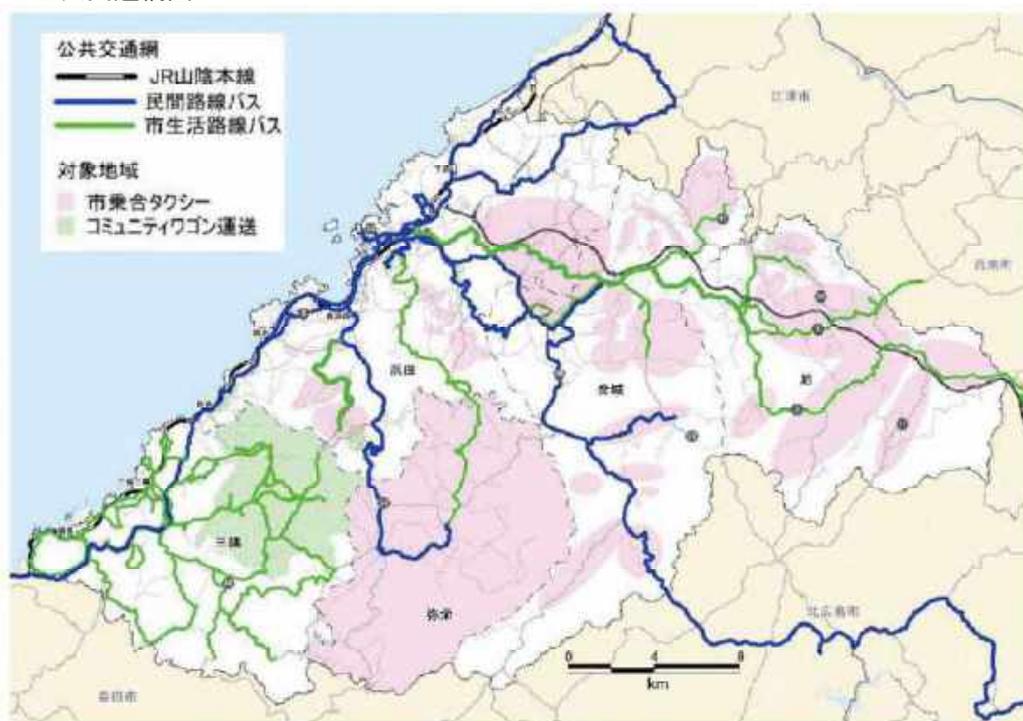


■市生活路線バス利用者数（年間） ■市乗合タクシー利用者数（年間）



資料：浜田市資料

■公共交通網図



資料：浜田市資料

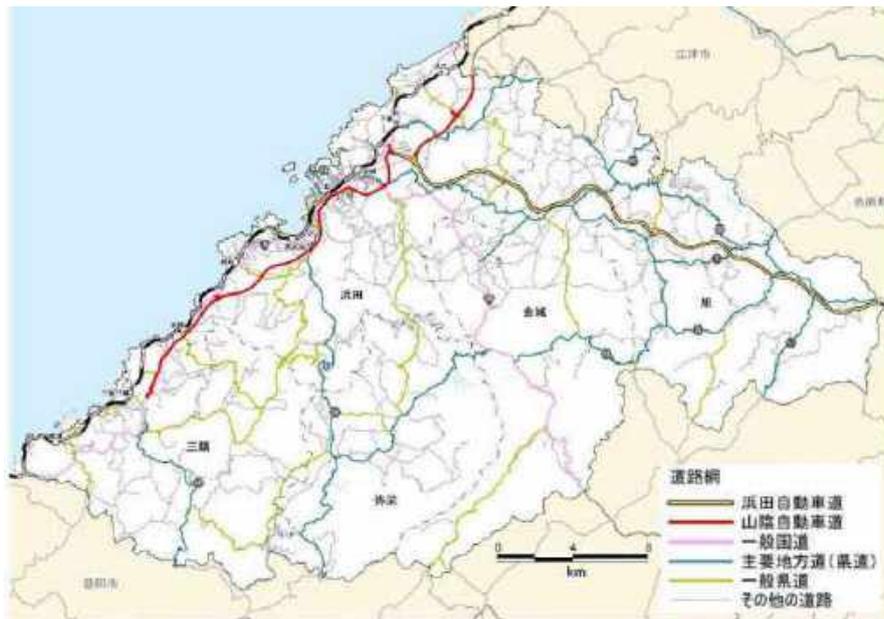
(2) 自動車交通

■ 1世帯当たりの乗用車保有台数が増加し、自動車交通の需要が高まっています

自動車交通に大きく依存する本市において、国道、高規格幹線道路※、主要地方道、一般県道、広域農道は、道路ネットワークの構築に重要な役割を担っています。

主な道路としては、国道9号が市の海岸部を東西に、国道186号が山間部を南北に通り、その他、主要地方道を中心に道路網が形成されています。また、国道9号と並行して山陰自動車道が走り、市の東部を南北に浜田自動車道が通っています。

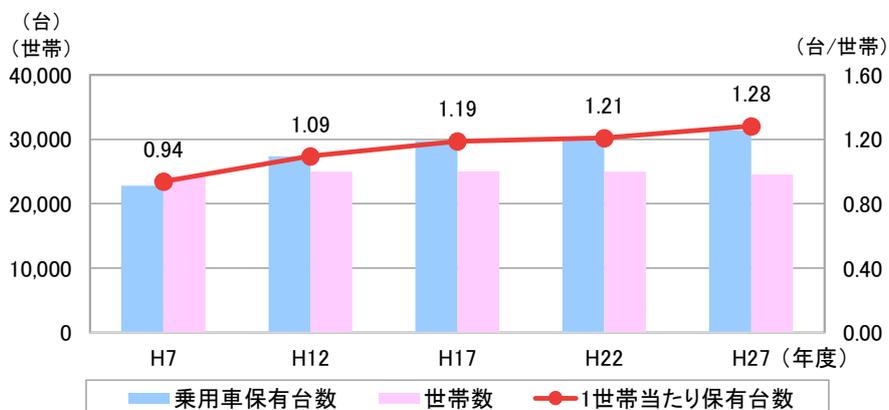
■ 主要道路網図



資料：第2次浜田市地域公共交通再編計画

また、本市における世帯数と乗用車保有台数を比較すると、横ばい傾向の世帯数に対して乗用車保有台数は増加傾向にあり、平成27年度の1世帯当たりの乗用車保有台数は1.28台となり、自動車交通の需要はますます高まっています。

■ 乗用車保有台数と世帯数の推移



資料：島根県統計書

※高規格幹線道路：「高速自動車国道」と「一般国道の自動車専用道路」のこと。

2-5 都市施設*

(1) 都市計画道路

■ 都市計画道路の改良率は76.4%で、島根県全体とほぼ同水準にあります

都市計画道路*は、39路線、総延長76.12kmが都市計画決定*されており、内訳は、浜田都市計画区域が29路線(60.60km)、旭都市計画区域が3路線(2.00km)、三隅都市計画区域が7路線(13.52km)となっています。改良率は76.4%で、島根県全体の76.5%とほぼ同水準にあります。

浜田都市計画区域は、浜田駅周辺や広域幹線道路において整備が進んでいるものの、周布町周辺の外郭路線、既成市街地西側(栄町・京町周辺)の東西路線や北側の外郭路線、浜田港周辺の路線等の整備が進んでいません。

また、旭都市計画区域では中心部の路線で、三隅都市計画区域では山陰自動車道(三隅益田線)を除くと、湊浦周辺の路線で整備が進んでいません。

※1 都市計画区域外を含む

※2 概成済み区間の延長は含まない

■ 都市計画道路の整備状況

地域名 ※1	種別延長(m)				総延長 (m)	路線数	改良済み延長 (m)※2	改良率
	自動車 専用道路	幹線道路	区画街路	特殊街路				
浜田	23,340	36,230	1,030	0	60,600	29	47,171	77.8%
旭	0	2,000	0	0	2,000	3	1,390	69.5%
三隅	10,090	3,430	0	0	13,520	7	9,570	70.8%
浜田市全体	33,430	41,660	1,030	0	76,120	39	58,131	76.4%
【参考】島根県全体	—	—	—	—	613,780	365	469,580	76.5%

資料：浜田市資料、国交省「都市計画現況調査」令和2年3月31日現在
※島根県は「島根の都市計画2021」

(2) 都市計画公園

■ 都市計画公園の人口1人当たりの供用面積は、45.96㎡と高い水準にあります

都市計画公園*は、街区公園25か所、近隣公園2か所、地区公園1か所、総合公園1か所、運動公園3か所、特殊公園2か所、広域公園1か所の計35公園、総面積221.91haが都市計画決定されており、供用面積は188.96ha、供用率は85.2%となっています。

都市計画公園の人口1人当たりの供用面積は45.96㎡であり、島根県の17.80㎡と比較して高い水準にあります。しかしながら、この供用面積は、広域公園(1か所、140.20ha)、運動公園(3か所、49.40ha)といった、面積が大きな公園の占める割合が高いことによるものです。

■ 都市計画公園の整備状況

都市計画区域	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		特殊公園		広域公園		合計	
	箇所	(ha)	箇所	(ha)	箇所	(ha)	箇所	(ha)								
浜田	24	4.64	2	5.00	—	—	—	—	1	11.00	2	10.35	1	140.20	30	171.19
旭	—	—	—	—	—	—	—	—	1	13.40	—	—	—	—	1	13.40
三隅	1	0.12	—	—	1	6.30	1	6.00	1	24.90	—	—	—	—	4	37.32
合計	25	4.76	2	5.00	1	6.30	1	6.00	3	49.30	2	10.35	1	140.20	35	221.91

	計画面積(ha)	供用面積(ha)	供用率(%)	都市計画区域 人口(人)	人口1人当たり の供用面積(㎡)
浜田市全体	221.91	188.96	85.2	41,118	45.96
【参考】島根県全体	1,221.02	946.98	77.6	531,923	17.80

資料：浜田市資料、国交省「都市計画現況調査」令和2年3月31日現在
※島根県の人口は「島根の都市計画2021」

※都市施設：都市計画法に基づき、主に都市計画区域内に定めることができる道路、公園、水道等の施設のこと。このうち、都市計画決定された施設を「都市計画施設」という。

※都市計画道路：都市計画決定された道路のこと。都市計画道路の予定地には恒久的な建築物を建てることできない。

※都市計画決定：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市計画法に基づき、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等を一定の手続きにより決定すること。

※都市計画公園：都市計画決定された公園や緑地のこと。

(3) 上水道・下水道

- 上水道の普及率は99.7%となっています
- 下水道は浜田都市計画区域で274haが都市計画決定されています

水道事業は、昭和9年に給水を開始して以来、順次の区域拡張事業を実施し、平成30年4月には簡易水道事業を全て上水道事業に統合しました。今後の施設更新については、令和元年7月に策定した浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画（アセットマネジメント）に基づいた基幹管路の耐震化や設備の更新等、効率的で効果的な対策が必要な状況となっています。

■水道事業（令和2年度末）

給水開始年月	昭和9年6月
現在給水人口	51,025人
普及率	99.7%

公共下水道は浜田都市計画区域で約274ha、旭都市計画区域で約43ha、三隅都市計画区域で約80haが都市計画決定されています。このうち浜田都市計画区域における平成12年度から令和8年度までの事業面積は約175haと、計画面積の63.9%を占めています。

また、都市下水路[※]については、8,016.9mが都市計画決定されており、このうち整備延長は7,381.4m（92.1%）となっています。しかし、昭和35年から昭和58年にかけて整備されたものが多く、50年以上が経過しているため老朽化が進んでいる状況にあります。

■下水道（公共下水道）整備状況

都市計画区域	都市計画決定					事業認可				
	年月日	決・変	名称	種別	計画内容	年月日	決・変	事業年度	事業費(千円)	事業内容
浜田	H26.11.28	変更	浜田市公共下水道(国府処理区)	下水道	約162ha	H27.2.20	変更	H12~30	4,943,900	約98ha
	R2.3.6	決定	浜田市公共下水道(浜田処理区)	下水道	約112ha	R2.5.7	決定	R2~R8	2,844,000	約77ha
旭	H24.8.24	変更	浜田市公共下水道(旭処理区)	下水道	約43ha	H24.9.28	変更	H13~H25	2,661,000	約43ha
三隅	H19.1.31	変更	三隅町公共下水道	下水道	約80ha	H19.3.30	変更	S47~H22	4,151,470	約80ha

■下水道（都市下水路）整備状況

名称	集水面積	都市計画決定		指 定		概 要		
		計画延長	年月日	指定延長	年月日	事業実施年度	整備延長	幅員
日脚都市下水路	32ha	470.9m	S35.10.27	470.9m	S55.11.27	S35~S36	470.9m	1.00m
相生都市下水路	31ha	556.0m	S46.10.9	556.0m	〃	S46~S48	556.0m	2.10~1.05m
福音寺都市下水路	51ha	480.0m	S50.7.14	458.2m	〃	S50~S53	409.8m	2.15~1.35m
和木都市下水路	31ha	360.0m	S50.12.2	363.4m	〃	S50~S54	363.4m	2.10~1.21m
治和都市下水路	125ha	1,040.0m	S49.8.8	1,037.2m	〃	S49~S54	1,116.0m	4.99~1.25m
赤川都市下水路	198ha	4,250.0m	S53.11.10	4,138.1m	S59.4.2	S53~S58	3,688.0m	6.92~1.23m
朝日町都市下水路	103ha	860.0m	H2.1.19	861.5m	H8.3.21	H1~H7	777.3m	2.50~1.20m
合 計	571ha	8,016.9m		7,885.3m			7,381.4m	

資料：浜田市資料（令和3年3月31日現在）

※都市下水路：都市計画決定された下水道の一種で、主に市街地（公共下水道の排水区域外）における雨水排除を目的とし、終末処理場を有しないもの。

2-6 自然環境

■ 海、山、川、田園等からなる豊かな自然環境を有しています

本市は、海、山、川、田園等からなる豊かな自然環境を有しています。これらは、市民にやすらぎや生活の営み、レクリエーションの場を与え、森林は、自然災害から市民の生活を守ってくれています。そして、海と山の恵みにより栄えてきた本市にとって、大切な財産であり、誇るべきものです。また、これらは、あらゆる生物が生きていくために必要な場所でもあります。

こうした自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域を進める取組として、「グリーンインフラ[※]」の概念が注目されています。一方、自然環境については、地球温暖化をはじめ、生態系の破壊や海洋プラスチックを含めたゴミ問題等、様々な問題が取り上げられており、官民を越えた取組がなされているところです。

本市では、市民一人ひとりが豊かな緑に愛着をもち、自らがその保全や育成を実践して緑にふれあうことのできる仕組みづくりの指針として、「浜田市緑の基本計画」を定め、緑の将来像の実現に向けた取組を展開しています。



日本海の風景



里山の風景



田園の風景



溪流の風景



海岸の清掃活動



市街地の緑化活動

※グリーンインフラ：自然環境が有する治水、土砂災害防止、水源・地下水かん養、観光、レクリエーション、景観向上といった機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。

2-7 防災・防犯

- 過去に幾度となく集中豪雨による激甚災害に見舞われました
- 地域社会が持つ犯罪を抑止する機能の充実強化が必要です

本市は、近年では、平成 25 年 8 月豪雨や平成 29 年 7 月豪雨、令和 3 年 7・8 月豪雨等、過去に幾度となく集中豪雨による災害に見舞われたことから、その教訓を活かした災害に強いまちづくりを進めています。

ダム建設や河川改修による治水対策や、砂防・治山・地すべり・急傾斜事業による土砂災害対策等の防災事業は、平成 28 年 7 月には浜田川総合開発事業による第二浜田ダム工事、令和 2 年 4 月には同事業による浜田ダム再開発工事が完了し、現在は矢原川ダム建設が事業中となっています。

災害発生のおそれがある区域については、土砂災害警戒区域[※]・土砂災害特別警戒区域[※]や津波浸水想定区域、市内 4 河川における洪水浸水想定区域が公表されており、防災メールや防災出前講座、防災ハザードマップ等を活用し、市民に防災の情報等を伝えています。

令和 2 年 9 月には、持続可能で強靱な地域づくりを進めるため「浜田市国土強靱化地域計画」を策定し、災害に強い生活基盤の整備を継続しています。

また、安全・安心なまちづくりのためには防犯の取組も重要であり、「浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の基本理念に基づき、犯罪防止に配慮した生活環境の整備に努めるとともに、市民の防犯意識を高め、市民等と行政が一体となった地域ぐるみの防犯活動を推進しています。

■ 浜田市防災ハザードマップ



■ 浜田市避難所運営マニュアル

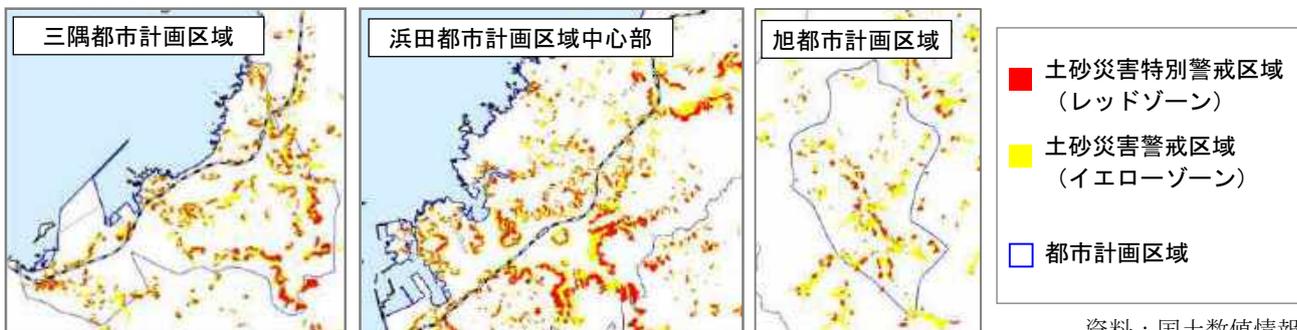


※土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれのある区域のこと。イエローゾーンとも呼ばれる。

※土砂災害特別警戒区域：土砂災害により、建築物が壊れて命に危険が生じるおそれのある区域のこと。レッドゾーンとも呼ばれる。

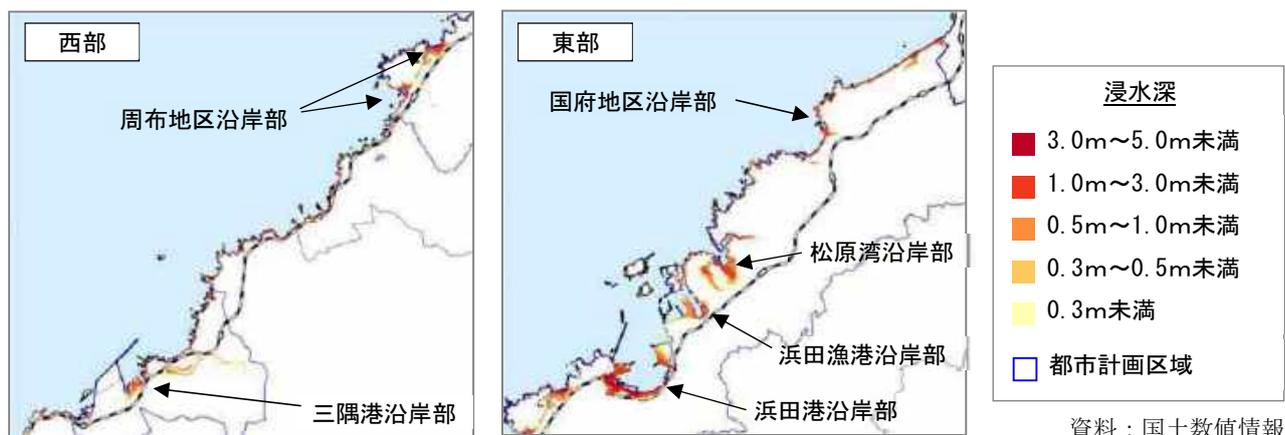
土砂災害警戒区域等は、市内の広い範囲にわたって指定されています。また、各都市計画区域内においても、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が多く指定されています。

■土砂災害警戒区域の分布



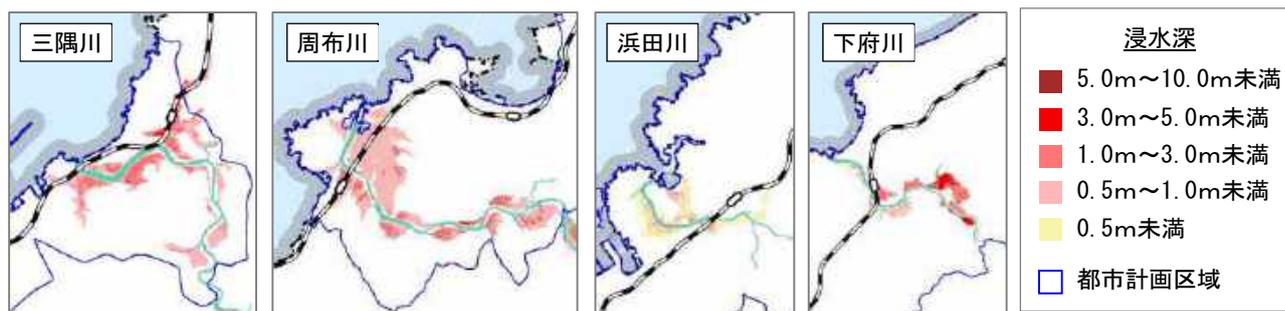
津波浸水想定区域は、東部では浜田港沿岸部に比較的広い範囲で指定されており、最大で3.0m～5.0mの浸水深が想定されています。また、浜田漁港沿岸部、国府地区沿岸部、松原湾沿岸部等にも最大で1.0m～3.0mの浸水深が想定されています。西部では、周布地区沿岸部や三隅港沿岸部等に最大で1.0m～3.0mの浸水深が想定されています。

■津波浸水想定区域の分布



都市計画区域内における河川の洪水浸水想定区域は、想定最大規模の降雨の場合、浜田川では最大で1.0m～3.0mの浸水深が想定され、下府川、周布川、三隅川では最大で3.0m～5.0mの浸水深が想定されています。

■河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）の分布



2-8 景観

■ 自然や歴史、文化が育んだ魅力ある景観があります

本市の景観は、四季折々の表情を見せる青い海、緑豊かな山々、豊富な水が流れる川等の美しい自然景観や、その中で、人々が時代の変化に応じて、この自然と共生しながらつくり出した農漁村の集落景観、田園景観、浜田港等の港のある産業景観があります。

また、浜田城跡や石見神楽といった、地域が継承してきた歴史的・文化的な景観や、これらが生み出した町並み等の景観があり、そして、浜田駅周辺等の都市的な市街地景観や、浜田マリン大橋等の建造物が自然と調和した海浜景観等、新たな景観も創出されています。

本市では、これら先人から引き継いだ本市固有の景観を守り、育て、創造し、次世代に伝えるため、「浜田市景観計画」を策定し、各地域の景観を活かした「景観まちづくり*」を推進しています。特に重点的な取組が必要な地区として、浜田城跡周辺地区、浜田漁港周辺地区、美又温泉地区を重点地区として、「景観まちづくり」を展開しています。



浜田城跡



石見神楽



浜田駅前広場



浜田マリン大橋



美又温泉街



都川の棚田



野坂桜並木



ゆうひパーク三隅から見た山陰本線



三隅公園のつつじ

※景観まちづくり：市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等の協働による地域にふさわしい良好な景観づくりを「まちづくり」として取り組んでいくこと。

3 都市づくりに関する市民のニーズ

都市計画マスタープランの策定に当たり、都市づくりに関する市民のニーズを把握するため、令和3年にアンケート調査を実施しました。

ここでは、この結果の中から、都市計画マスタープランに関連する主な内容を紹介します。

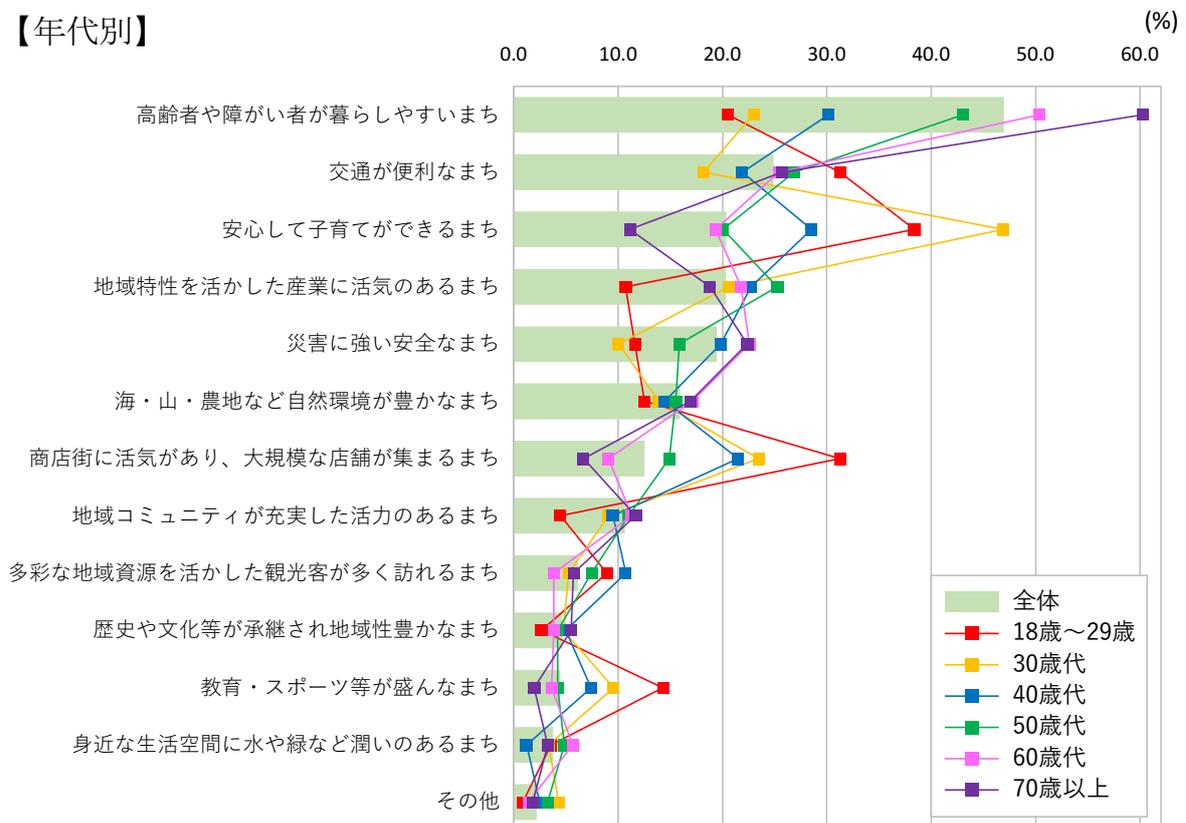
■調査概要

対象地域	浜田市全域
対象者	令和2年11月30日時点で浜田市内に在住する18歳以上の市民 (住民台帳から無作為抽出)
配布数	4,250通
回収数	2,312通 (回収率54.4%)

■浜田市が将来どんなまちになったらよいと思われませんか。(2つ以内で回答)

順位	カテゴリー名	回答者数に対する割合
1位	高齢者や障がい者が暮らしやすいまち	47.0%
2位	交通が便利なまち	24.9%
3位	安心して子育てができるまち	20.4%
4位	地域特性を活かした産業に活気のあるまち	20.3%
5位	災害に強い安全なまち	19.5%
その他の傾向	年代別では、18歳～29歳や30歳代の若者世代で「安心して子育てができるまち」「商店街に活気があり、大規模な店舗が集まるまち」「交通が便利なまち」への期待が高くなっています。	

【年代別】

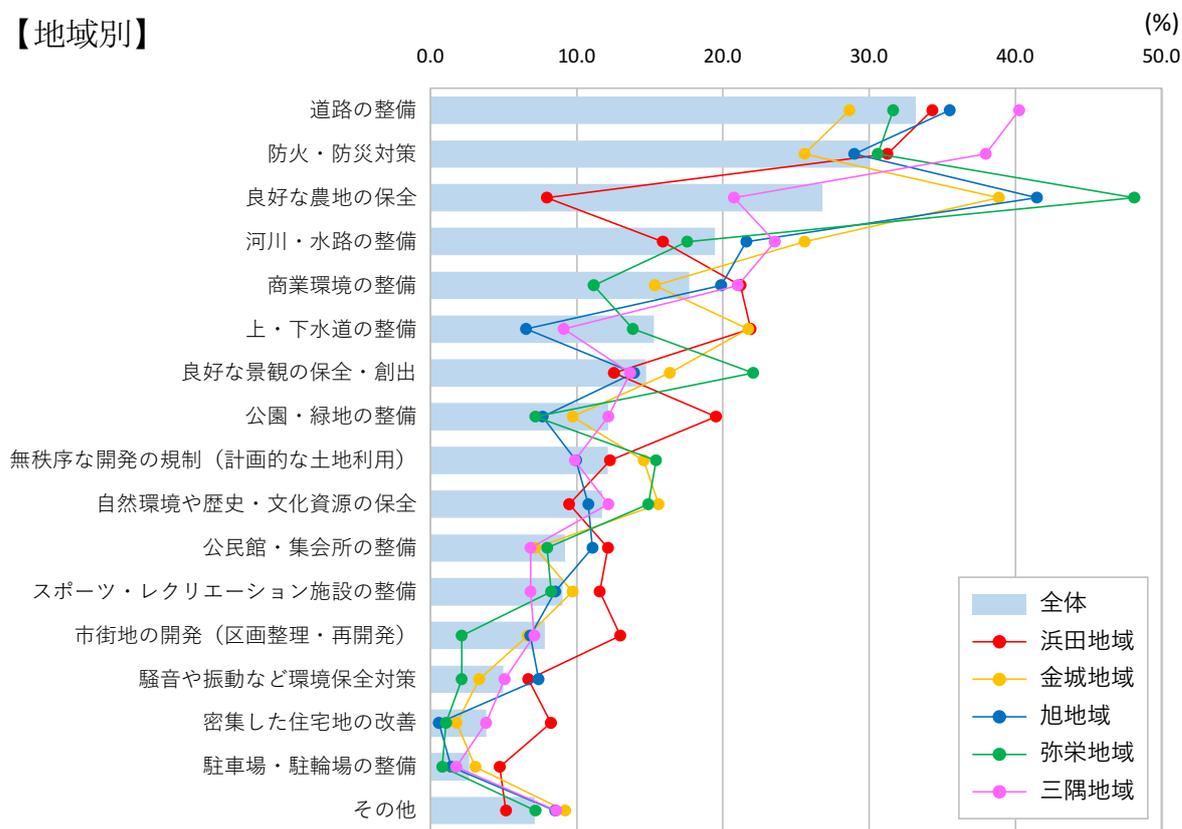


※ 全体は年齢不明の回答者も含む

■お住まいの地区において、特に望まれていることは何ですか。(3つ以内で回答)

順位	カテゴリー名	回答者数に対する割合
1位	道路の整備	33.2%
2位	防火・防災対策	30.0%
3位	良好な農地の保全	26.8%
4位	河川・水路の整備	19.5%
5位	商業環境の整備	17.7%
その他の傾向	地域別での特徴的な傾向を見ると、「良好な農地の保全」への期待は弥栄・旭・金城地域で、「道路の整備」と「防火・防災対策」への期待は三隅地域で、「良好な景観の保全・創出」は弥栄地域で、「公園・緑地の整備」への期待は浜田地域で高い傾向にあります。	

【地域別】



※ 全体は居住地不明の回答者も含む

■住宅地のあり方について、特に望まれていることは何ですか。(2つ以内で回答)

順位	カテゴリー名	回答者数に対する割合
1位	空き地や空き家などの積極的な活用	44.7%
2位	災害に対して安全な住宅地周辺の防災対策の強化・充実	32.4%
3位	電気、水道、インターネットなど日常生活に不可欠な生活基盤の整備・充実	29.2%
その他の傾向	年代別で18歳～29歳、30歳代の若者世代の期待を見ると、「電気、水道、インターネットなど日常生活に不可欠な生活基盤の整備・充実」「若者の定住化を促進する住宅地や集合住宅の整備・充実」「空き地や空き家などの積極的な活用」が高くなっています。	

■農村地域や農地・山林のあり方について、特に望まれていることは何ですか。(2つ以内で回答)

順位	カテゴリー名	回答者数に対する割合
1位	後継者の育成や新規営農者の受入れ体制の整備・充実	39.9%
2位	利用していない農地や山林を、観光農園や農林業の体験活動の場として活用	34.6%
3位	生活道路や水路など、農村地域における生活基盤施設の整備・充実	22.1%
その他の傾向	年代別で18歳～29歳、30歳代の若者世代の期待を見ると、「主要な道路沿いにおける休耕地の住宅化や商業施設の誘致」「特産品の開発や加工・直売施設等の整備・充実」が高くなっています。	

■工場や企業、工業地（企業用地）のあり方について、特に望まれていることは何ですか。(2つ以内で回答)

順位	カテゴリー名	回答者数に対する割合
1位	既存の工場や企業の活性化に向けた支援	42.4%
2位	お住まいの地域での雇用機会の拡大に向けた工業地（企業用地）の整備や企業誘致の推進	36.1%
3位	浜田市内の他地域（お住まいの地域以外）での工業地（企業用地）の整備や企業誘致の推進	27.6%
その他の傾向	地域別、年代別で見ても、各地域及び各年代とも概ね全体と同様な傾向にあります。	

■商業施設や商業地のあり方について、特に望まれていることは何ですか。(2つ以内で回答)

順位	カテゴリー名	回答者数に対する割合
1位	既存の商店や商店街の継続した営業への支援	41.6%
2位	空き店舗の積極的な活用の検討（観光案内所や直売所など）	38.0%
3位	農産物や特産品の直売機能の充実・強化	37.9%
その他の傾向	年代別で18歳～29歳、30歳代の若者世代の期待を見ると、特に「大規模商業施設（大型ショッピングセンターやホームセンターなど）の誘致」が高く、「既存の商店や商店街の継続した営業への支援」が続いています。	

■道路整備や交通のあり方について、特に望まれていることは何ですか。(2つ以内で回答)

順位	カテゴリー名	回答者数に対する割合
1位	狭い道路など地区の道路整備	41.4%
2位	夜間の犯罪や事故を防ぐための防犯灯・街灯の整備	29.6%
3位	バス・鉄道等の公共交通の充実	22.1%
その他の傾向	地域別、年代別で見ても、各地域及び各年代とも概ね全体と同様な傾向にあります。なお、弥栄地域において「地域間をつなぐ道路網の整備」への期待の高さがうかがえます。	

■公園・緑地等の整備について、特に望まれていることは何ですか。(2つ以内で回答)

順位	カテゴリー名	回答者数に対する割合
1位	日常の憩いのための身近な広場や公園の充実	33.1%
2位	災害時の避難場所となる大きな公園の充実	27.5%
3位	多目的に利用できる総合的な公園の充実	24.9%
その他の傾向	年代別で18歳～29歳、30歳代の若者世代の期待を見ると、「日常の憩いのための身近な広場や公園の充実」「スポーツ等が楽しめる大きな公園の充実」「多目的に利用できる総合的な公園の充実」が高くなっています。一方、60歳代、70歳以上の高齢世代では、「災害時の避難場所となる大きな公園の充実」への期待が高くなっています。	

■その他の都市施設（道路、公園・緑地以外）の整備について、特に望まれていることは何ですか。(2つ以内で回答)

順位	カテゴリー名	回答者数に対する割合
1位	診療所・病院	41.0%
2位	福祉施設（保健センター、老人ホーム等）	31.7%
3位	スポーツ・レクリエーション施設	20.6%
その他の傾向	年代別で18歳～29歳、30歳代の若者世代の期待を見ると、特に「スポーツ・レクリエーション施設」が高く、「診療所・病院」「教育施設（大学、高校、小中学校等）」「幼稚園・保育園」が続いています。一方、60歳代、70歳以上の高齢世代では、「福祉施設（保健センター、老人ホーム等）」「診療所・病院」への期待が高くなっています。	

■大地震や台風による風水害・火災など、これらの災害に対する備えとしてどのようなことをしておけばよいと思われますか。(2つ以内で回答)

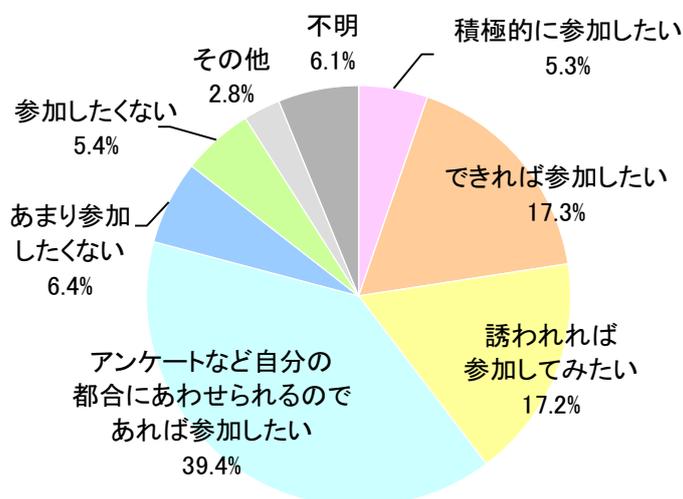
順位	カテゴリー名	回答者数に対する割合
1位	避難所・避難場所・避難路の整備	47.1%
2位	狭い道路の整備・解消	27.3%
3位	市民一人一人の意識を高める啓発活動	19.7%
その他の傾向	地域別、年代別で見ても、各地域及び各年代とも概ね全体と同様な傾向にありますが、18歳～29歳、30歳代の若者世代では「建築物の不燃化・耐震化」への期待が高くなっています。	

- 自然環境や美しい町並みの景観を守り、つくり出すためには、どのような取組が重要だと思いますか。(2つ以内で回答)

順位	カテゴリー名	回答者数に対する割合
1位	海岸線や河川など水辺の自然景観を保全・活用する	42.0%
2位	森林や丘陵等の自然景観を保全する	26.6%
3位	田畑と集落が一体となった田園的風景を守る	24.5%
その他の傾向	地域別での特徴的な傾向を見ると、「海岸線や河川など水辺の自然景観を保全・活用する」への期待は浜田・三隅地域で、「森林や丘陵等の自然景観を保全する」への期待は弥栄地域で、「田畑と集落が一体となった田園的風景を守る」への期待は弥栄・旭・金城地域で高い傾向にあります。	

- 今後、ホームページや広報、まちづくりセンターの活動等を通じて、まちづくりについて話し合ったり、考えたりする機会があれば、どのようにしたいと思われませんか。

順位	カテゴリー名	回答者数に対する割合
1位	アンケートなど自分の都合にあわせられるのであれば参加したい	39.4%
2位	できれば参加したい	17.3%
3位	誘われれば参加してみたい	17.2%
その他の傾向	「あまり参加したくない」「参加したくない」は、合わせて11.8%となっており、その理由としては「高齢のため」が最も多くなっています。	



4 課題

項目	主な課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少と少子高齢化への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の総人口は著しく減少し、少子高齢化が進んでいます。少子高齢化の進行は、社会保障費の増加や生産年齢人口の減少に伴う都市活力を低下させる要因となります。 ・今後、子育て世帯や若年世帯が住みやすい環境づくりを進めていくとともに、若年世帯の定住化、交流人口[*]・関係人口[*]等の増加、UターンやIターン等による市外からの定住化を図る必要があります。 ・アンケート調査では、診療所・病院、福祉施設の整備が望まれています。今後も高齢者が安心して生活できるように、保健・医療・福祉部門の各種施策を推進していく必要があります。 ● 地域コミュニティ[*]の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・人口の減少に比べて、世帯数の減少はゆるやかであることから、1世帯当たりの人数が減少傾向となっていることがうかがえます。 ・単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加している中で、地域のつながりを維持し、孤立を防ぐ必要があります。 ● 中山間地域における定住環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域における高齢化率が高く、今後人口減少とともに消滅するおそれのある集落も点在しています。 ・中山間地域では、農業振興施策を基本としながら、生活基盤整備の推進による定住環境の向上が重要です。
産業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林漁業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・本市は豊かな農林水産資源を有していますが、近年は就業者人口が減少し、高齢化も進んでいます。 ・アンケート調査では、後継者の育成や新規営農者の受入れ体制の整備・充実が望まれています。 ・新規就農支援をはじめ、農業、漁業体験ツアーや特産品の開発等により、農林漁業の活性化を図っていく必要があります。 ● 企業誘致等による産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・本市では事業所、従業者、工業出荷額が減少傾向にあり、アンケート調査では既存の工場や企業の活性化に向けた支援が望まれています。 ・低未利用地[*]を活用した企業誘致等により、雇用を促進しつつ産業の活性化を図っていく必要があります。 ● 港湾の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・島根県内唯一の国際貿易港である「浜田港」は、県海運の中心となっています。 ・釜山港との国際定期コンテナ航路や中国・ロシア等との貿易を行っており、港湾用地としての低未利用地の有効活用を含め、浜田港の活用増進を図る必要があります。

項目	主な課題
産業	<p>● 空き店舗の活用等による商業環境の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の商業販売額は減少傾向で推移していますが、市内外からは中心市街地のある浜田地域での買い物傾向が非常に強い状況にあります。 アンケート調査では、空き店舗の積極的な活用や既存の商店等に対する支援が望まれています。 中心市街地や地域の拠点での空き店舗の活用や商業の充実、容積率の見直し等による商業環境への支援が必要です。 <p>● 中心市街地における駐車場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1世帯当たりの乗用車保有台数は増加傾向であり、自動車交通の需要がますます高まっています。 中心市街地における都市機能の強化を図るため、駐車場の適正配置や規模の検討を行う必要があります。 <p>● 近隣市町との連携やクルーズ客船の誘致等による観光産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の観光レクリエーション施設の多くは海浜部に集中していますが、観光入込客数は減少傾向にあります。 浜田港へのクルーズ客船の誘致とあわせて、石見銀山等、近隣市町との連携による観光ネットワーク化により観光産業の振興を図っていく必要があります。
土地利用・市街地	<p>● コンパクトな都市づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では顕著な市街地の拡大傾向はうかがえませんが、今後も効率的で住みやすい都市環境を構築するため、無秩序な市街地の拡大を抑制し、コンパクトな都市づくりを進めていく必要があります。 アンケート調査では、空き地や空き家等の積極的な活用が望まれており、その利活用とあわせて市街地の空洞化への対応が必要です。 これらの課題の解決に向けて、立地適正化計画[*]の策定の検討が必要です。 <p>● 用途地域の見直しによる適正な土地利用の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道9号沿い等に準工業地域を広く指定していますが、住商工の混在が見られます。 今後、健全で快適な都市環境を構築していくためには、用途地域の見直しによる適正な土地利用の誘導が必要です。 <p>● 法規制の適正な指定等による自然的土地利用の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の面積の8割以上を占める自然的土地利用は、先人たちによって受け継がれてきた、多様な機能を有する貴重な財産です。 法規制の適正な指定により自然環境や営農環境の保全を図っていくとともに、市民等との協働により守り、育て、活用する取組が重要です。

※交流人口：観光者等の一時的・短期的な滞在人口のこと。

※関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人口のこと。

※コミュニティ：人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、その人々の集団、地域社会、共同体のこと。

※低未利用地：利用されていない土地（未利用地）と、周辺の土地に比べて利用の程度が低い土地（低利用地）のこと。

※立地適正化計画：都市全体の構造を見渡しながらか、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導・集約したコンパクトな都市と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進するために市町村が策定する計画のこと。

項目	主な課題
交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 路線バスや予約型乗合タクシー等の公共交通の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・超高齢社会の進展に対して、民間路線バスや市生活路線バス、市予約型乗合タクシー、住民組織によるコミュニティワゴン運送等の公共交通の維持を図っていく必要があります。 ● 山陰自動車道(三隅・益田道路)の早期供用開始 <ul style="list-style-type: none"> ・島根県西部の一体的な発展や救急医療体制の強化のため、山陰自動車道（三隅・益田道路）の早期供用開始に向けて国に働きかけていく必要があります。 ● 幹線道路ネットワーク機能の強化による市域の一体性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・本市は、県道等の幹線道路が各地域を結んでいるものの、狭あいな区間が存在し、円滑な移動の支障となっています。 ・アンケート調査においても、狭い道路の解消等を含む道路整備が望まれています。 ・狭あいな区間が残る幹線道路の整備を促進し、市域の一体性の向上を図る必要があります。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画道路の整備や見直し <ul style="list-style-type: none"> ・本市の都市計画道路の改良率は県平均とほぼ同水準ですが、長期未着手となっている路線の見直しが必要です。 ・土地区画整理事業*とあわせた整備の検討や、既存の道路を活用した路線の変更、整備の優先度の設定等、柔軟で実効性のある取組や見直しの検討を行う必要があります。 ● 都市計画公園の老朽化対策と身近な公園の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の1人当たりの都市計画公園の整備面積は、大規模公園の立地により非常に充実していますが、施設の老朽化が進んでいます。 ・アンケート調査では、身近な公園や災害時の避難場所となる大きな公園の充実が望まれており、市民が快適な都市生活を行う上で、また、防災の観点からも、身近な公園を含めた適正な配置計画による整備が必要です。 ● 下水道の整備と老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備は進んでいるものの、地域によっては市民から整備に対する要望が高い状況であり、今後も計画的に整備を推進していく必要があります。 ・都市下水路の整備率は92.1%ですが、整備後50年以上経過しているものが多く、老朽化対策が必要となっています。 ● ユニバーサルデザインによる施設づくり <ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、公共施設等の都市施設は、誰もが利用しやすく安全に配慮されたものが求められています。 ・アンケート調査では、高齢者や障がい者が暮らしやすいまちが望まれています。 ・現在バリアフリー*対応となっていない施設についてはバリアフリー化を進めるとともに、今後新たに整備する都市施設についてはユニバーサルデザイン*を採用していく必要があります。

※土地区画整理事業：土地所有者等から土地の提供を受け、土地の区画の変更、道路や公園の新設等を行い、より利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業のこと。

※バリアフリー：高齢者や障がい者が生活していく上で障壁となるものを除去することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等の全ての障壁を除去しようという考え方のこと。

項目	主な課題
自然環境	<p>● 自然環境の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地や植樹帯等は、治水、土砂災害防止、水源・地下水かん養[※]、観光資源、健康増進、レクリエーションの場や景観向上等、幅広い機能を持ち、今後も活用・整備を行う必要があります。 市民一人ひとりが豊かな緑に愛着を持ち、自らがその保全や育成を実践して緑にふれあうことのできる仕組みづくりを推進することが必要です。
防災・防犯	<p>● 災害に強い都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災や西日本豪雨等の大規模災害を踏まえ、これまでに例のない様々な危機への的確な対応が求められています。 洪水調整のためのダム事業や河川改修、砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊等の対策を促進する必要があります。 アンケート調査では、避難所・避難場所・避難路の整備が望まれており、災害時の防災拠点となる学校等の公共施設の耐震化等を進めていく必要があります。 特に、既成市街地には狭あい道路が多く、オープンスペース[※]等が少ないため、住宅の耐震化の促進をはじめ、防災・減災活動に必要な都市施設の整備と、避難路や避難所の整備を図る必要があります。 <p>● 地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 自助・共助・公助[※]の考え方に基づいた、地域における防災・防犯意識の向上と自主防災組織の設立や活動による地域防災力の向上が必要となっています。 <p>● 犯罪のない安全で安心なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪のない安全で安心なまちづくりが求められており、犯罪防止に配慮した都市施設の整備と市民等との協働による防犯活動が必要になっています。 <p>● 空き家への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査では、空き家への対策が求められており、防災・防犯の観点からも、老朽化した危険な空き家の除却等を推進する取組が必要です。
景観	<p>● 地域の特性を活かしたやすらぎや賑わいのある景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は、四季折々の表情を見せる美しい自然の景観を有しています。また、各地域には、それぞれの産業や歴史・文化により育まれた独自の風土があります。 こうした浜田らしさ、地域らしさを感じさせる景観の特性を活かし、やすらぎや賑わいのある景観を維持していく必要があります。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

※水源・地下水かん養：森林等の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整して洪水を緩和する機能のこと。

※オープンスペース：公園、緑地、広場、民間の空き地等、建築物が建てられていない土地のこと。また、都市の中で市民に開かれた空き地等の空間のこと。

※自助・共助・公助：個人や家庭による自助努力、地域の連携による助け合い、公的な制度によるサービスの供給のこと。

5 その他の社会情勢

項目	主な課題
地球環境問題	<p>● <u>地球環境に配慮した都市づくりの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが環境保全に関する意識をより一層高め、環境に配慮するように努めるとともに、地域や市民団体・グループによる環境保全活動に対する行政の支援が必要です。 様々な社会経済活動において、市民等と行政が一体となって、二酸化炭素排出量の削減や水素・アンモニアの利用等、循環型社会*の構築に向けた取組を進めていく必要があります。 自然環境が有する機能を防災・減災、地域振興等に活用し、持続可能な社会の構築や経済の発展につなげていくことが望まれます。
新技術	<p>● <u>新技術の積極的な活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の急速な発展により、私たちの生活は一変しています。 高速大容量の通信が可能となり、家庭外からの家電の操作、大容量の動画の送受信、建設機械の遠隔操作等が可能となっています。また、ドローンによる宅配サービスや空飛ぶ車の実用化に向けた試験が行われています。自動運転車の登場により、公共交通機関の自動運転も現実的になっています。こうした新技術を積極的に取り入れることにより、産業の発展を図ることが望まれます。 行政が行う住民サービスについても、デジタル化により押印の少ない簡素化された手続きへの転換を推進する等、新技術の活用を図ることが望まれます。 電気自動車や水素自動車等が今後普及していくことが考えられ、これらの環境配慮型の自動車に対応した充電施設等の整備を進めていく必要があります。
インフラの劣化	<p>● <u>インフラ*の適切な維持管理と老朽化対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国のインフラは構築後 50 年を迎えたものが多くなり、老朽化への対応が急務となっています。本市も例外ではなく、建物や橋梁、下水道等の多くの公共施設において老朽化対策が必要となっています。 老朽化するインフラに対しては、計画的な点検と修繕を実施する必要があります。
感染症対策	<p>● <u>感染症対策を踏まえた新しい都市づくりの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の新型コロナウイルス危機において、これまでの生活のあり方を大きく見直すことが求められています。一方、新型コロナウイルス危機は、テレワーク*の導入や地方への移住と組み合わせたワーケーション*の導入等、人々の生活様式や価値観を大きく変えています。 今後、複数の用途が融合した職住近接の促進等、様々なニーズ、変化に柔軟に対応できるような都市づくりを進めていく必要があります。

※循環型社会：自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、その資源を有効に使い、不用になったものや資源として使えるものは再生利用することによってごみとして廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。

※インフラ：道路、橋梁、公園、上下水道等の、産業や生活の基盤となる施設のこと。

項目	主な課題
持続可能な開発目標	<p>● 持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえたまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成される世界共通の目標です。この中には、「包摂的で持続可能な経済成長、雇用」「持続可能な都市」「気候変動への対処」「生態系の保全、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性」等の様々な目標が示されています。 ・本市も国際社会の一員として、持続可能な開発を達成する社会の構築に向け、持続可能な都市を目指して努力していく必要があります。
協働の取組・行財政改革	<p>● 市民・事業者・まちづくり活動団体との協働によるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、市民等と行政が協働により積極的にまちづくりを進めていくことが強く求められています。アンケート調査においても、まちづくりへの参加を望む意見が多い状況にあります。 ・今後は、多様なニーズに応えていくために、市民等と行政が一体となって都市づくりを進めていく必要があります。 ・都市への投資として、公共事業における官民連携* (PFI**等) を加速させる必要があります。 <p>● 行財政改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の厳しい財政状況を改善するために、途切れることなく行財政改革を進めていく必要があります。

※テレワーク：情報通信技術 (ICT = Information and Communication Technology) を活用して自宅やサテライトオフィス等で仕事をする、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

※ワーケーション：「ワーク」(労働) と「バケーション」(休暇) を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、観光地やリゾート地等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。

※官民連携：国や地方自治体等が民間と連携して公共サービスを提供する考え方のこと。PFI は代表的な手法の一つである。

※PFI：Private Finance Initiative の略。民間の資金や経営能力、技術力 (ノウハウ) を活用し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業の手法のこと。

1 将来都市像の考え方

本マスタープランでは、第2次浜田市総合振興計画に掲げる将来像を都市計画の観点から実現していくことを目指し、上位・関連計画や、本市の現状・特性、都市づくりの主要課題や市民の意向を踏まえ、「将来都市像」、「都市づくりの基本理念」、「将来人口」、「将来都市構造」を定めます。

第2次浜田市総合振興計画

《将来像》

住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい元気な浜田
 ~豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にすまち~

上位・関連計画

- ・浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・浜田市国土利用計画
- ・浜田市国土強靱化地域計画
- ・都市計画区域マスタープラン(島根県) 等

浜田市の現状・特性

- ・県西部の中核都市
- ・就業者の高齢化、産業の縮小
- ・自動車交通の需要の高まり
- ・自然や歴史、文化が育んだ魅力ある景観 等

都市づくりの主要課題

- ・人口減少と少子高齢化への対応
- ・コンパクトな都市づくりの推進
- ・都市基盤の整備・老朽化対策
- ・災害に強い都市づくり 等

市民の意向

- ・高齢者や障がい者が暮らしやすいまち
- ・交通が便利なまち
- ・安心して子育てができるまち
- ・地域特性を活かした産業に活気のあるまち 等

浜田市都市計画マスタープラン

将来都市像

都市づくりの基本理念

将来人口

将来都市構造

2 将来都市像と都市づくりの基本理念

本マスタープランの将来都市像を次のとおりとします。

《将来都市像》

自然・歴史・文化と調和した 快適な都市空間と賑わいのあるまち・浜田

美しく豊かな自然、県西部の中核都市として発展してきた歴史、石見神楽や石州和紙等の伝統文化を大切に守りながら、居心地が良く利便性の高い都市空間の整備を進め、人や物が活発に行き交う、賑わいのある浜田市を目指します。

そして、次に掲げる6つの基本理念により、将来都市像の実現に向けた取組を推進します。

《都市づくりの基本理念》

1. 島根県西部の発展に貢献する都市づくり
2. 機能の集約・連携による持続可能な都市づくり
3. 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり
4. 多様な地域の個性を生かした都市づくり
5. 自然環境と町並みが共生する都市づくり
6. 市民等との協働による都市づくり

■都市づくりの基本理念

1. 島根県西部の発展に貢献する都市づくり

山陰自動車道の令和7年度開通を踏まえた、人と物が集まる魅力的な都市環境の整備を進めるとともに、中心市街地の商業、交通、医療、文化等の機能を強化し、島根県西部の発展に貢献する都市をつくりまします。

2. 機能の集約・連携による持続可能な都市づくり

人口減少や少子高齢化対策に取り組み、市内の各拠点への都市機能や人口の集約を図るとともに、拠点間をつなぐ公共交通ネットワークの整備等により連携を強化し、将来にわたり持続可能な都市をつくりまします。

3. 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり

災害に強い都市づくりや防犯対策の推進、老朽化が進むインフラ*設備の維持管理等を推進するとともに、バリアフリー*、ユニバーサルデザイン*社会を目指し、高齢者や障がい者をはじめ、子育て世代や子ども等、誰もが安全に安心して暮らせる都市をつくりまします。

4. 多様な地域の個性を生かした都市づくり

本市を構成する5つの地域の多様な歴史や文化、自然環境等の個性を生かした産業の振興や生活環境の保全を推進し、地域コミュニティ*の維持を図ることにより、それぞれの地域の中で人々が生き生きと暮らせる都市をつくりまします。

5. 自然環境と町並みが共生する都市づくり

先人から受け継いだ海・川・森林等の豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、これを守り、育てるとともに、公園・緑地や田園・里山の保全に取り組み、自然環境と町並みが共生する美しい都市をつくりまします。

6. 市民等との協働による都市づくり

都市づくりの計画から事業化、運営管理に至るまで、行政のみならず、市民の知恵や民間の活力を積極的に生かすため、市民等と行政のパートナーシップを促進し、多様な主体の協働により、活力のある都市をつくりまします。

※インフラ：道路、橋梁、公園、上下水道等の、産業や生活の基盤となる施設のこと。

※バリアフリー：高齢者や障がい者が生活していく上で障壁となるものを除去することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等の全ての障壁を除去しようという考え方のこと。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

※コミュニティ：人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、その人々の集団、地域社会、共同体のこと。

3 将来人口

浜田市の人口は減少傾向が続き、少子高齢化が進んでいます。また、こうした傾向は今後も続いていくことが予測されます。

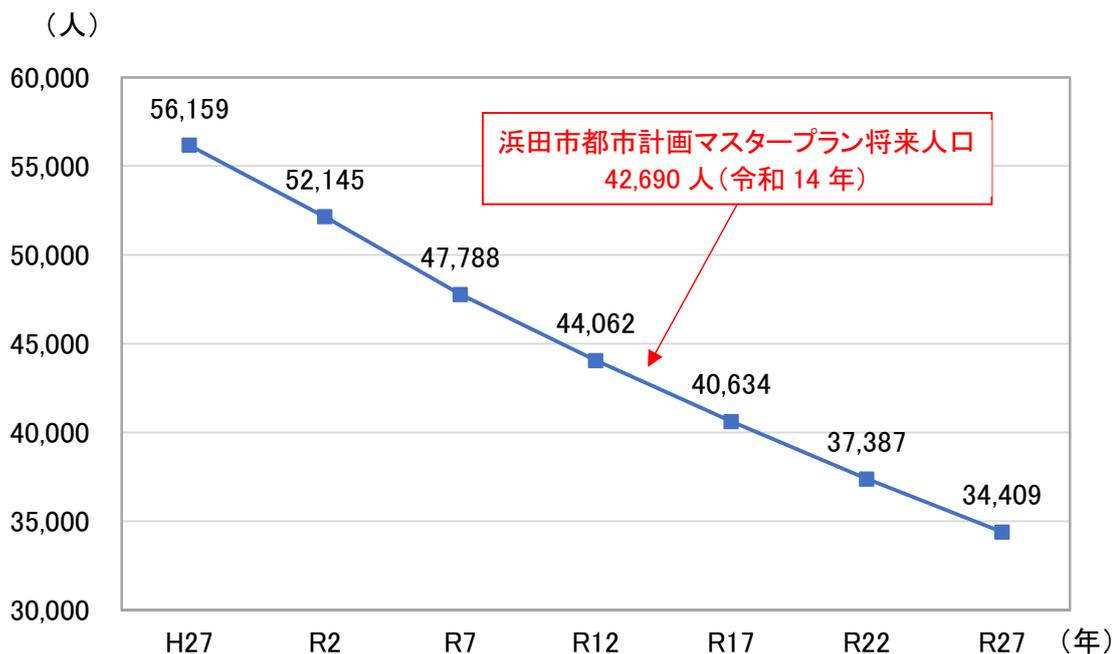
このような動向を踏まえ、第2次浜田市総合振興計画では、「若者が暮らしたいまちづくり」を中心とした施策を進めることにより、目標年次である令和7年の人口を住民基本台帳ベースで47,788人と推計しています。

本マスタープランでは、この第2次浜田市総合振興計画における人口推計を基本とし、概ね20年後の浜田市の姿を展望した上で、目標年次である10年後の令和14年（2032年）の人口を、住民基本台帳ベースで42,690人と設定します。

なお、将来人口については、人口動態調査や浜田市総合振興計画の見直し等を踏まえて、適宜見直しを図っていくこととします。

浜田市都市計画マスタープランの将来人口：
目標年次(令和14年)において、42,690人とします。

■ 浜田市の人口シミュレーション（住民基本台帳ベース）



資料：第2次浜田市総合振興計画

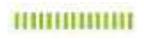
4 将来都市構造

本マスタープランにおける将来都市構造は、地域ごとの特性に応じて都市機能を集約した「拠点」と、それらの拠点同士や他の都市とを結ぶ「連携軸」を位置づけ、土地利用の方向性もあわせて以下のように設定します。

(1) 拠点

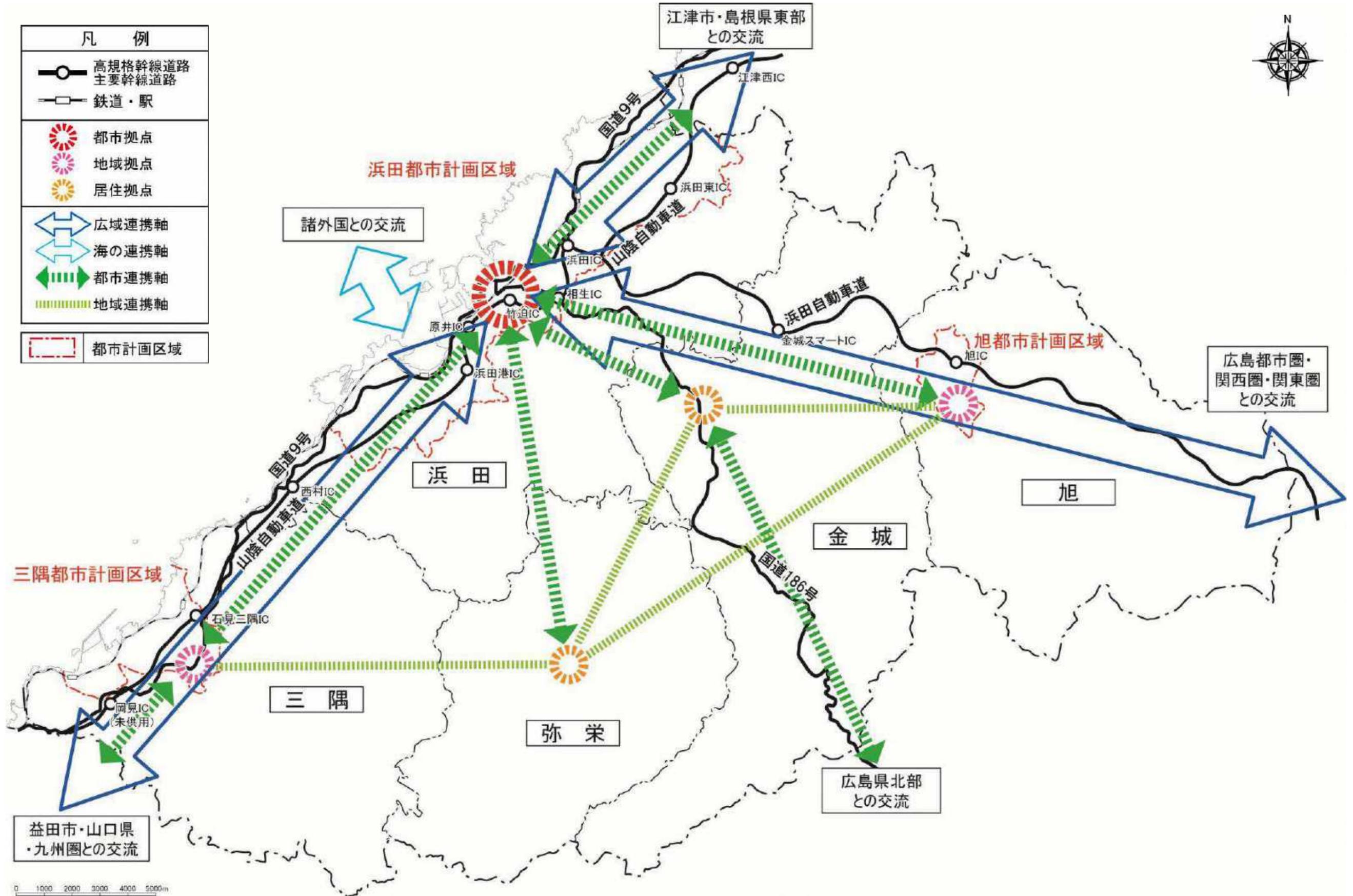
<p>①都市拠点</p> 	<p>・ 浜田地域の中心市街地とその周辺の市街地</p> <p>高次都市機能*が集積する本市の中心的な役割を担うエリアとして、中心市街地の活性化により、拠点機能の維持と強化を図ります。</p>
<p>②地域拠点</p> 	<p>・ 旭支所周辺の既成市街地 ・ 三隅支所周辺の既成市街地</p> <p>地域の生活を支えるための都市機能が集積する都市計画区域の中心的な役割を担うエリアとして、居住環境の向上や産業の振興等により、拠点機能の維持と強化を図ります。</p>
<p>③居住拠点</p> 	<p>・ 金城支所周辺の既成市街地 ・ 弥栄支所周辺の既成市街地</p> <p>地域の居住を支えるための機能が集積する中心的な役割を担うエリアとして、各拠点の特性を活かしつつ周辺の拠点との連携により、拠点機能の維持と強化を図ります。</p>

(2) 連携軸

<p>①広域連携軸</p> 	<p>・ JR山陰本線 ・ 浜田自動車道 ・ 山陰自動車道</p> <p>国土レベルの広域的な移動を主目的とする交通施設により、広域的な連携を支える軸として、交通結節機能の維持と強化を図ります。</p>
<p>②海の連携軸</p> 	<p>・ 浜田港から諸外国への海路</p> <p>島根県最大の物流基地、国際貿易港として、韓国、中国、ロシア等との連携の強化を図ります。</p>
<p>③都市連携軸</p> 	<p>・ 国道9号 ・ 国道186号</p> <p>・ 主要地方道浜田八重可部線 ・ 主要地方道浜田美都線</p> <p>広域的な移動を可能とする交通施設により、他の都市との連携を支える軸として、機能の維持と強化を図ります。</p>
<p>④地域連携軸</p> 	<p>・ 市内の各拠点を結ぶ主要な県道、市道等</p> <p>市内の移動を主目的とする交通施設により、各拠点を連携する軸として、機能の維持と強化を図ります。</p>

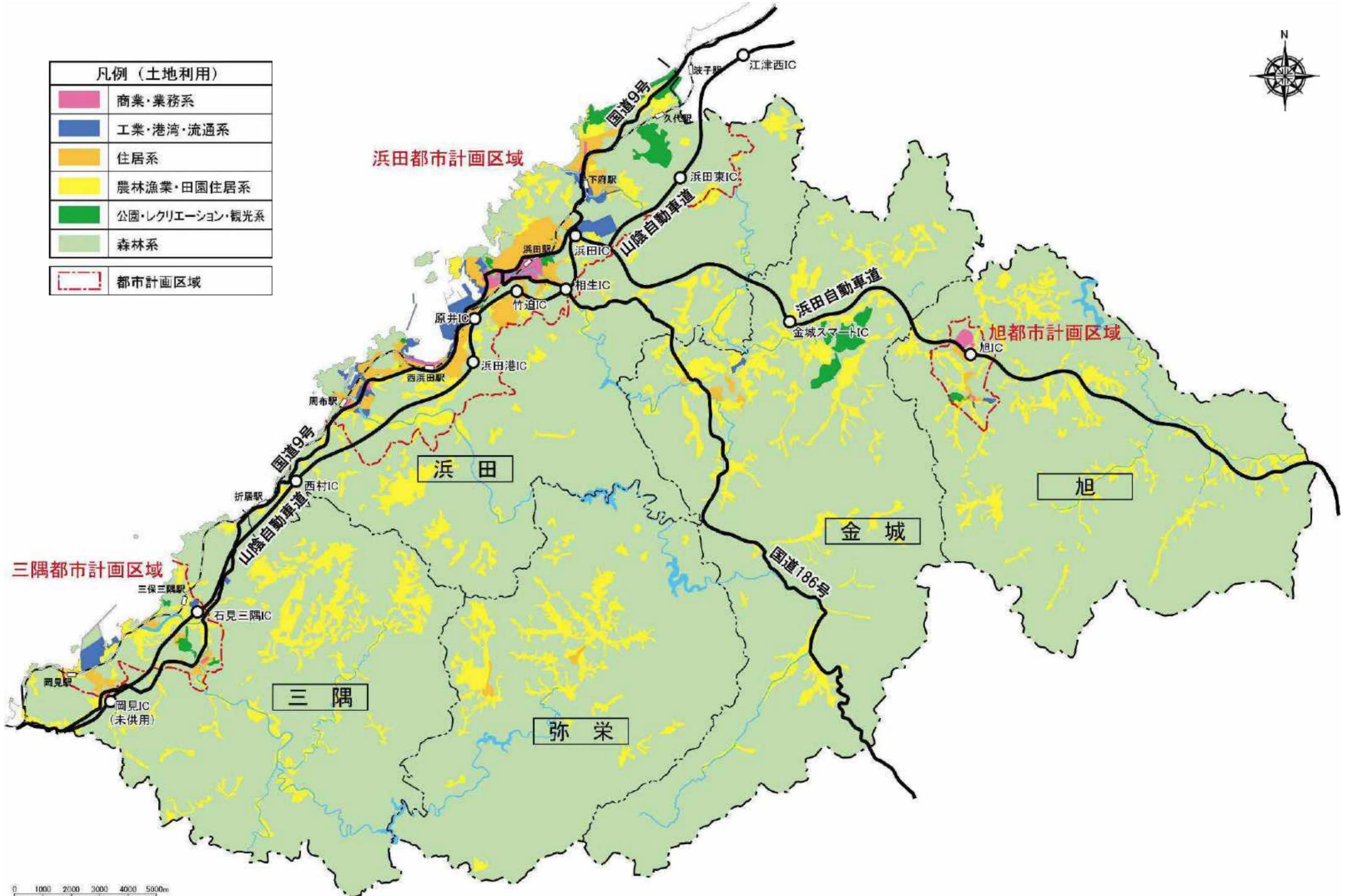
※高次都市機能：市民の生活や企業の経済活動に重要な、行政、教育、文化、医療、情報、商業、交通等の質の高いサービスを提供する機能のこと。

■将来都市構造図



■土地利用の方向性

凡例（土地利用）	
	商業・業務系
	工業・港湾・流通系
	住居系
	農林漁業・田園住居系
	公園・レクリエーション・観光系
	森林系
	都市計画区域



第3章

(3) 土地利用の方向性

<p>①商業・業務系</p> 	<p>・浜田地域の都市拠点周辺</p> <p>市役所を中心とする既成市街地については、県西部の中核を担うエリアとして、商業機能、行政機能をはじめとする都市機能の更なる集積を図るとともに、適正な土地利用の誘導を推進し、良好な市街地の創出を図ります。</p>
<p>②工業・港湾・流通系</p> 	<p>(工業)・臨海部の工業地 ・ 内陸部の工業団地 (港湾・漁港)・浜田港 ・ 浜田漁港 ・ 三隅港 (物流)・石央物流軽工業団地</p> <p>製造業等の工業施設が集積する業務活動の中心的な役割を担うエリアとして、産業活動の維持・発展を図るとともに、広域的な交通施設の利便性を活かした港湾・流通業務活動の中心的な役割を担うエリアとして、港湾・流通業務機能の更なる集積と強化を図ります。</p>
<p>③住居系</p> 	<p>・都市計画区域・各拠点周辺の住宅地エリア</p> <p>生活に必要な都市機能の維持・集約を図るとともに、空き家や低未利用地[*]の活用を促進し、増加する高齢者をはじめ多様な世代が暮らしやすい良好な住宅地の形成を図ります。</p>
<p>④農林漁業・田園住居系</p> 	<p>・市内各所の農林漁業エリア</p> <p>農業生産の基盤としての機能を中心に、水源かん養[*]、土砂流出防止、二酸化炭素吸収等の機能を維持・保全するとともに、良好な田園風景を有する景観資源として、また農林漁業従事者の居住エリアとして機能の維持・保全を図ります。</p>
<p>⑤公園・レクリエーション・観光系</p> 	<p>(公園・レクリエーション) ・石見海浜公園 ・ 東公園 ・ 城山公園 ・ 金城総合運動公園 ・旭公園 ・ フットサルやさか競技場 ・ 三隅中央公園 等</p> <p>(観光) ・石見海浜公園(アクアス) ・ 石見畳ヶ浦 ・ 浜田海岸 ・きんたの里 ・ 美又温泉 ・ 旭温泉 ・ 道の駅ゆうひパーク浜田 ・道の駅ゆうひパーク三隅 等</p> <p>総合公園、運動公園については、良好な自然環境を活かした交流、休息、体験等ができるレクリエーションエリアとして、自然環境の保全と利用の促進を図ります。</p> <p>また、本市を代表する自然、海産物、歴史文化等を有するエリアや施設については、観光地としての魅力の向上を図ります。</p>
<p>⑥森林系</p> 	<p>・市内各所の山地・森林エリア</p> <p>適正な保全管理を図ることにより、多様な生き物の生息、水源かん養、土砂流出防止、二酸化炭素吸収等といった多面的機能の維持・保全を図ります。</p>

^{*}低未利用地：利用されていない土地（未利用地）と、周辺の土地に比べて利用の程度が低い土地（低利用地）のこと。

^{*}水源かん養：森林等の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整して洪水を緩和する機能のこと。

本章では、「将来都市像」、「都市づくりの基本理念」、「将来都市構造」の実現に向けて、都市づくりに関する分野別のの方針を示します。

具体的には、「土地利用・市街地整備」、「都市交通」、「河川・上下水道」、「公園・緑地」、「自然環境」、「都市防災」、「景観形成」という7つの分野について、都市づくりの方針と、関連するSDGsの目標を示しています。

都市づくりの方針

土地利用・市街地整備

- 用途別土地利用の推進
- 市街地整備の推進



都市交通

- 道路ネットワークの整備
- 公共交通の充実
- 交通環境の整備



河川・上下水道

- 治水対策の推進と河川環境の保全
- 上水道、工業用水道の整備
- 下水道の整備



公園・緑地

- 公園機能の充実
- 緑地の保全・活用と緑化の推進



自然環境

- 自然環境の保全と活用
- 環境負荷の低減



都市防災

- 災害に強い都市基盤の整備
- 総合的な治水・治水対策
- 地域防災力・防犯力の向上



景観形成

- 市民等との協働による景観まちづくり
- 景観資源の保全



1 土地利用・市街地整備の方針



(1) 用途別土地利用の推進

① 商業・業務系

- ・浜田駅や市役所が位置する中心市街地は、市域のみならず県西部の中核を担う都市拠点として、商業、医療・福祉、行政、交流、文化といった都市機能の維持・集積・強化を図ります。
- ・国道9号等の主要幹線道路沿いの商業地域は、既存の居住環境の保全を図りつつ、商業・業務機能の維持・強化を図ります。
- ・国分町、長浜町、周布町等の既成市街地や各支所周辺の地域拠点・居住拠点は、地域住民の日常生活を支える商業機能の維持・強化を図ります。

② 工業・港湾・流通系

- ・重要港湾の浜田港と三隅港は、地域の産業・経済を支える物流拠点として、港湾インフラ^{*}や臨港道路の整備を推進し、港湾・流通機能の更なる集積・強化を図ります。
- ・浜田水産加工団地は、水産都市浜田の重要な産業拠点として、アクセス性の向上を含めた立地環境の充実を図り、企業誘致を推進します。
- ・石央物流軽工業団地や浜田卸売商業団地は、浜田インターチェンジの交通利便性を活かし、地域の雇用を支える産業・物流拠点として強化を図ります。
- ・主要幹線道路沿いの工業地域は、地域の雇用を支える場として、既存軽工業の維持・集積を図ります。なお、住商工等が混在する地区や、商業系土地利用への転換が進む地区については、地区計画^{*}の策定や用途地域^{*}の見直し等を含め、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・山陰道と浜田道による高速道路ネットワークを活用した産業振興に取り組みます。

③ 住居系

- ・既成市街地では、道路や公園、下水道等の基盤整備を図り、生活の利便性を活かしたまちなか居住を進めます。
- ・計画的な住宅地が整備されている地区では、今後も良好な居住環境を維持し、自然環境と共生したゆとりのある住宅地の形成に努めます。
- ・木造住宅が密集した地区では、住宅の耐震化や危険な空き家の除却を促進し、安全な居住環境の形成に取り組みます。

※インフラ：道路、橋梁、公園、上下水道等の、産業や生活の基盤となる施設のこと。

※地区計画：都市計画法に基づき、市町村がそれぞれの地区の特性に応じた都市づくりを誘導するために、住民等の意見を反映して定めることができる計画のこと。

※用途地域：都市計画法に基づく地域地区の一つで、住居、商業、工業等の市街地の大枠としての土地利用が定められた地域のこと。13種類ある。

④ 農林漁業・田園居住系

- ・農村集落や漁村集落では、居住環境の保全に努めるとともに、地域コミュニティ[※]の維持や活性化のために、地域の特性に応じた土地利用を図ります。
- ・優良農地や圃場整備等の基盤整備を実施した農地は、担い手への集積が進むよう、農業生産環境の保全に努めます。
- ・遊休農地は、所有者に加え、地域や多様な主体の参画による適切な維持管理と有効活用を推進し、周辺環境の保全を図ります。

⑤ 公園・レクリエーション・観光系

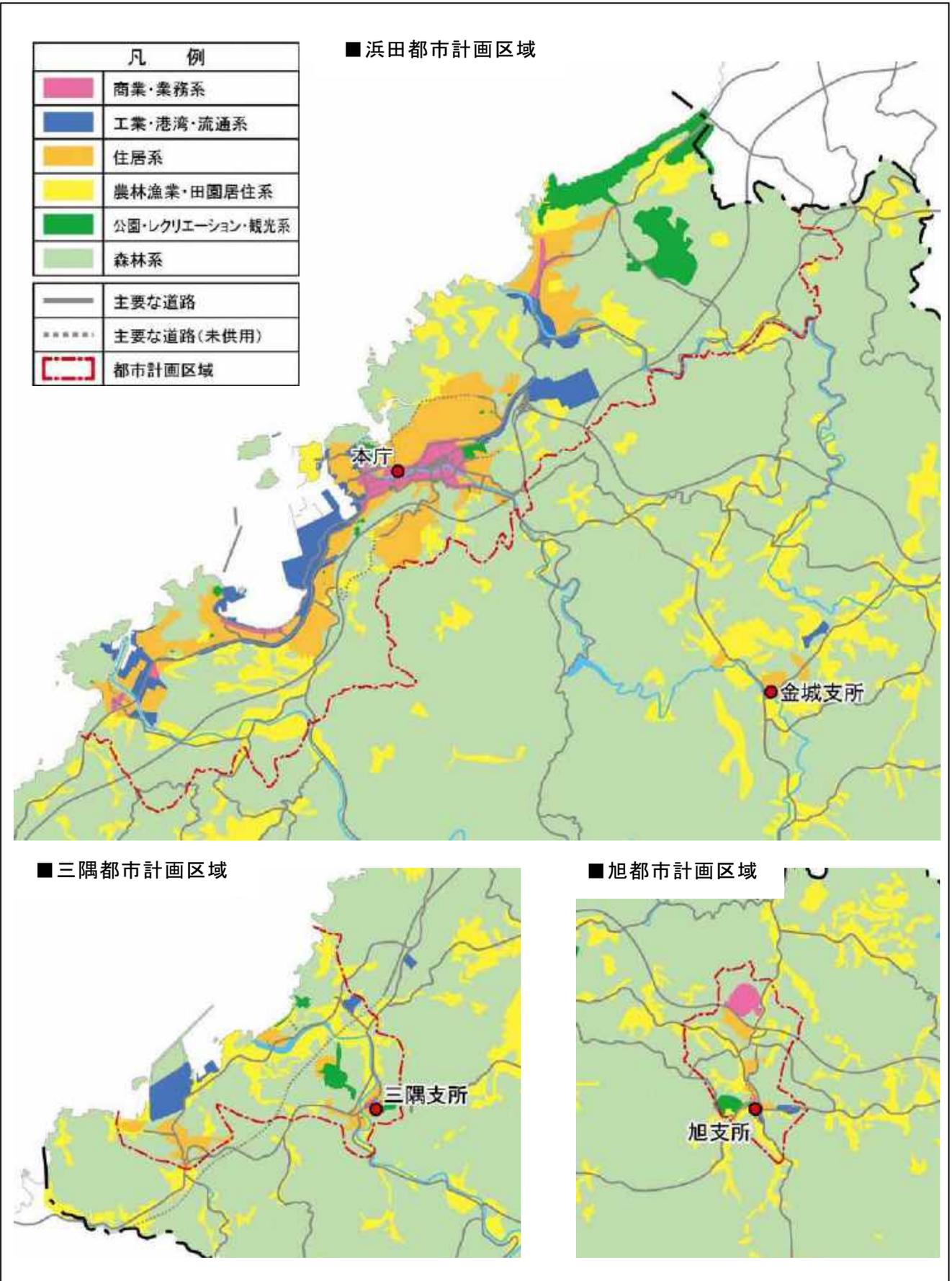
- ・総合公園や運動公園等は、市民の憩いの場や交流・レクリエーション・健康づくりのための運動の拠点として適切な維持管理に努めるとともに、施設の充実等による魅力の向上を図ります。
- ・石見海浜公園や温泉等の主要な観光地周辺では、自然環境や自然景観との調和を図りつつ、観光地としての魅力の向上を図ります。
- ・山陰道と浜田道による高速道路ネットワークを活用した観光振興に取り組みます。

⑥ 森林系

- ・市域の8割を占める森林には、水源かん養[※]、土砂災害防止、生態系保全等の公益的な機能が備わっており、市民の生活に影響を与えるため、健全な森林の保全・育成を図ります。
- ・森林の団地化を進め、原木生産量の増加と低コスト再生林の取組により原木生産機能を維持し、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の展開を図ります。

※コミュニティ：人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、その人々の集団、地域社会、共同体のこと。

※水源かん養：森林等の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整して洪水を緩和する機能のこと。



(2) 市街地整備の推進

① コンパクトで持続可能な都市づくりの推進

- ・まとまった平地が少ない地勢を考慮し、土地の有効利用を図ります。
- ・浜田地域の中心市街地やその周辺の市街地は、市域全体の都市拠点として、都市機能の集積、土地利用の高度化、公共空間の活用、駐車場の適正配置を図ります。
- ・旭支所や三隅支所周辺の既成市街地は、地域の生活を支える地域拠点として、各種サービスが整う拠点機能の維持・強化を図ります。
- ・都市拠点や地域拠点では、都市機能の集積に加え、交通ネットワークや居住環境の充実を図ります。このような、ネットワークでつながるコンパクトで持続可能な都市づくりを推進するため、立地適正化計画[※]の策定を検討します。

② 市街地の空洞化への対応

- ・人口減少等に伴い増加している危険な空き家は、所有者の意識啓発や除却の促進等により、安全な居住環境の維持に努めます。
- ・市街地にある空き地や空き家等の低未利用地[※]は、官民の連携により、オープンスペース[※]の確保や道路等の整備と合わせた有効活用を図り、安全で快適な市街地整備を推進します。
- ・中心市街地の空き店舗や遊休施設は、新規出店や起業・創業による有効活用に加え、新たな働き方に対応したサテライトオフィス[※]等の誘致を促進し、活力ある市街地の再生を目指します。
- ・中心市街地の商店街では、住宅やアパートの建設が進んでいるため、住居と店舗が混在するエリアとしての都市づくりを検討します。

※立地適正化計画：都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導・集約したコンパクトな都市と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進するために市町村が策定する計画のこと。

※低未利用地：利用されていない土地（未利用地）と、周辺の土地に比べて利用の程度が低い土地（低利用地）のこと。

※オープンスペース：公園、緑地、広場、民間の空き地等、建築物が建てられていない土地のこと。また、都市の中で市民に開かれた空き地等の空間のこと。

※サテライトオフィス：企業や団体の本拠地から離れた場所に設置された仕事場のこと。

2 都市交通の方針



(1) 道路ネットワークの整備

① 広域連携軸の整備

- ・高速道路ネットワークを担う山陰自動車道三隅・益田道路は、令和7年度の開通を予定しており、完成後の利用促進を図ります。
- ・浜田自動車道や山陰道江津道路は、4車線化優先整備区間の事業化について国へ働きかけ、高速道路ネットワークの強化を推進します。

② 都市連携軸の整備

- ・国道や主要な県道は、都市拠点である浜田地域の中心部と地域拠点・居住拠点である各地域の中心部を連絡し、他の都市とつながる主要幹線道路として改良を促進し、都市構造の骨格となる道路ネットワークの形成を図ります。

③ 地域連携軸の整備

- ・県道や主要な市道・農林道は、安全で快適な移動の確保に向けて計画的な改良や災害防除を行います。
- ・橋梁やトンネル、歩道橋等の道路施設は、長寿命化計画に基づいて計画的な点検と修繕を実施し、長寿命化を進めます。

④ 生活道路の整備

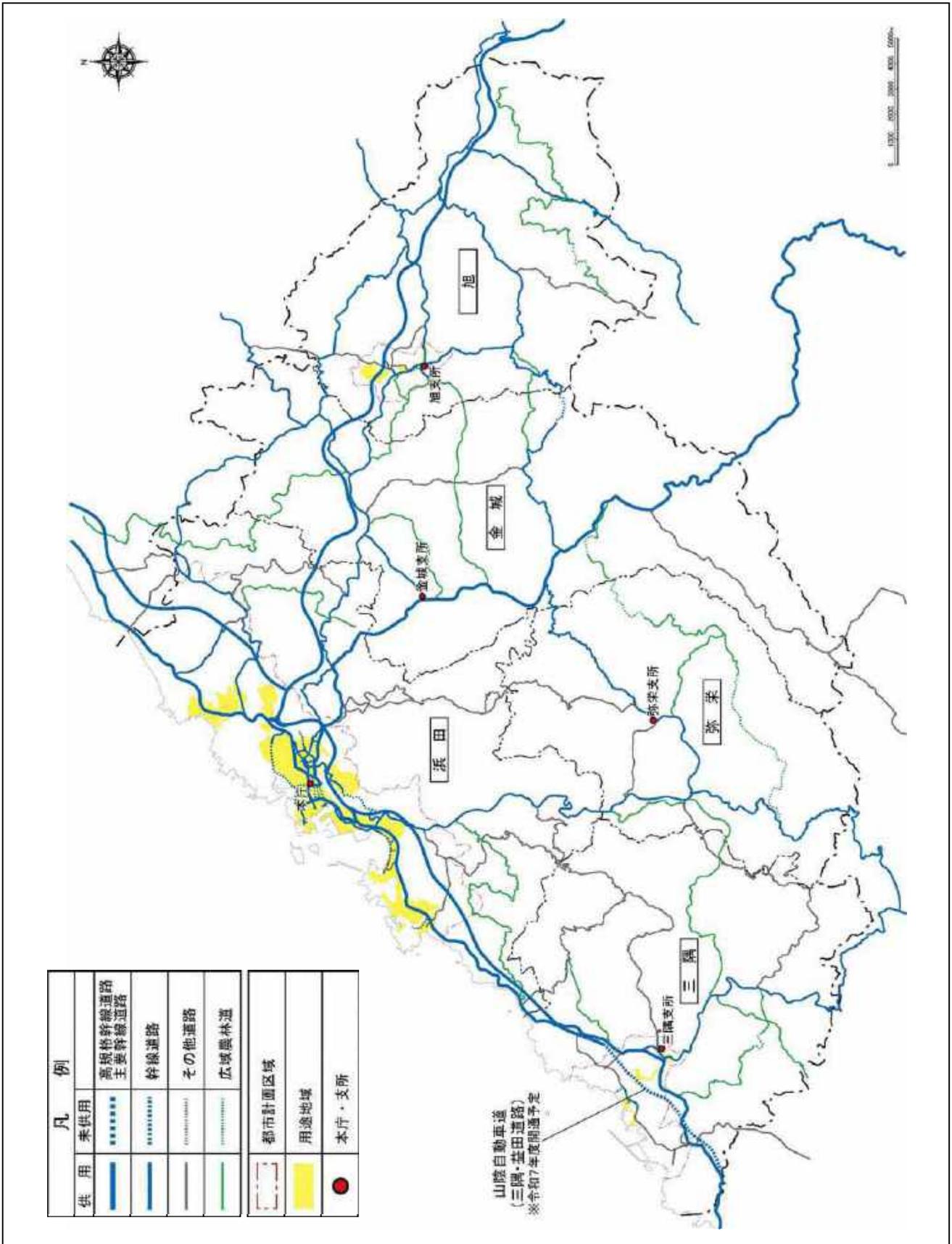
- ・狭あい道路の拡幅、待避所の設置、側溝整備等の部分的な改良を行い、交通の円滑性と安全性を高めます。

⑤ 都市計画道路の見直し

- ・未整備の都市計画道路^{*}は、整備の優先度を明確にして道路のネットワーク化を進めるとともに、長期未着手路線については現状を踏まえて、計画の廃止を含めた見直しを進めます。

^{*}都市計画道路：都市計画決定された道路のこと。都市計画道路の予定地には恒久的な建築物を建てることのできない。

■ 道路整備方針図



(2) 公共交通の充実

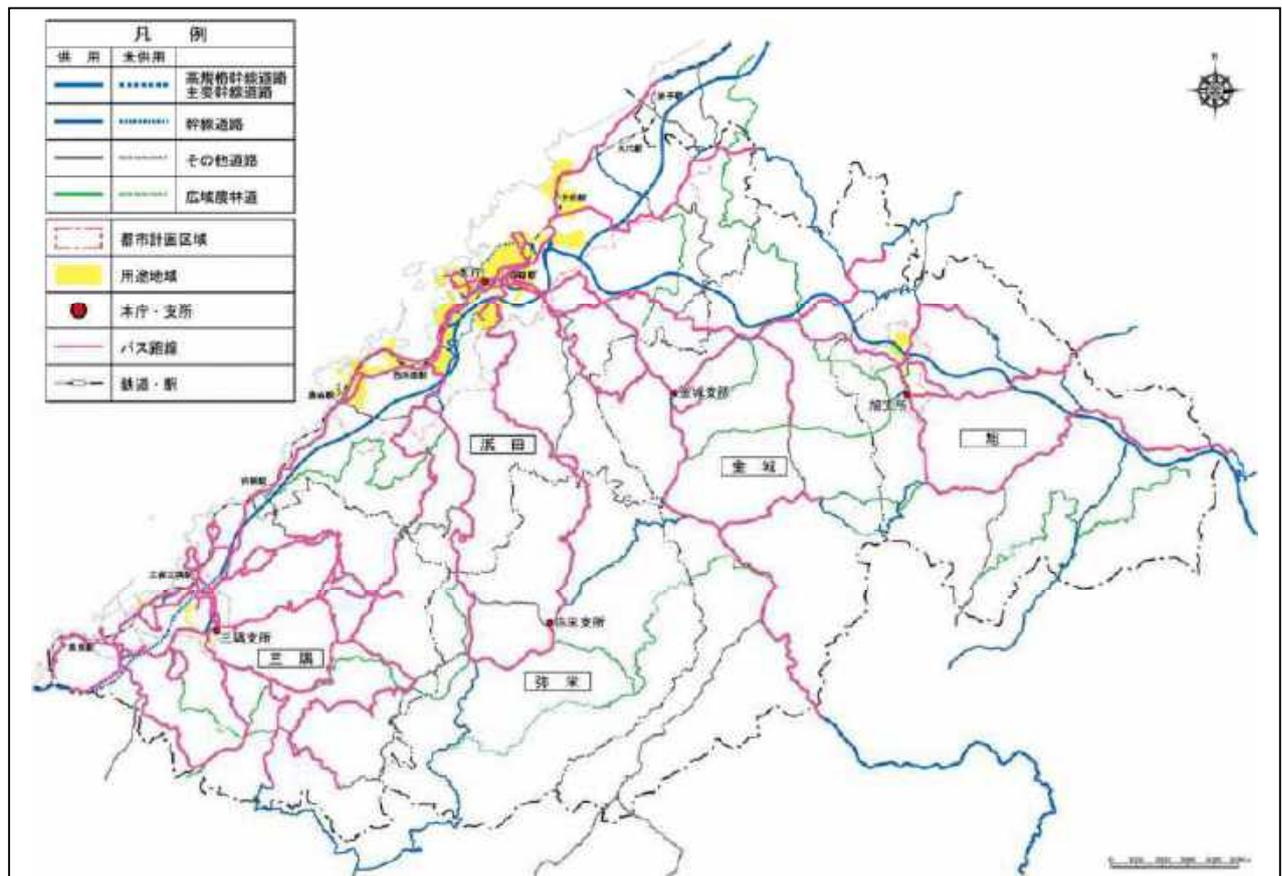
① 交通結節点の機能強化と利便性の向上

- ・交通結節点であるJR浜田駅は、機能強化やバリアフリー※・ユニバーサルデザイン※化を進めます。
- ・鉄道やバス等は、分かりやすい交通情報の提供や待合環境の改善、高齢者等の利用に配慮した車両の導入等、利用者の利便性向上に取り組みます。

② 効率的で持続可能な公共交通体系の構築

- ・通勤や通学等の市民生活に必要な公共交通を将来にわたって維持するため、効率的で持続可能な公共交通体系の構築に努めます。
- ・市生活路線バスと予約型乗合タクシーは、利用者のニーズに応じて定期的に運行計画の見直しを行います。

■ 地域公共交通網



※バリアフリー：高齢者や障がい者が生活していく上で障壁となるものを除去することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等の全ての障壁を除去しようという考え方のこと。
 ※ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

(3) 交通環境の整備

① 市民のニーズに応じた交通環境の整備

- ・多くの人が利用する浜田駅や公共施設等を中心に、誰もが安全・快適に利用できるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。
- ・通学路の安全対策を進めるとともに、歩道の拡幅や段差・傾斜の改善等、全ての人にとって安全な道路環境の整備に努めます。
- ・自家用車による中心市街地等への往来が多い現状を踏まえて、都市施設や商業施設等と連携した駐車場の適正配置を図ります。

② 災害に強い道路の整備

- ・国道9号等の緊急輸送道路[※]の無電柱化を進め、良好な景観を形成するとともに、歩行空間の確保や災害時の道路の閉塞防止を図ります。
- ・冬期における除雪が必要な道路は、除雪体制の充実を図るとともに、大型機械による効率的な除雪作業ができるよう拡幅等を行います。

③ 海上輸送機能の強化

- ・浜田港は、船舶の大型化に対応する岸壁整備等、港湾機能の強化に向けて国・県等の関係機関に積極的に働きかけ、地域経済を支える物流拠点として更なる整備の推進を図ります。

※緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道、一般国道やこれらを連絡する幹線的な道路のこと。

3 河川・上下水道の方針



(1) 治水対策の推進と河川環境の保全

① 河川・ダム整備の推進

・河川改修事業（久佐川、小国川）、矢原川ダム建設事業、河口浚渫*事業（周布川、三隅川、下府川、久代川、唐鐘川）を関係機関に働きかけます。

② 河川の適正管理

・河川を安全に流下させるための整備を行うとともに、清掃、除草、浚渫等の維持管理を行い、治水安全度の向上を図ります。

③ ため池の適正管理

・農業用水の安定供給を目的としたため池の適切な維持管理を図ります。
・決壊した場合に甚大な被害が発生する防災重点ため池の監視点検に取り組み、必要に応じて防災工事を行います。

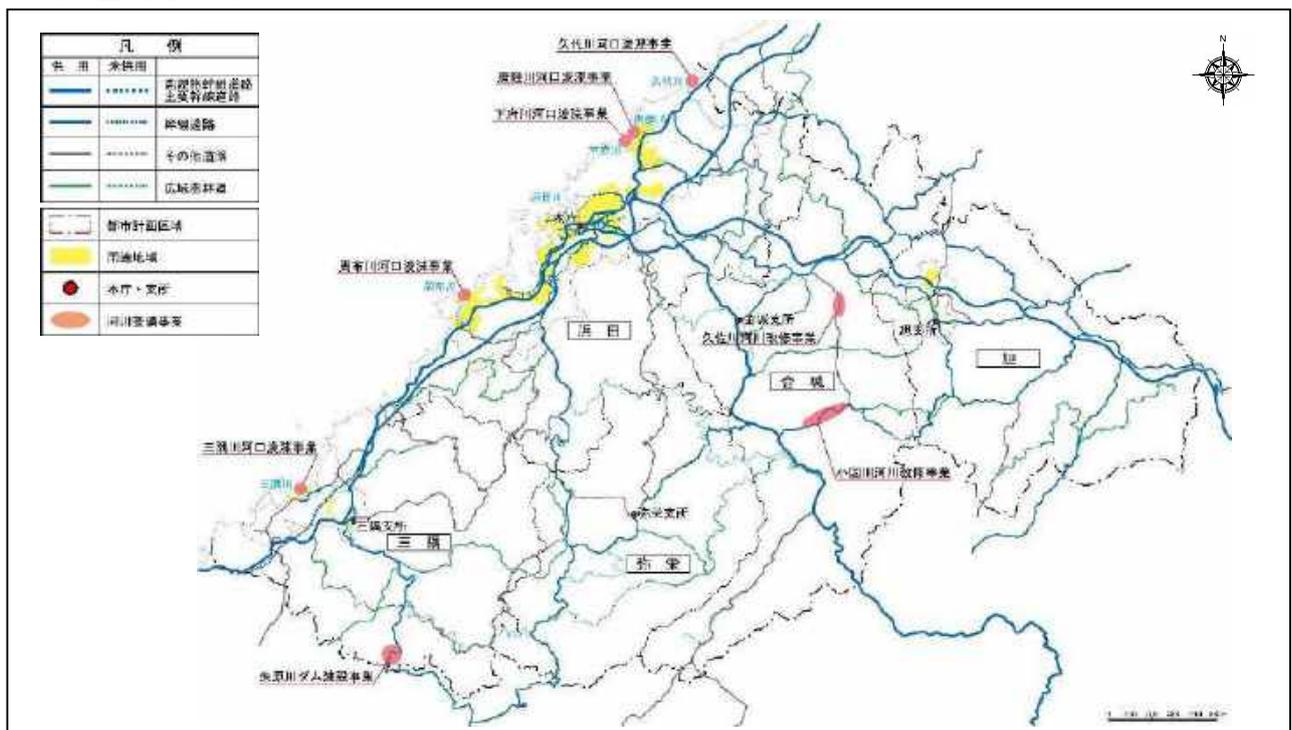
④ 河川環境の保全

・多様な生物が生息する自然環境や自然景観の保全に努めるとともに、水辺を活かした市民の憩いの場の創出を図ります。

⑤ 流域治水の推進

・関係機関と協働し、流域治水を推進します。

■ 河川整備方針図



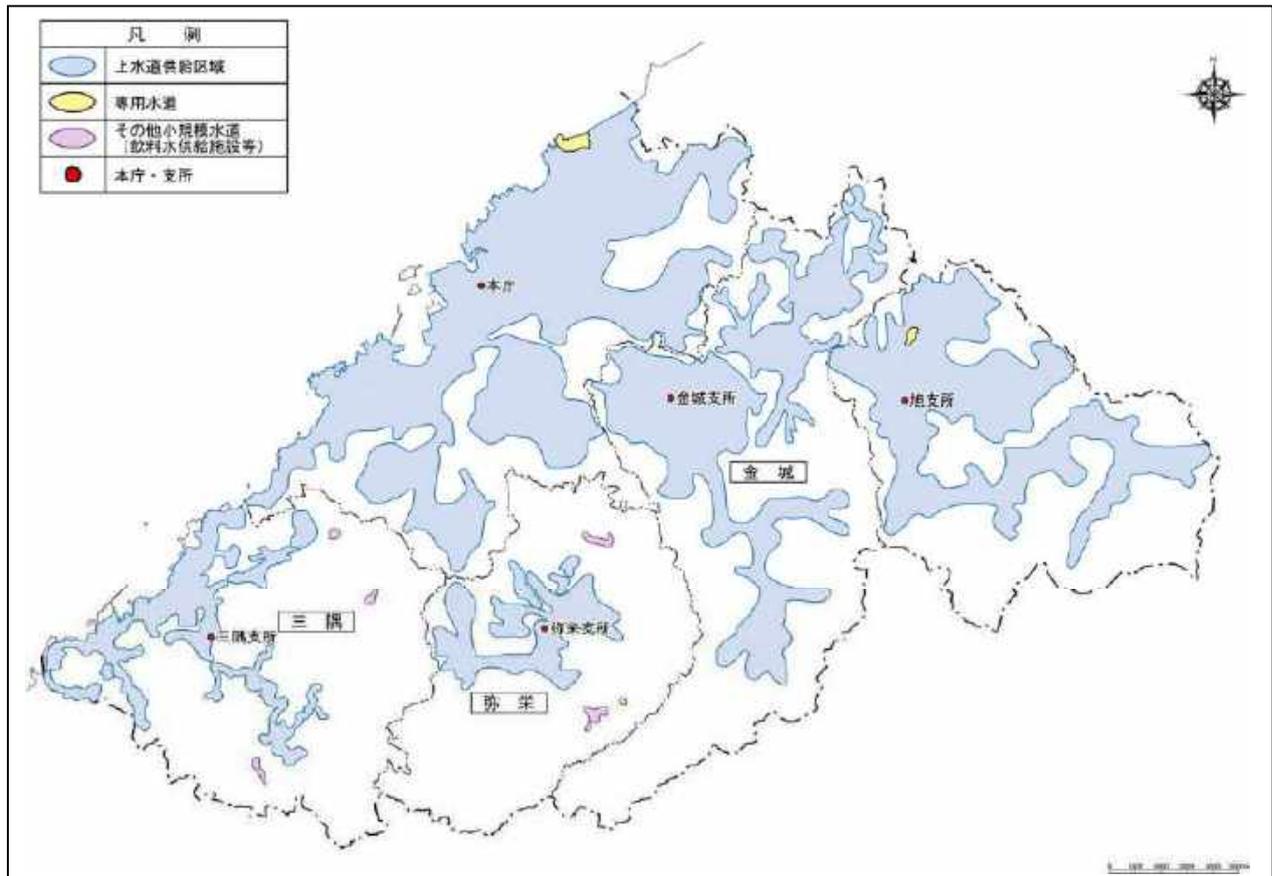
※浚渫（しゅんせつ）：川底や海底の土砂や堆積物をさらって取り除くこと。

※流域治水：河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のこと。

(2) 上水道、工業用水道の整備

- ・水道事業は、令和元年度に策定した浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画（アセットマネジメント）に基づいた基幹管路の耐震化や、老朽化した設備の効率的な更新や整備を進めます。
- ・工業用水道は、引き続き安定的な供給を図ります。

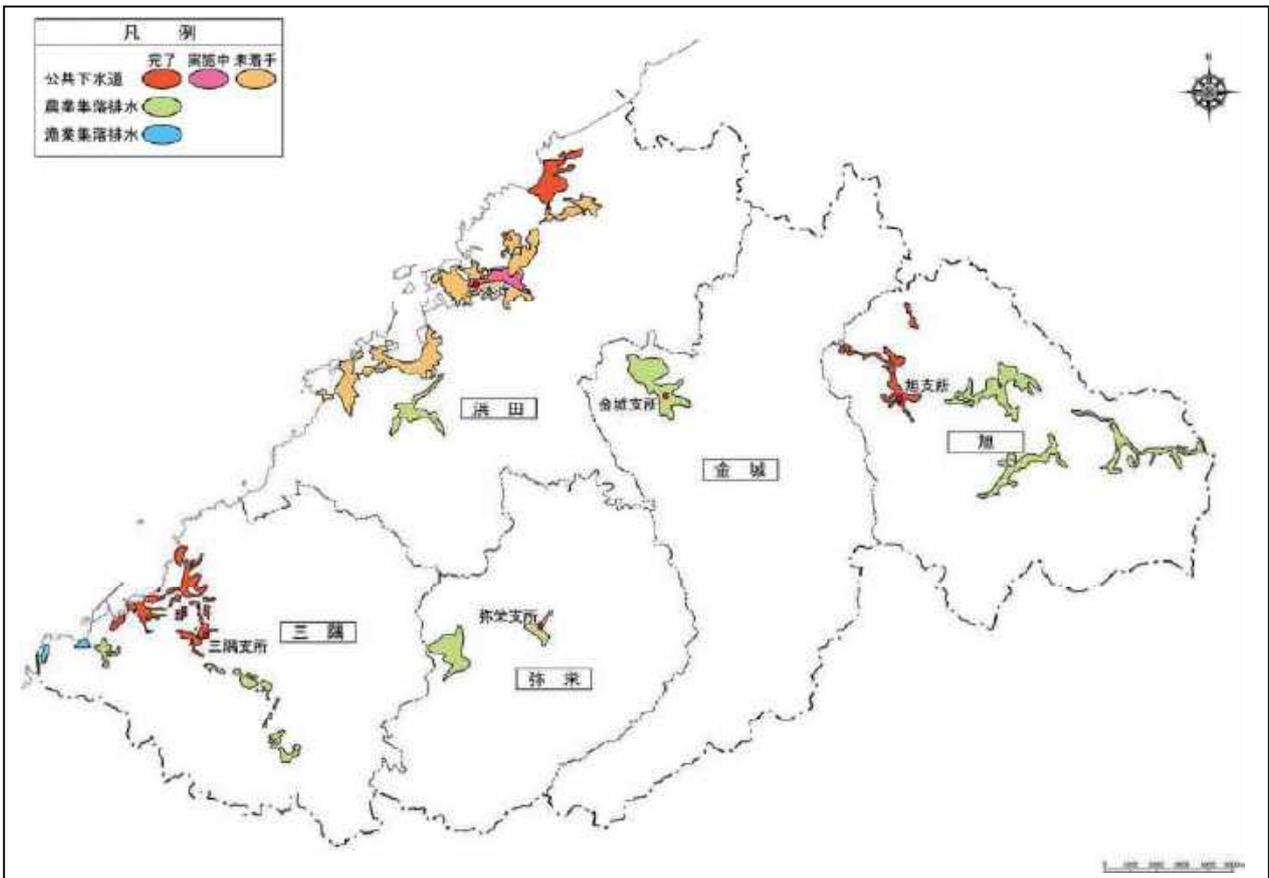
■上水道整備現況図



(3) 下水道の整備

- ・浜田地域の中心市街地の公共下水道事業は、令和8年度から順次供用開始を目指して整備を進め、完成後は適切な維持管理を行います。
- ・公共下水道が未整備の地域では、農業・漁業集落排水事業への接続や合併処理浄化槽の導入を促進し、清潔で快適な生活環境と、河川や海の水質保全を図ります。
- ・都市下水路は、完成後50年以上経過しているものが多いため、適切な維持管理に努めます。

■下水道整備方針図



4 公園・緑地の方針



(1) 公園機能の充実

① 拠点的な公園

- ・広域公園でレクリエーション拠点となっている石見海浜公園や、各地域の拠点施設である東公園、城山公園、金城総合運動公園、旭公園、フットサルやさか競技場、三隅中央公園等の長寿命化に取り組みます。
- ・令和12(2030)年に島根県で開催予定の国民スポーツ大会に関し、市内での競技実施に向けて各スポーツ施設の整備を推進します。



石見海浜公園



東公園



金城総合運動公園



旭公園



フットサルやさか競技場



三隅中央公園

② 地域の公園

- ・身近な街区公園等の適正な配置を推進し、子どもたちの遊び場や、市民の健康づくりや集いの場、災害時の避難場所等として活用できる施設として整備・保全を図ります。
- ・市街地における空き地や危険な空き家の跡地等を活用したポケットパーク※の整備を検討し、ゆとりのある都市づくりを進めます。

※ポケットパーク：市街地の一角に設置された小さな公園のこと。

5 自然環境の方針



(1) 自然環境の保全と活用

- ・海、山、川、田園等は、環境保全活動や啓発・教育活動により、豊かな自然環境や生物多様性を保全するとともに、農林漁業の生産基盤として整備・保全に取り組みます。
- ・自然環境が有する治水、土砂災害防止、水源・地下水かん養、観光、レクリエーション、景観向上といった幅広い機能を保全・活用するグリーンインフラ[※]を推進します。

(2) 環境負荷の低減

- ・国の「2050年カーボンニュートラル[※]、脱炭素社会の実現を目指す」宣言を踏まえ、住宅や公共施設等における再生可能エネルギー設備や省エネ設備の導入により、環境にやさしいエネルギー対策に取り組みます。
- ・4R[※]（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に取り組み、ごみを減らし資源を有効活用する地域循環システムの形成を目指します。
- ・ごみの飛散がない被覆型の埋立処分場を活用し、環境への負荷が少ないごみ処理を進めるとともに、可燃ごみ処理の過程で発生するスラグの再利用に努めます。

※グリーンインフラ：自然環境が有する治水、土砂災害防止、水源・地下水かん養、観光、レクリエーション、景観向上といった機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。

※カーボンニュートラル：二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること（排出量から森林等による吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること）。

※4R：「ごみになるものは断る」、「ごみを減らす」、「繰り返し使用する」、「再生して利用する」を意味する4つの英単語の頭文字をとった、ごみを減らし資源を有効活用する取組のこと。

6 都市防災の方針



(1) 災害に強い都市基盤の整備

① 防災機能の強化

- ・「浜田市国土強靱化地域計画」に基づき、公共施設、ライフライン施設、消防施設等の耐震化、長寿命化を進め、防災機能の強化を図ります。
- ・災害時の避難、救助、物資供給等の応急活動を支える重要な路線である緊急輸送道路や代替路線の整備を進めるとともに、沿道にある建築物の耐震化を図ります。
- ・国道や県道、主要な市道・農林道は、災害時にも通行を確保できるよう、計画的な災害防除を行うとともに、橋梁やトンネル等の点検・修繕を進めます。
- ・避難所（指定避難所、一時避難所、福祉避難所）の適正配置や施設整備を進めるとともに、感染症対策に配慮した避難所運営のあり方を検討します。

② 防災性を向上させる市街地整備

- ・市街地の木造住宅が密集している地区では、住宅の耐震化や、準防火地域^{*}の指定に基づいた耐火性の高い建築物への建て替えを誘導します。
- ・災害時の避難や救助活動の場、延焼を遮断する空間となる道路や公園等のオープンスペースの確保に努めます。
- ・河川の氾濫や津波による浸水（高さ、到達時間等）に対する安全水準を考慮し、市街地周辺にある高台を活用した避難場所や避難路の確保について検討します。

(2) 総合的な治山・治水対策

① 災害防止のための農地・森林の保全

- ・災害を防止するため、都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の土地利用に関連する法律に基づき農地・森林の保全に努めます。

② 災害防止事業の推進

- ・矢原川ダムの建設を推進するとともに、砂防、地すべりや土石流対策、急傾斜地崩壊対策、海岸保全対策等の防災事業を推進します。
- ・河川の氾濫や道路等の冠水を防ぐため、河川の浚渫や道路側溝等の排水施設の整備・改修を行います。

^{*}準防火地域：都市計画法に基づく地域地区の一つで、火災を防止するために比較的厳しい建築制限が行われる地域のこと。

(3) 地域防災力・防犯力の向上

① 災害リスクの周知

- ・「防災ハザードマップ」や「津波ハザードマップ」等により、大雨時の浸水、土砂災害、津波による浸水等が発生するおそれのある区域（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、津波浸水想定区域等）の周知を図り、早めの避難行動を促します。

② 市民との協働による防災・防犯活動

- ・防災出前講座による啓発活動の実施や防災資機材の購入費の補助等により、地域住民で組織される自主防災組織の設立を進め、既に設立した組織については、地域防災のリーダーとなる防災士の養成を支援する等、活動強化を推進します。
- ・市民参加型の総合防災訓練を実施し、災害対応に関する理解の向上に努めるとともに、各地域で実施される防災訓練や避難訓練等の活動を支援します。
- ・防火の話や消火訓練等の実施により、市民の防火意識を高め、火災の発生を予防し、火災による被害の軽減を図ります。
- ・犯罪を起こさせにくい環境の整備に努めるとともに、市民の防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯活動を推進します。
- ・夜間の犯罪防止の観点から、町内会等による防犯灯の新設やLED化、防犯カメラの設置を支援します。

7 景観形成の方針



(1) 市民等との協働による景観まちづくり

- ・市民や出身者にとって郷土への誇りと愛着の醸成につながるよう、豊かな景観資源を守り、育て、活用し、次の世代へと伝えていく景観まちづくり※を、市民等（市民・事業者・まちづくり活動団体）との協働により推進します。
- ・本市を代表する優れた景観や眺望を有し、その保全の必要性が高い地区等は、浜田市景観計画に基づく景観重点地区や景観重点候補地区として、良好な景観を保全するよう誘導を行います。
- ・県西部の中核都市として、若者が魅力を感じ、高齢者が住みやすい、居心地が良く賑わいと活力が感じられる市街地景観の形成を進めます。

(2) 景観資源の保全

- ・国指定の天然記念物「石見畳ヶ浦」をはじめ、「日本の白砂青松百選」、「日本の棚田百選」に選定された海岸や棚田等は豊かな自然の景観として、「浜田城跡」、「幻の広浜鉄道今福線」等は歴史・文化の景観として保全に取り組みます。
- ・浜田市景観計画に基づき、景観の阻害要因となる場合の大規模な行為（工作物や開発行為等）や屋外広告物については、良好な景観形成に向けた誘導や指導を行います。また、国道9号等の無電柱化の推進を関係機関に働きかけます。



石見畳ヶ浦



幻の広浜鉄道今福線



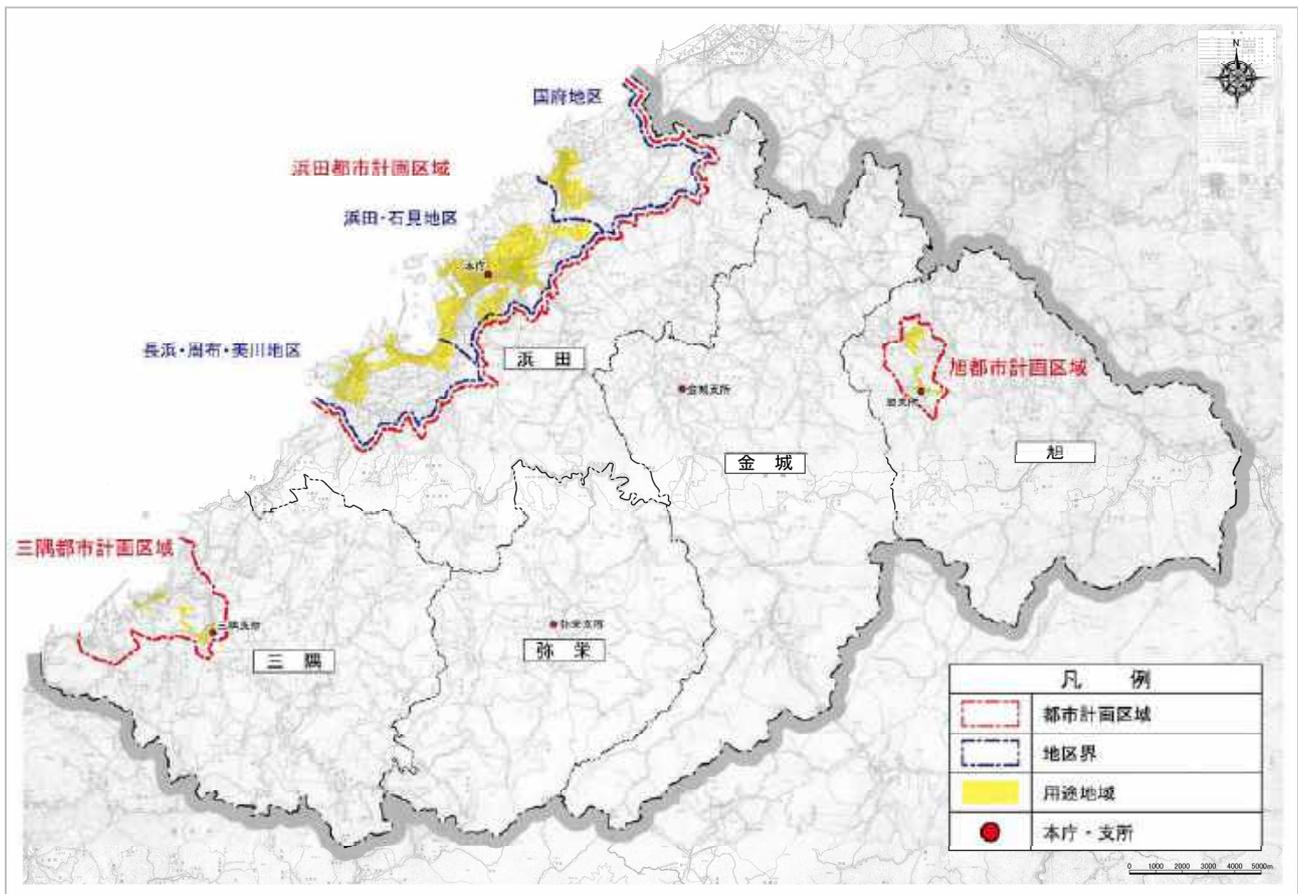
無電柱化された県道と
冬季のイルミネーション

※景観まちづくり：市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等の協働による地域にふさわしい良好な景観づくりを「まちづくり」として取り組んでいくこと。

地区別の都市づくりの方針は、都市計画法により定められた都市計画区域（浜田都市計画区域、旭都市計画区域、三隅都市計画区域）について示します。

このうち、浜田都市計画区域は、地形、歴史性、生活圏を考慮して、更に「浜田・石見地区」、「長浜・周布・美川地区」、「国府地区」の3地区に区分し、各地区の特色を活かした都市づくりの方針を示します。

■地区区分



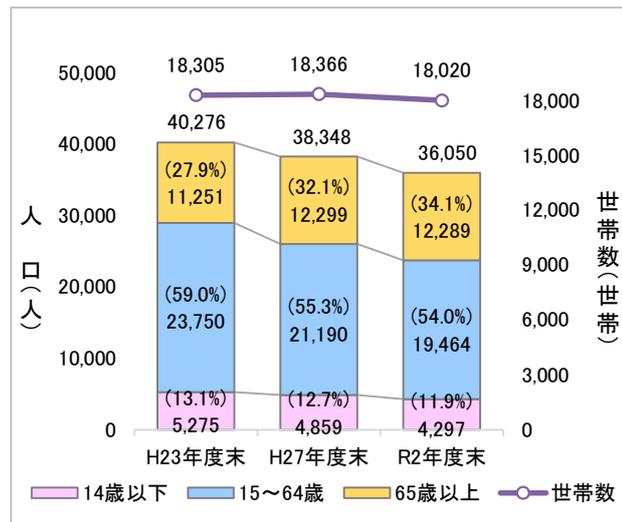
1 浜田都市計画区域

浜田都市計画区域は、本市の総人口の 69.1%が居住し、浜田市役所本庁をはじめ、国土交通省、税務署、法務局、裁判所等の国の施設や、西部県民センター、浜田県土整備事務所、浜田保健所等の県の施設、県内唯一の国際貿易港である浜田港が存しています。

さらに、山陰地方と山陽地方を結ぶ高速道路の結節点であり、県西部の中核となる機能を有しています。

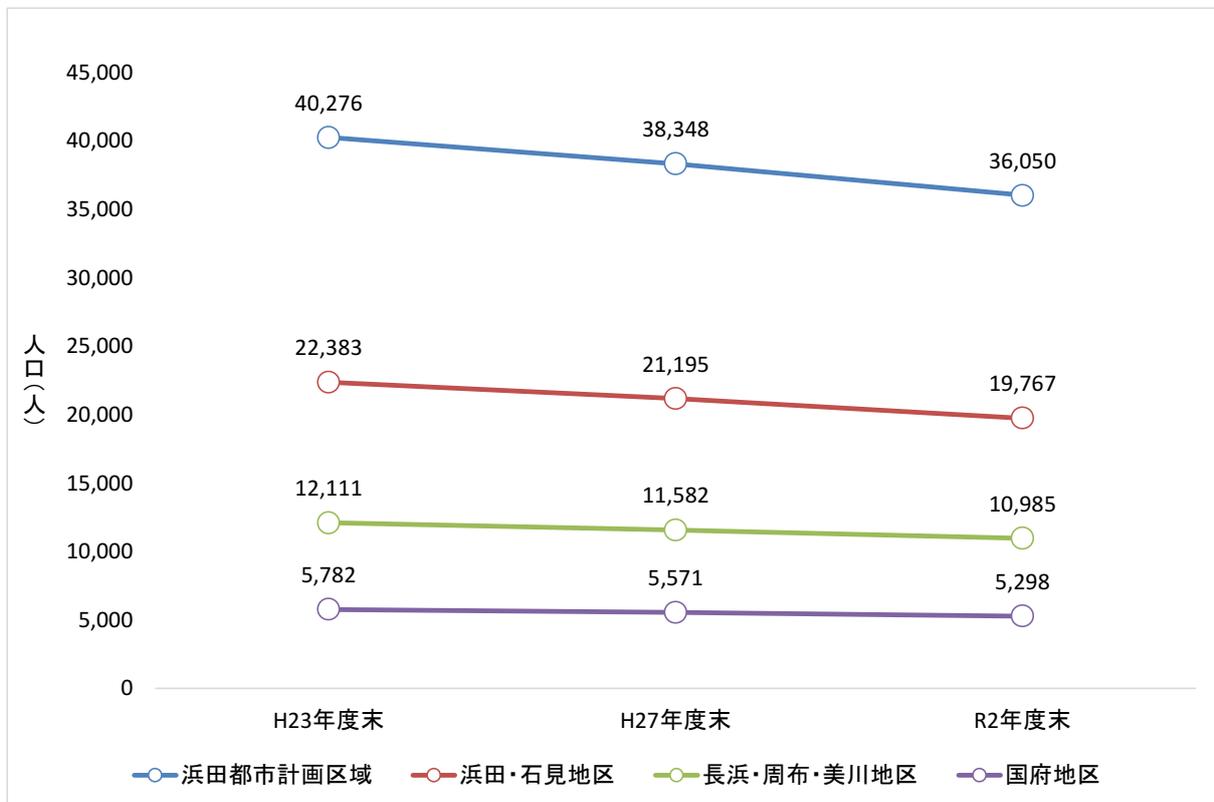
浜田都市計画区域全体の人口は減少傾向にあります。年齢3区分別に見ると、生産年齢人口(15～64歳)と年少人口(14歳以下)が減少傾向にあり、区域全体の少子高齢化が進んでいます。

■ 浜田都市計画区域の人口と世帯数の推移



資料：浜田市資料（住民基本台帳）

■ 浜田都市計画区域と各地区の人口の推移



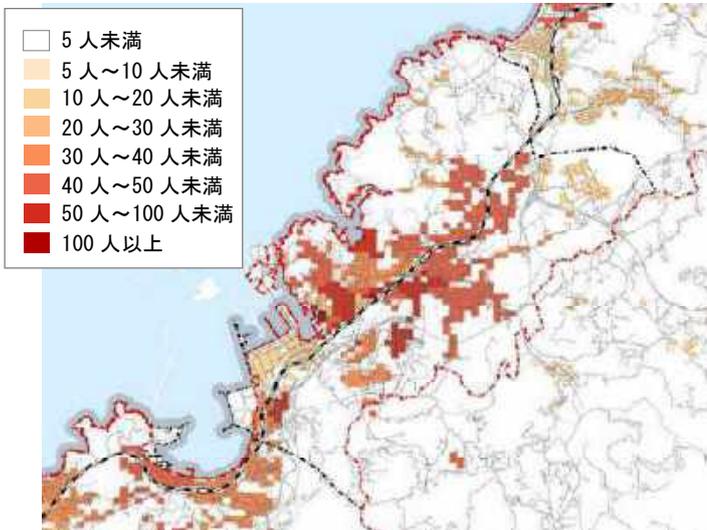
資料：浜田市資料（住民基本台帳）

1-1 浜田・石見地区

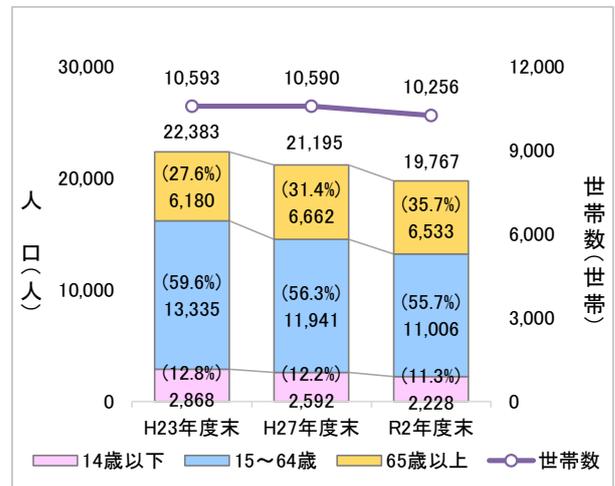
(1) 浜田・石見地区の現況と課題

分野	現況と課題
位置・人口	<p>○浜田・石見地区は、浜田都市計画区域の中央に位置し、中心市街地から北方向に浅井町、北東方向に長沢町、東方向に黒川町、南方向に野原町、南西方向に笠柄町へと広がる市街地に人口が集中しています。</p> <p>○近年は、一部で人口が増加しているエリアも見られますが、人口密度が高いエリアでは減少傾向が強く、地区全体を見ても人口は減少傾向にあります。</p> <p>○年齢3区分別の人口の推移を見ると、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（14歳以下）の減少傾向が強く、地区の少子高齢化の進行がうかがえます。</p>

■人口（100mメッシュ）【H27】 国勢調査

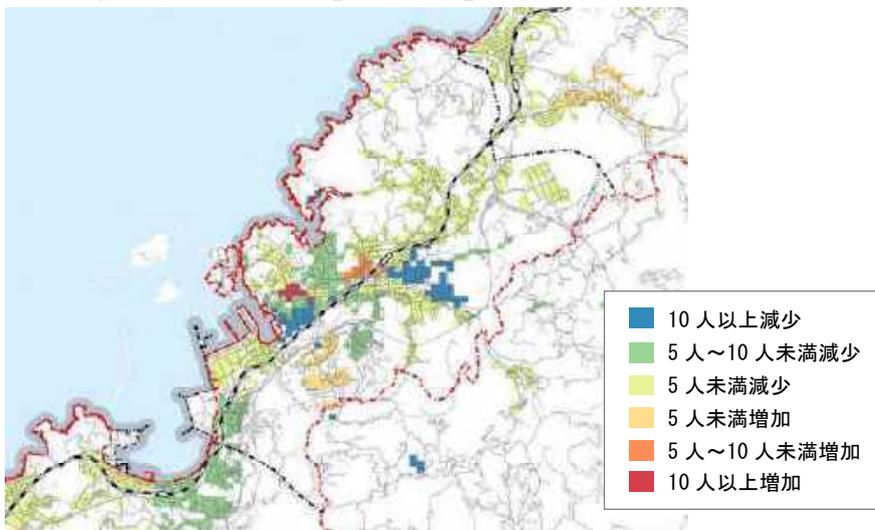


■浜田・石見地区の人口と世帯数の推移

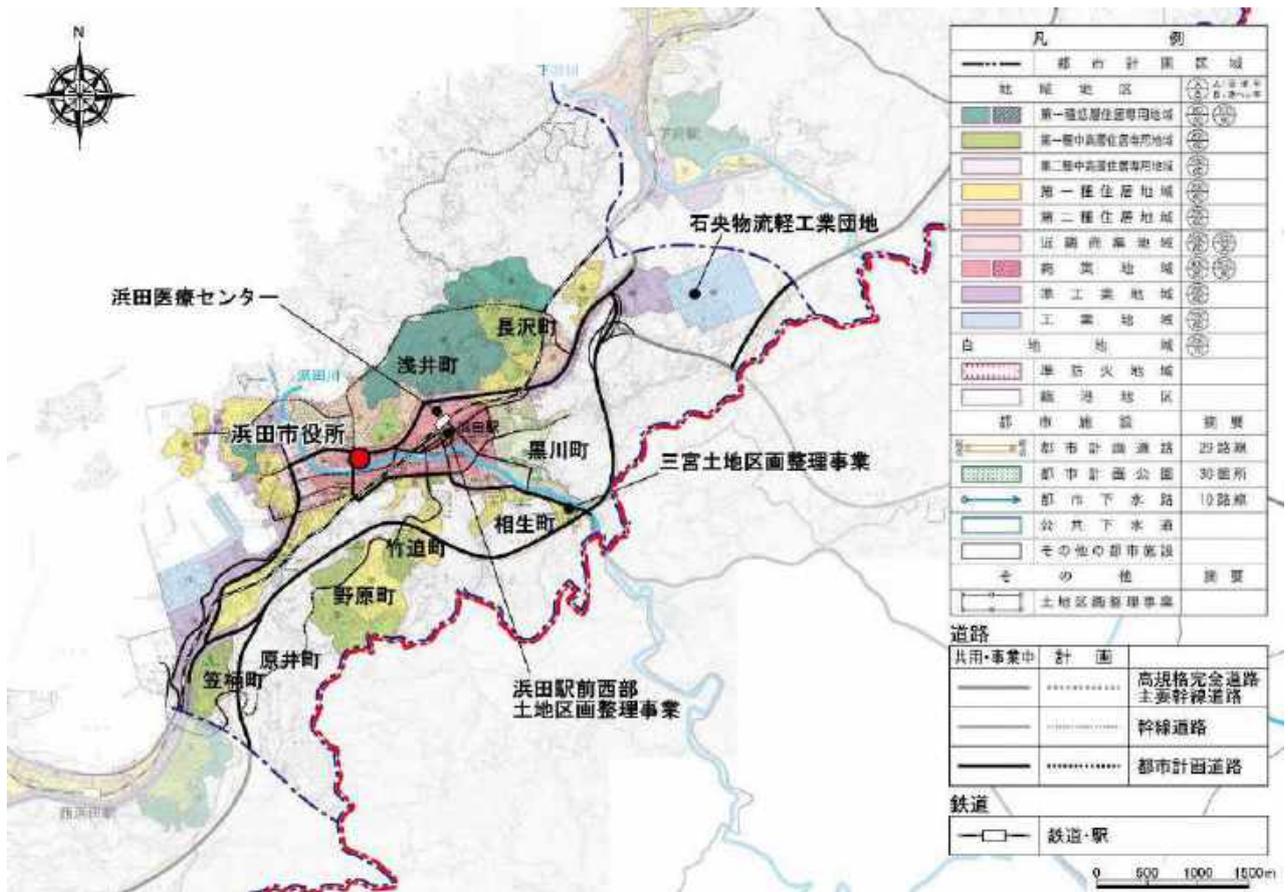


資料：浜田市資料（住民基本台帳）

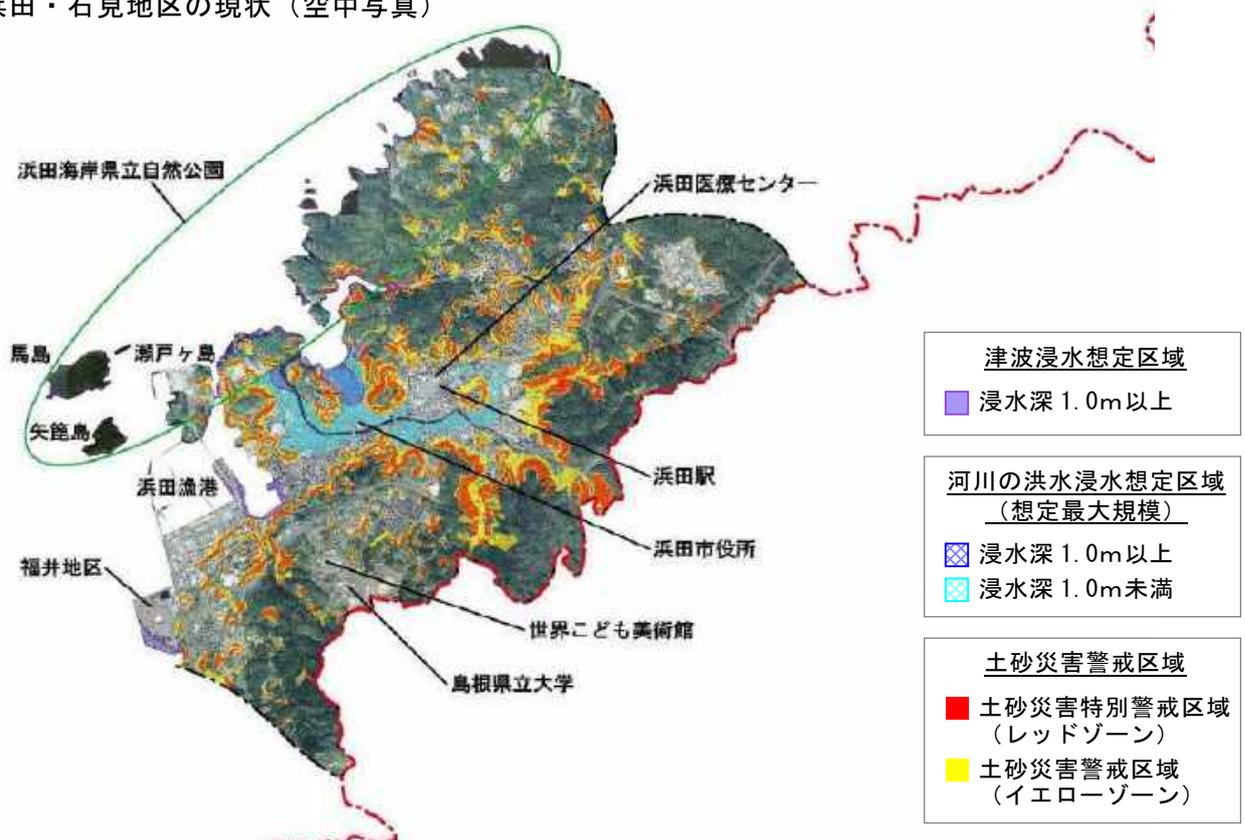
■人口増減（100mメッシュ）【H17→H27】 国勢調査



■ 浜田・石見地区の都市計画図



■ 浜田・石見地区の現状（空中写真）



分野	現況と課題
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○浜田・石見地区は、浜田都市計画区域の中核をなす地区として集約した土地利用となっており、JR浜田駅から殿町、朝日町、栄町、片庭町にかけた地域は中心市街地を形成し、県西部の中核機能を担っています。 ○商業・業務系の土地利用は、この中心市街地と国道9号の沿道に広がっています。中心市街地の商店街は、モータリゼーション*と郊外型店舗の増加により、空洞化や、住居と店舗の混在が増えています。分散している行政機能等の集約化、土地利用の高度化による土地の有効利用が必要です。 ○工業系の土地利用として、浜田漁港と水産加工団地が、西日本有数の漁業基地を形成しています。また、重要港湾である浜田港は、県内唯一の国際貿易港として機能し、臨港地区*に指定され港湾関係の土地利用となっています。また、浜田IC周辺には石央物流軽工業団地が立地し、工業・流通系の土地利用が進んでいます。国道9号の沿道は、準工業地域の用途地域を指定し、工業系の土地利用が進んでいます。沿道型店舗や住宅地が混在する所が見られます。 ○住居系の土地利用は、中心市街地の周辺部を中心に北方向は長沢町、浅井町、東方向は黒川町、相生町、南方向は竹迫町、野原町、南西方向へ笠柄町、原井町に広がっています。中心部は古くからの町並みと木造家屋の密集が見られるため、古い住宅地については居住環境の向上を図るとともに、増加する空き家や空き地への対策が必要です。 ○市街地整備は、中心市街地における土地区画整理事業等により、石央文化ホールや、浜田駅と直結した浜田医療センター等、本市のまちの顔が形成されています。また、市街地周辺部には複数の住宅団地が整備されており、より安全で安心な市街地の形成が求められます。 ○黒川町は、中央図書館を中心に、小中高校や東公園等の公共施設の整ったエリアとなっています。野原町には島根県立大学、世界こども美術館、海のみえる文化公園が立地しています。 ○用途地域は、中心市街地とその周辺、浜田漁港と浜田港周辺、島根県立大学周辺、石央物流軽工業団地等を指定しています。 ○用途地域外は、山林や農地が多くを占め、農林業を主とする集落地となっています。しかし、用途地域の周辺部においては、農地転用や山林開発による宅地化が進んでいます。山裾部付近は土砂災害警戒区域に指定されています。
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路は、国道9号が地区中央の主軸となって東西方向に横断し、国道186号は中心市街地から広島県に繋がっています。山陰道は国道9号のバイパスとしての役割を持ち、浜田IC、相生IC、竹迫IC、原井ICで市街地の幹線道路と接続しています。 ○都市計画道路*は、自動車専用道路3路線のうち2路線を供用、幹線道路19路線のうち6路線を供用、区画道路は全てを供用しています。 ○中心市街地の都市施設としての駐車場は2か所あります。民間の駐車場は増加しています。 ○中心市街地における歩行者と自転車の安全性の向上が求められます。 ○令和2年度に浜田駅前広場の整備が完了し、現在は、君市踏切付近の南北道路の整備を進めています。

*モータリゼーション：自動車の大衆化のこと。

*臨港地区：都市計画法に基づく地域地区の一つで、港湾を管理運営するために定める地区のこと。

*都市計画道路：都市計画決定された道路のこと。都市計画道路の予定地には恒久的な建築物を建てることができない。

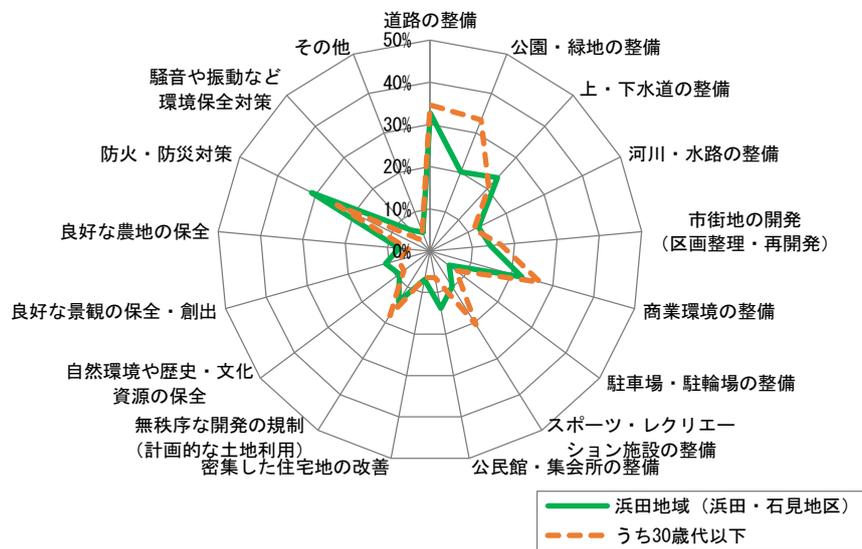
分野	現況と課題						
都市交通	都市計画道路の整備状況（浜田・石見地区）						
	種別	名称		構造			整備状況
		番号	路線名	延長	幅員	車線の数	
	自動車専用道路	1. 4. 1	長沢原井町線	6,170m	21m	4車線	供用
	〃	1. 4. 2	江津浜田線	5,550m	21m	4車線	供用
	〃	1. 4. 3	浜田三隅線	11,620m	21m	4車線	供用
	幹線街路	3. 4. 1	長沢田町線	1,510m	20m	2車線	供用
	〃	3. 4. 2	殿町原町線	880m	20m	2車線	一部供用
	〃	3. 4. 3	浜田漁港線	390m	18m	2車線	一部供用
	〃	3. 4. 4	天満町高田町線	540m	16m	2車線	—
	〃	3. 5. 5	下府殿町熱田町線	6,940m	15m	2車線	(国道9号)
	〃	3. 5. 6	浜田停車場潰線	1,160m	12m	2車線	供用
	〃	3. 4. 7	浜田停車場三宮線	1,940m	18m	2車線	一部供用
	〃	3. 5. 8	天満町東公園線	2,200m	12m	2車線	供用
	〃	3. 5. 9	港町瀬戸ヶ島線	1,190m	12m	2車線	供用
	〃	3. 5. 10	浜田長浜線	3,480m	12m	2車線	一部供用
	〃	3. 4. 11	鏡山大橋片庭町線	1,080m	17m	2車線	一部供用
	〃	3. 5. 12	桧ヶ浦線	350m	12m	2車線	一部供用
	〃	3. 5. 13	長沢外ノ浦殿町線	3,400m	12m	2車線	一部供用
	〃	3. 5. 14	松原港町線	1,130m	12m	2車線	—
	〃	3. 6. 15	高佐線	770m	8m	2車線	一部供用
	〃	3. 5. 17	長沢線	380m	15m	2車線	供用
	〃	3. 5. 18	琵琶町野原線	1,140m	12m	2車線	供用
	〃	3. 6. 20	浜田港インター線	1,020m	11m	2車線	供用
	〃	3. 6. 21	ゲートウェイロード線	3,180m	10m	2車線	一部供用
	区画街路	7. 6. 1	浜田駅前1号線	70m	9m	—	供用
	〃	7. 6. 2	浜田駅前2号線	70m	9m	—	供用
	〃	7. 7. 3	浜田駅前3号線	430m	7m	—	供用
〃	7. 7. 4	浜田駅前4号線	290m	6m	—	供用	
〃	7. 6. 5	浜田駅前5号線	170m	9m	—	供用	
	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道は、JR山陰本線が国道9号と平行して東西方向に横断し、中央に浜田駅があります。 ○民間路線バスは、浜田駅から市内循環線が中心市街地を回り、大学線が浜田駅と運転免許センター、島根県立大学を結んでいます。また、浜田駅から、瀬戸ヶ島町や長沢町、長浜・周布・美川地区、国府地区、支所のある金城地域、旭地域、弥栄地域、三隅地域に向かう路線も運行されています。加えて、浜田駅からは、広島と大阪を往復する高速バスが運行されています。 ○市生活路線バスは、地区内で1路線運行しています。 ○交通空白地域の高齢者や自動車運転免許を持たない市民の交通手段として、地区内では、浜田駅や医療機関、商業店舗等を結ぶ予約型乗合タクシーを運行しています。 						
河川・上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○浜田川は市街地の中央を流れ、水と緑の空間を形成しています。 ○上水道は整備され、「上水道事業施設耐震化・更新計画」に基づき、管路の耐震化や設備の更新を進めています。 ○浜田処理区の公共下水道の整備を進めています。竹迫団地、笠柄団地、東福井団地にはコミュニティプラント*が整備されています。 						

*コミュニティプラント：市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づいて設置された、公共下水道ではない小規模な下水処理施設のこと。

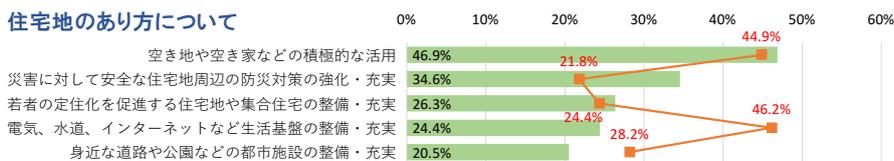
分野	現況と課題
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○東公園（運動公園）、城山公園（特殊公園、一部供用）、ゆうひ公園（近隣公園）、長沢公園（特殊公園、一部供用）等を整備しています。 ○東公園は、野球場の電光掲示板や防球ネットの設置により、機能の強化や安全性の向上を図っていますが、公式大会の開催が可能な県西部のスポーツ拠点として機能強化を図る必要があります。 ○市街地における市民の身近な公園は、土地区画整理事業により整備した街区公園を中心に19か所が立地し、平成30年度には原井公園を新設しています。 ○老朽化した遊具の計画的な改修等を実施しています。 ○浜田川沿いでは、市役所周辺が桜の名所として市民に親しまれているほか、中央図書館周辺では親水護岸[*]の整備も行っています。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○生湯町から外ノ浦町、瀬戸ヶ島町にかけてリアス式海岸は、浜田海岸県立自然公園の指定を受けています。また、市街地周辺には山林が多く残され、豊かな自然環境に囲まれています。 ○浜田海岸県立自然公園、市街地周辺の山地や丘陵部の森林保全に努める必要があります。
都市防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○浜田川下流部の沖積平野に中心市街地があり、また、丘陵部に接して市街地が形成されているため、土砂災害や浸水の危険性があります。浜田川の治水対策として、上流部では令和2年度に浜田川総合開発事業（第二浜田ダム建設・浜田ダム再開発事業）が完了し、洪水調整容量が従来の4倍となりました。 ○谷間地形に設置された砂防ダムや治山ダムは、経年のため既に満砂状態の箇所があります。 ○防災ハザードマップや津波ハザードマップを整備し、指定緊急避難場所、指定避難所、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域等を示す等、都市防災に対応しています。各種ハザードマップ等については、広く市民に周知するとともに、避難路の整備や福祉避難所を含めた避難所等の指定を拡大していく必要があります。 ○浸水想定区域に多くの方が住んでいます。 ○古くからの住宅地では建物が密集しており、火災時には被害が大きくなる危険性があります。 ○道路照明灯のLED化を進めています。また、防犯灯の新設やLED化、防犯カメラ設置のため町内会等を支援しています。
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○浜田城跡の城山公園には石垣が残され、浜田護国神社、御便殿等と合わせた歴史的景観の保全が必要です。 ○外ノ浦町、瀬戸ヶ島町から生湯町にかけてリアス式海岸は、浜田海岸県立自然公園に指定された風光明媚な自然海岸の景観が見られます。また、浜田漁港にかかる浜田マリン大橋は、「海のみえる文化公園」や道の駅「ゆうひパーク浜田」等からの眺望が美しく、本市のシンボルとなっています。 ○平成30年度に北前船寄港地として日本遺産に認定された外ノ浦は、景観保全を図るとともに、観光客のための案内看板や駐車場の整備を行っています。 ○石央文化ホール、世界こども美術館、島根県立大学、浜田医療センター等の公共施設が作り出す都市景観が形成されています。

^{*}親水護岸：市民が水に親しみ楽しめるように整備された護岸のこと。

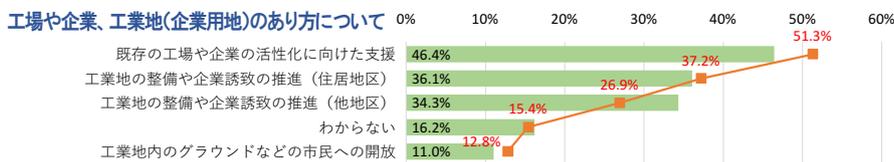
分野	現況と課題
市民ニーズ	<p><都市計画に関するアンケート調査結果から抜粋（浜田・石見地区）></p> <p>○特に望むまちづくりとして、「道路の整備」が32.6%と最も多く、次いで、「防火・防災対策」「上・下水道の整備」「商業環境の整備」「公園・緑地の整備」となっています。</p> <p>○30歳代以下の若者世代の傾向を見ると、概ね地区全体と同様な傾向になります。なお、「公園・緑地の整備」「スポーツ・レクリエーション施設の整備」への期待については、地区全体よりも高い傾向にあります。</p> <p>○都市施設のあり方として、特に高い期待を見ると、地区全体では「空地や空き家などの積極的な活用」「既存の工場や企業の活性化に向けた支援」が挙げられます。</p> <p>○30歳代以下の若者世代では、地区全体での項目に加えて「大規模商業施設の誘致」「日常の憩いのための身近な広場や公園の充実」が挙げられます。</p>



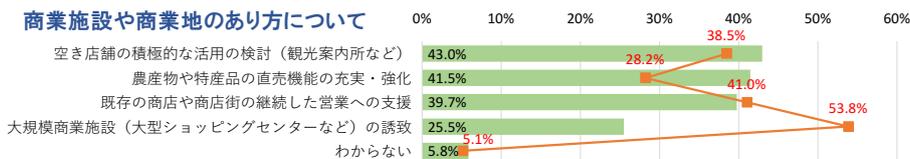
住宅地のあり方について



工場や企業、工業地(企業用地)のあり方について



商業施設や商業地のあり方について



公園・緑地等の整備について



(2) 浜田・石見地区の都市づくりの目標

○中核都市にふさわしい都市づくり

・県西部の中核都市にふさわしいまちの賑わい、港や市場の活気、美しい町並み、大学や文化活動、石見神楽等の伝統文化、福祉医療が充実した中核都市の賑わいと風格のある都市づくりを目指します。

○生活に必要な都市機能が集約された、効率的でコンパクトな都市づくり

・中心市街地として必要な都市機能の集約と、居住の誘導を進め、効率的でコンパクトな都市づくりを目指します。

○歴史的景観や自然環境等の保全・活用による、住んで心地良い都市づくり

・浜田城跡や日本遺産である外ノ浦の歴史的景観、浜田漁港周辺の景観、浜田海岸県立自然公園の美しい海岸景観、浜田川や周辺の山々の自然環境の保全や活用を図りつつ、住んで心地良い都市づくりを目指します。

(3) 浜田・石見地区の都市づくりの方針

分野	都市づくりの方針
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ J R 浜田駅周辺や市役所を中心とする中心市街地エリアは、市域全体の都市拠点として、高次都市機能*の集積を進めるとともに、土地利用の高度化、駐車場の適正配置、快適な歩行空間づくりを進め、回遊性の向上を図ります。 ○ 浜田駅周辺は、駅の南北の連携強化を図り、交通結節点としての利便性を高めます。 ○ 市役所周辺は、分散している行政機能等の集約化を検討します。 ○ 中心市街地の空き店舗や遊休施設には、新規出店や起業・創業による有効活用に加え、新たな働き方に対応したサテライトオフィス*等の誘致を促進し、活力ある市街地の再生を目指します。 ○ 重要港湾の浜田港は、山陰地方の物流の拠点港として、港湾関連施設の整備を関係機関に働きかけます。また、港湾・流通業務機能の更なる集積・強化を図ります。 ○ 浜田港と浜田港臨海工業団地（福井地区）、浜田漁港と水産加工団地、浜田 I C 付近の石央物流軽工業団地等は、港湾・流通拠点、工業拠点として維持・強化を図ります。 ○ 瀬戸ヶ島地区には、水産業の生産基盤づくりとして、栽培漁業や資源管理型漁業を推進します。 ○ 中心市街地はまちなか居住を進め、生活を中心とした都市機能の維持・更新を図ります。 ○ 中心市街地北部の長沢町や浅井町周辺は、低層の住居専用地域として良好な居住環境を保全します。

※高次都市機能：市民の生活や企業の経済活動に重要な、行政、教育、文化、医療、情報、商業、交通等の質の高いサービスを提供する機能のこと。

※サテライトオフィス：企業や団体の本拠地から離れた場所に設置された仕事場のこと。

分野	都市づくりの方針
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域外への市街地の広がりを防ぎ、用途地域内への誘導を図ります。 ○竹迫団地、笠柄団地、東福井団地、二反田団地等の大規模な住宅地は、今後も環境と共生した良好な居住環境の維持・向上を図ります。 ○古くからの密集した住宅地では、増加する空き家や空き地等の対策と併せて、居住環境や防災性の向上を図ります。 ○災害の危険性が高いエリアでは、ハード・ソフト対策を強化するとともに、居住の抑制や誘導等について検討します。 ○浜田漁港周辺は、漁港特有の風情を活かしつつ、良好な居住環境の維持・向上を図ります。 ○東公園や城山公園は、市民の憩いの場、交流・レクリエーションの拠点として、魅力の向上と適切な維持管理に努めます。 ○島根県立大学や世界こども美術館、総合福祉センターや子育て世代包括支援センターを中心とした、幅広い世代が集まるエリアの形成を目指します。 ○市街地を囲む山地や丘陵部では、健全な森林の整理・保全を図ります。
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> ○長期未整備の都市計画道路について、計画の廃止を含めた見直しを検討します。 ○駐車場の適正配置を図ります。 ○中心市街地の歩行者と自転車の安全性の向上を図ります。 ○公共交通の維持・確保を図ります。 ○浜田駅周辺では南北の連絡性向上を図るため、君市踏切の移動と拡幅を行います。また、周辺道路の改良を行い、安全性の向上を図ります。
河川・上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○浜田川の親水性の向上を図ります。 ○上水道の適正な更新・維持管理を進めます。 ○浜田処理区の公共下水道の整備を進めます。また、供用開始後は適正な維持管理を進め、公共下水道への接続を推進します。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○令和12年に島根県で開催予定の国民スポーツ大会に向けて、公式大会等が開催可能な公園の機能強化を図ります。 ○市民の憩いの場や子どもの遊び場となる身近な公園や広場の充実を図ります。 ○浜田川沿いの、居心地が良く歩きたくなる空間づくりを図ります。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○浜田海岸県立自然公園の自然環境を保全します。 ○山地・丘陵部の森林や、浜田川の自然環境を保全します。
都市防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○経年により満砂状態となった砂防ダムや治山ダムの機能回復のため、浚渫[※]工事を関係機関に働きかけます。 ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域や洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所等の住民への周知を図り、自助・共助・公助[※]による減災を図ります。また、居住の抑制や誘導等について検討します。 ○防災倉庫の整備、津波危険地域表示板や避難所表示板の整備を図ります。 ○火災時の被害軽減を図るため、消防水利の確保に努めます。 ○道路照明灯のLED化を進めるとともに、防犯灯の新設・LED化、防犯カメラの設置に対して町内会等を支援します。

※浚渫（しゅんせつ）：川底や海底の土砂や堆積物をさらって取り除くこと。

※自助・共助・公助：個人や家庭による自助努力、地域の連携による助け合い、公的な制度によるサービスの供給のこと。

分野	都市づくりの方針
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○城下町の面影を残す城山公園、御便殿等の歴史的景観の保全と活用を図ります。 ○浜田漁港周辺や日本遺産「外ノ浦」の景観保全を図ります。 ○浜田海岸県立自然公園の美しい海岸景観の保全を図ります。 ○中心市街地を流れる浜田川を活かした河川景観の形成と保全を図ります。 ○国道9号や浜田駅周辺等の無電柱化を進めます。



浜田駅前広場



浜田川



石央物流軽工業団地



マリン大橋

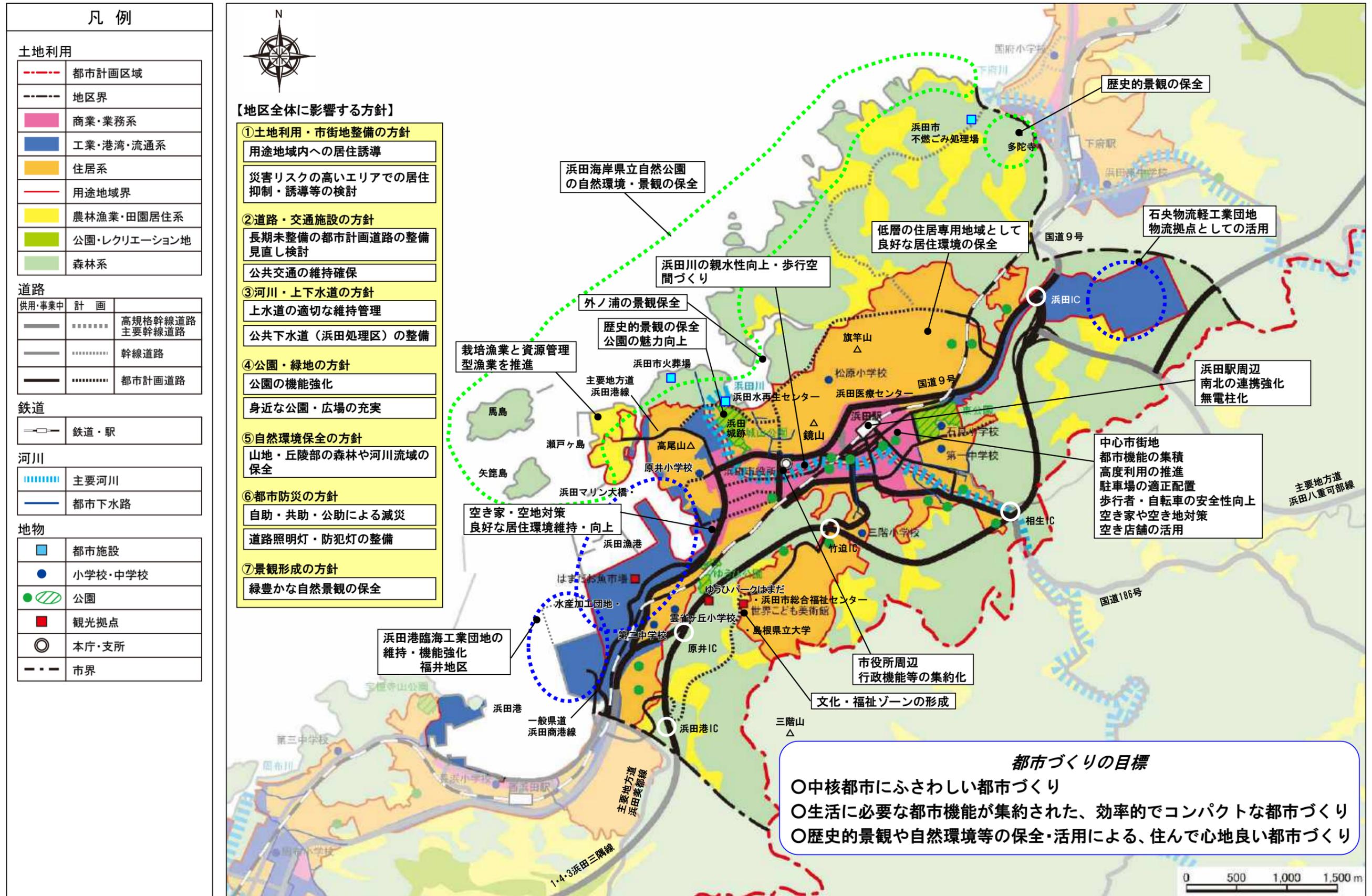


島根県立大学



住宅団地（笠柄団地）

地区別都市づくりの方針図 1-1 浜田都市計画区域（浜田・石見地区）

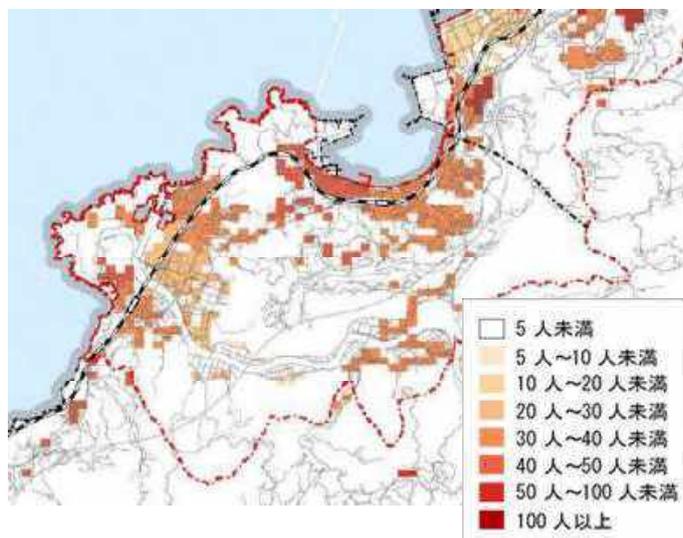


1-2 長浜・周布・美川地区

(1) 長浜・周布・美川地区の現況と課題

分野	現況と課題
位置・人口	<p>○長浜・周布・美川地区は、浜田都市計画区域の西側に位置し、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町の市街地を中心に人口が集中しています。</p> <p>○近年は、一部で人口が増加しているエリアも見られますが、人口密度が高いエリアでは減少傾向が強く、地区全体を見ても人口は減少傾向にあります。</p> <p>○年齢3区分別の人口の推移を見ると、高齢人口（65歳以上）が増加している一方、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（14歳以下）が減少しています。世帯数は増加傾向にあり、高齢単身世帯が増加していることがうかがえます。</p>

■人口（100mメッシュ）【H27】 国勢調査

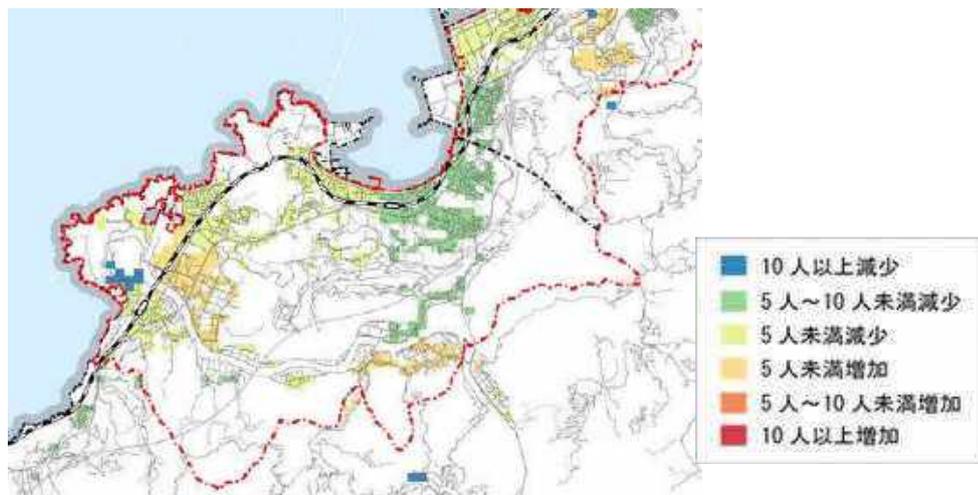


■長浜・周布・美川地区の人口と世帯数の推移

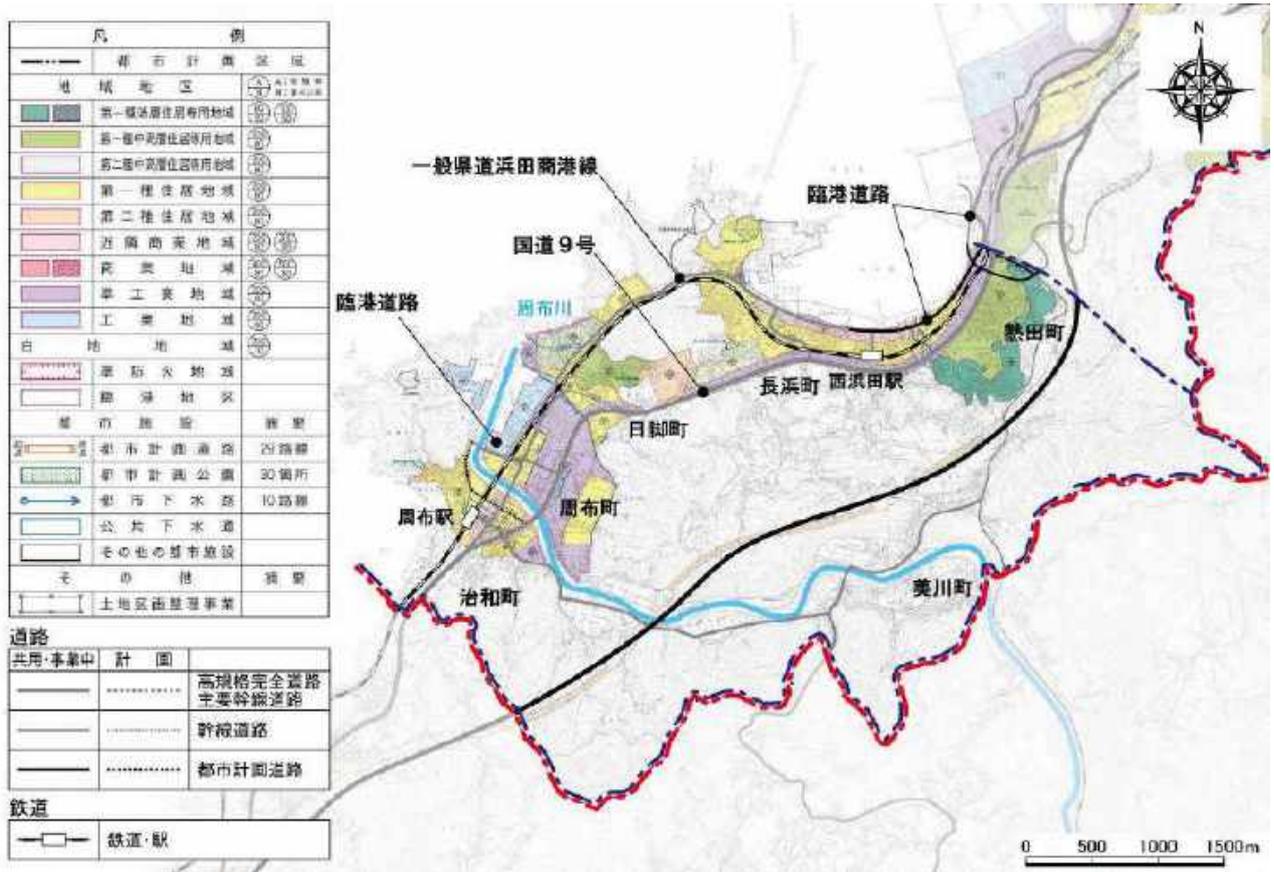


資料：浜田市資料（住民基本台帳）

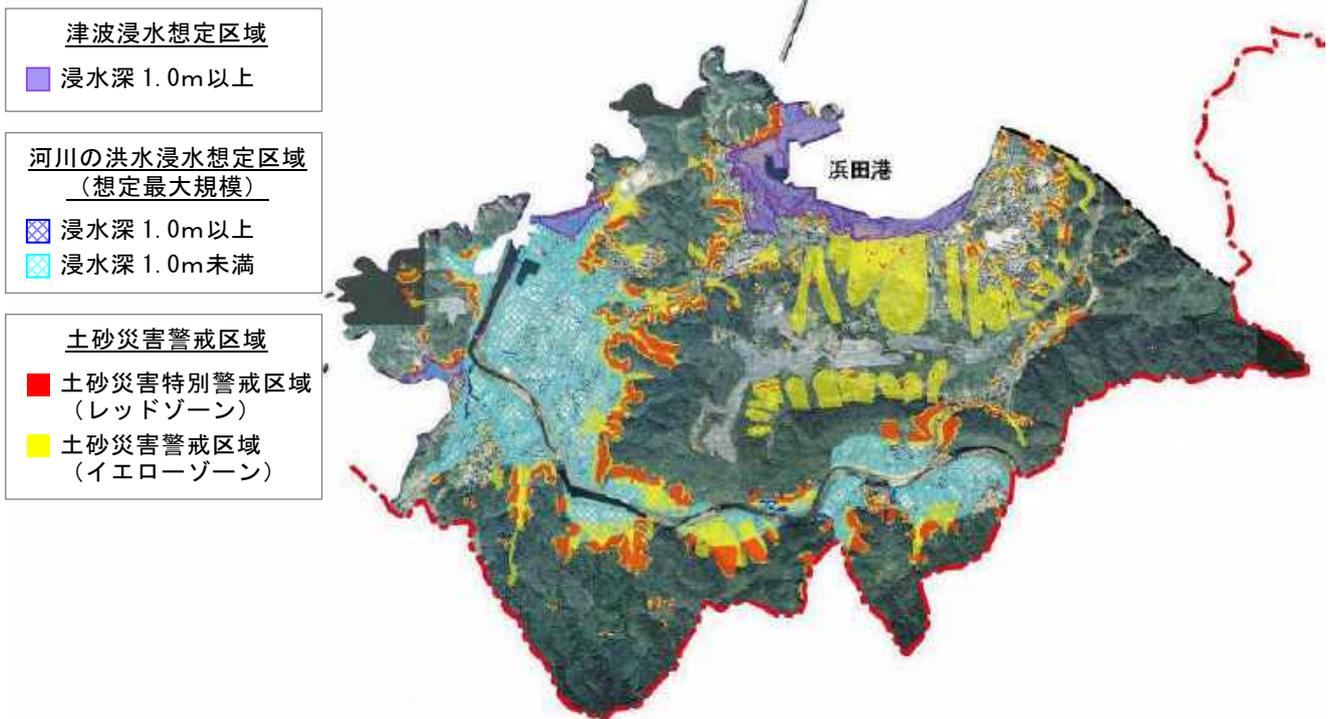
■人口増減（100mメッシュ）【H17→H27】 国勢調査



■長浜・周布・美川地区の都市計画図



■長浜・周布・美川地区の現状（空中写真）



分野	現況と課題																																	
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町の市街地は、商業系、工業系、住居系の用途地域を指定しています。山裾部付近は土砂災害警戒区域に指定されています。 ○浜田港に面する熱田町、長浜町は、国道9号と一般県道浜田商港線の沿道に市街地が形成され、熱田町では山側で宅地開発が行われています。 ○周布町、日脚町、治和町は、周布川沿いの平坦部に市街地が形成され、河口部には貯木場や関連工業施設が立地しています。 ○国道9号沿いには沿道型商業施設が、JR西浜田駅と周布駅の周辺には小規模な店舗が見られます。また、国道9号の沿道は、工業、商業、住居が混在した土地利用となっています。 ○周布地区の市街地整備は、耕地整備により整形された土地を基本としています。国道9号の沿道に小規模な開発による市街地化が進んでいます。 ○熱田町から日脚町にかけて、小福井団地、石原団地、日脚団地等が整備されています。 ○公営住宅（小福井住宅・内田住宅）の老朽化が進んでいます。 ○長浜町や日脚町等、古くからの住宅地では、増加する空き家や空き地の対策を含めた居住環境の向上が必要です。 ○用途地域外は、山林や農地が多くを占め、周布川の流域にまとまった田園地帯が広がっています。 																																	
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路として、国道9号が地区内を横断し、主要地方道浜田美都線、一般県道浜田商港線、一般県道美川周布線、一般県道周布停車場線、臨港道路が地区の骨格をなしています。 ○浜田・三隅道路が供用されたことにより、移動時間の短縮や国道9号の交通量の分散、交通の安全性が向上しています。 ○都市計画道路は、3・5・10 浜田長浜線の一部と 3・5・16 鱈石治和線が未整備です。 <p style="text-align: center;">都市計画道路の整備状況（長浜・周布・美川地区）</p> <table border="1" data-bbox="338 1339 1426 1512"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">構造</th> <th rowspan="2">整備状況</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>延長</th> <th>幅員</th> <th>車線の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車専用道路</td> <td>1. 4. 3</td> <td>浜田三隅線</td> <td>11,620m</td> <td>21m</td> <td>4車線</td> <td>供用</td> </tr> <tr> <td>幹線街路</td> <td>3. 5. 10</td> <td>浜田長浜線</td> <td>3,480m</td> <td>12m</td> <td>2車線</td> <td>一部供用</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>3. 5. 16</td> <td>鱈石治和線</td> <td>880m</td> <td>12m</td> <td>2車線</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○鉄道は、JR山陰本線の西浜田駅と周布駅があります。 ○民間路線バスは、国道9号（浜田・益田線等）と一般県道浜田商港線（周布・江津線等）で運行されています。 ○市生活路線バスは、地区内で1路線運行しています。 ○交通空白地域の高齢者や自動車運転免許を持たない市民の交通手段として、地区内では、周布駅や医療機関、商業店舗等を結ぶ予約型乗合タクシーを運行しています。加えて、自治会等が行う自治会輸送も行われています。 	種別	名称		構造			整備状況	番号	路線名	延長	幅員	車線の数	自動車専用道路	1. 4. 3	浜田三隅線	11,620m	21m	4車線	供用	幹線街路	3. 5. 10	浜田長浜線	3,480m	12m	2車線	一部供用	〃	3. 5. 16	鱈石治和線	880m	12m	2車線	—
種別	名称		構造			整備状況																												
	番号	路線名	延長	幅員	車線の数																													
自動車専用道路	1. 4. 3	浜田三隅線	11,620m	21m	4車線	供用																												
幹線街路	3. 5. 10	浜田長浜線	3,480m	12m	2車線	一部供用																												
〃	3. 5. 16	鱈石治和線	880m	12m	2車線	—																												
河川・上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○地区の中央を流れる周布川は、農業用水として活用されるとともに、水と緑の空間を形成しています。 ○上水道は整備され、「上水道事業施設耐震化・更新計画」に基づき、管路の耐震化や設備の更新を進めています。 ○公共下水道は未整備ですが、美川地区には農業集落排水が整備されています。 																																	

分野	現況と課題
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣公園である宝幢寺山公園、街区公園である日脚児童公園、津摩児童公園、ハーバーヒルズ公園に加え、令和元年度には周布公園を新設しています。 ○老朽化した遊具の計画的な改修等を実施しています。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○長浜町から津摩町にかけて美しいリアス式海岸となっていますが、日脚海岸では海岸の侵食が進んでおり、島根県が対策事業を実施しています。 ○周布川の流域には山林が多く残され、豊かな自然環境に囲まれています。引き続き、山地や丘陵部の森林保全、河川の水質の維持等により自然環境との共生を図る必要があります。
都市防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○日脚海岸では県が離岸堤を整備し、周布川では河口の浚渫を行っています。 ○丘陵地と市街地が接している場所は急傾斜地崩壊危険区域に指定され、土砂災害の危険性があります。 ○谷間地形に設置された砂防ダムや治山ダムは、経年のため既に満砂状態の箇所があります。 ○防災ハザードマップや津波ハザードマップを整備し、指定緊急避難場所、指定避難所、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域等を示す等、都市防災に対応しています。各種ハザードマップ等については、広く市民に周知するとともに、避難路の整備や福祉避難所を含めた避難所等の指定を拡大していく必要があります。 ○浸水想定区域に多くの方が住んでいます。 ○古くからの住宅地では建物が密集しており、火災時には被害が大きくなる危険性があります。 ○道路照明灯のLED化を進めています。また、防犯灯の新設やLED化、防犯カメラ設置のため町内会等を支援しています。
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○周布川のゆったりとした流れや水田、周辺の山々が織りなす景観が見られます。市街地周辺を囲む緑は、市街地に潤いを与えています。 ○海岸部はリアス式海岸をなす美しい景観が見られます。 ○地域住民と連携して、周布古墳や鳶巣城跡の環境保全、海岸や河川の保全を図っています。

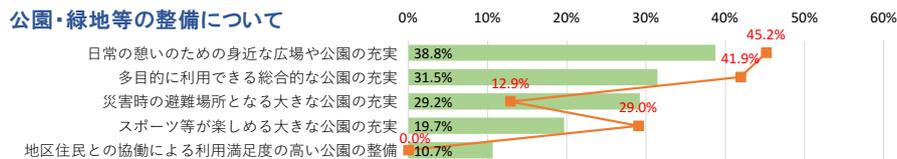
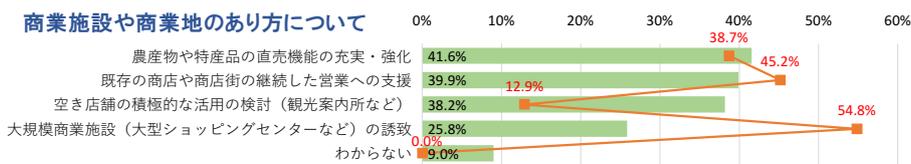
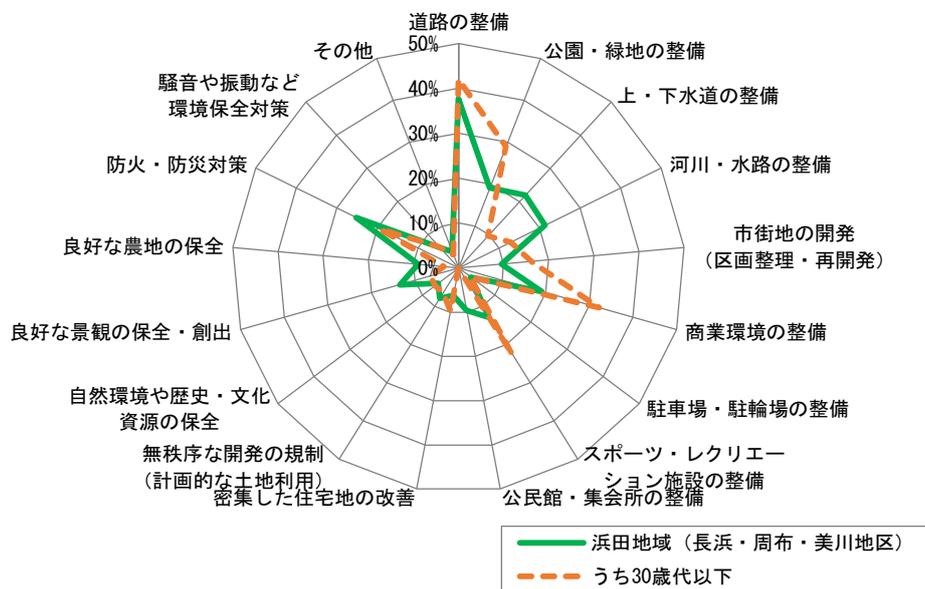


周布川



住宅団地（熱田町）

分野	現況と課題
市民ニーズ	<p>＜都市計画に関するアンケート調査結果から抜粋（長浜・周布・美川地区）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特に望むまちづくりとして、「道路の整備」が37.6%と最も多く、次いで、「防火・防災対策」「上・下水道の整備」「河川・水路の整備」「公園・緑地の整備」「商業環境の整備」となっています。 ○30歳代以下の若者世代の傾向を見ると、「道路の整備」が41.9%と、地区全体と同様に最も多く、次いで、「商業環境の整備」「公園・緑地の整備」「スポーツ・レクリエーション施設の整備」「防火・防災対策」となっています。 ○都市施設のあり方として、特に高い期待を見ると、地区全体では「狭い道路など地区の道路整備」「既存の工場や企業の活性化に向けた支援」が挙げられます。 ○30歳代以下の若者世代では、地区全体での項目に加えて「大規模商業施設の誘致」「既存の商店や商店街の継続した営業への支援」「日常の憩いのための身近な広場や公園の充実」「スポーツ・レクリエーション施設」が挙げられます。



(2) 長浜・周布・美川地区の都市づくりの目標

○地域の生産活動を支える活力ある産業の形成

- ・地域の生産活動を支える長浜地区の浜田臨海工業団地や周布川河口の木工団地を中心とした産業の維持・発展を図ります。

○沿道型商業地の形成

- ・国道 9 号の沿道には大規模商業施設が立地し、地域の利便性を向上させています。沿道型商業地の形成を図ります。

○地域の資源を活かしながらゆったりと暮らせる住環境の保全・形成

- ・豊かな自然に恵まれた潤いある住環境の保全・形成により、まとまりのある市街地の形成を図ります。

(3) 長浜・周布・美川地区の都市づくりの方針

分野	都市づくりの方針
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模商業施設が立地する国道 9 号の沿道は、工業系土地利用から商業系土地利用への用途地域の見直しを検討します。 ○熱田町から長浜町の一般県道浜田商港線沿道は、地域住民の生活を支える拠点として商業機能の維持を図ります。 ○J R 周布駅の周辺は、地域住民の生活拠点の維持を図ります。 ○浜田港港湾区域（長浜地区）や周布川河口の木工団地は、重要な産業拠点として、立地環境の充実や利便性の向上を図ります。 ○周布小学校周辺は、工業系土地利用から住居系土地利用への用途地域の見直しを検討します。 ○古くからの密集した住宅地では、増加する空き家や空き地等の対策と併せて、居住環境や防災性の向上を図ります。 ○石原団地や日脚団地等の大規模な住宅地は、今後も環境と共生した良好な居住環境の維持・向上を図ります。 ○老朽化した公営住宅の建て替え等を進めます。 ○災害の危険性が高いエリアでは、ハード・ソフト対策を強化するとともに、居住の抑制や誘導等について検討します。 ○宅地化が進む周布町の田園地帯は、無秩序な開発を抑制し、計画的な住宅地の形成を図るため、地区計画*の導入等を検討し、環境と共生した良好な居住環境の形成を目指します。 ○津摩町の漁村集落は、漁港特有の風情を活かしつつ、良好な居住環境の維持・向上を図ります。 ○宝幢寺山公園は、市民の憩いの場として、適切な維持管理に努めます。 ○長浜町から津摩町にかけてリアス式海岸の保全に努めます。 ○市街地を囲む山地や丘陵部では、健全な森林の整理・保全を図ります。

*地区計画：都市計画法に基づき、市町村がそれぞれの地区の特性に応じた都市づくりを誘導するために、住民等の意見を反映して定めることができる計画のこと。

分野	都市づくりの方針
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> ○長期未整備の都市計画道路について、計画の廃止を含めた見直しを検討します。 ○周布地区と美川地区を結ぶ一般県道美川周布線の改良を進めます。 ○公共交通の維持確保を図ります。 ○狭あいな生活道路を改善し、安全性の向上を図ります。
河川・上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○周布川は、引き続き河口浚渫事業を関係機関に働きかけるとともに、適正な維持管理と親水性の向上を図ります。 ○上水道の適正な更新・維持管理を進めます。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の憩いの場や子どもの遊び場となる身近な公園や広場の充実を図ります。 ○周布川沿いの、居心地が良く歩きたくなる空間づくりを図ります。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸線の自然環境を保全し、侵食対策等を促進します。 ○山地・丘陵部の森林や、周布川の自然環境を保全します。
都市防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○周布川の治水対策について、関係機関とともに検討します。 ○経年により満砂状態となった砂防ダムや治山ダムの機能回復のため、浚渫工事を関係機関に働きかけます。 ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域や洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所等の住民への周知を図り、自助・共助・公助による減災を図ります。また、居住の抑制や誘導等について検討します。 ○津波危険地域表示板や避難所表示板の整備を図ります。 ○火災時の被害軽減を図るため、消防水利の確保に努めます。 ○道路照明灯のLED化を進めるとともに、防犯灯の新設・LED化、防犯カメラの設置に対して町内会等を支援します。
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ゆったりとした周布川の河川景観の保全を図ります。 ○周布古墳や鳶巣城跡周辺の環境保全を図ります。 ○日本海の美しい海岸景観の保全を図ります。



J R西浜田駅周辺の市街地



周布町の田園地帯と住宅開発

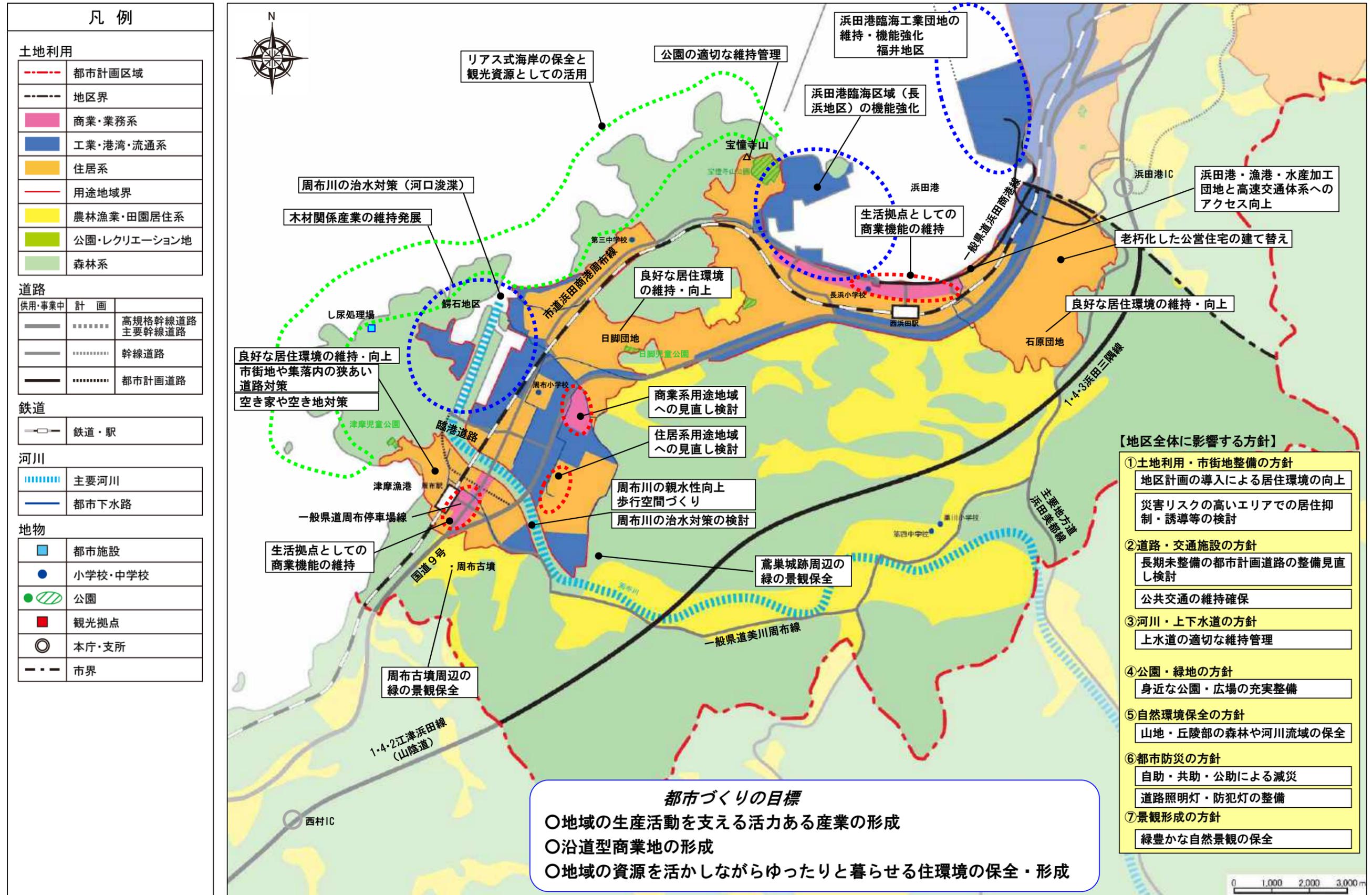


周布川河口の木工団地



日脚地区の住宅地

地区別都市づくりの方針図 1-2 浜田都市計画区域（長浜・周布・美川地区）

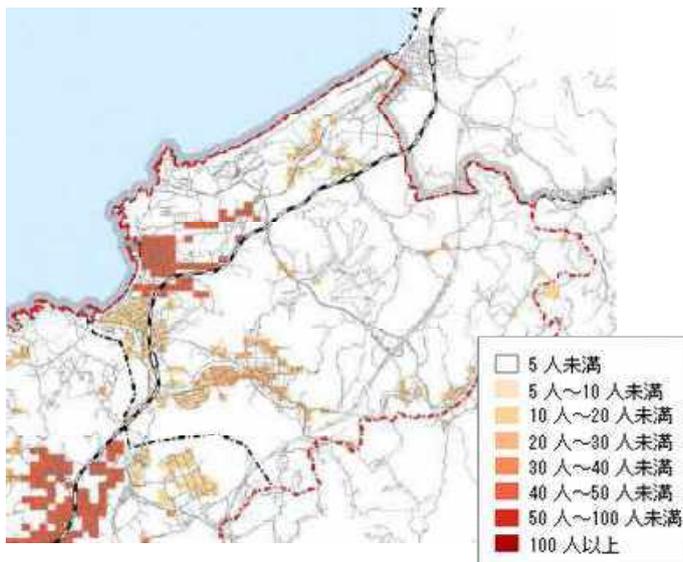


1-3 国府地区

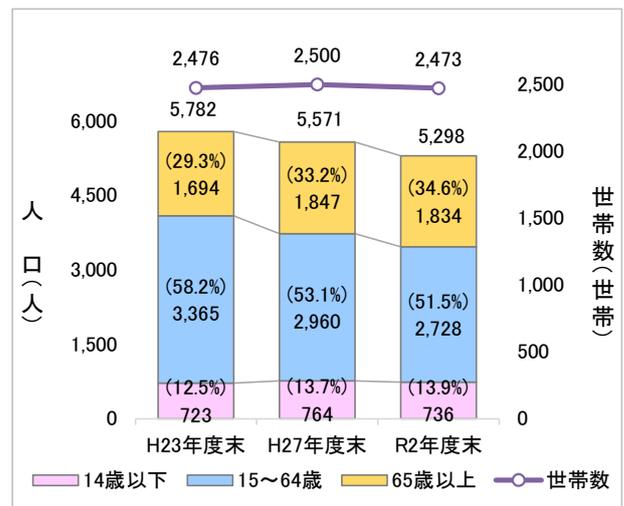
(1) 国府地区の現況と課題

分野	現況と課題
位置・人口	<p>○国府地区は、浜田都市計画区域の東側に位置し、上府町や国分町、久代町、下府町等が該当します。</p> <p>○人口は、海沿いから丘陵地にかけてある古くからの住宅地（国分町唐鐘、下府町）に集中していますが、近年では人口減少が見られます。</p> <p>○伊甘地区や三宅地区等の区画整理を行ったエリアや、国分町から下府町にかけての丘陵地の高台に位置する上ノ浜では、小規模な開発行為により、新しい住宅地が形成されています。</p> <p>○年齢3区分別の人口の推移を見ると、生産年齢人口（15～64歳）の減少傾向が強い一方、世帯数は横ばいとなっており、高齢者を含めた単身世帯が増加していることがうかがえます。</p>

■人口（100mメッシュ）【H27】 国勢調査

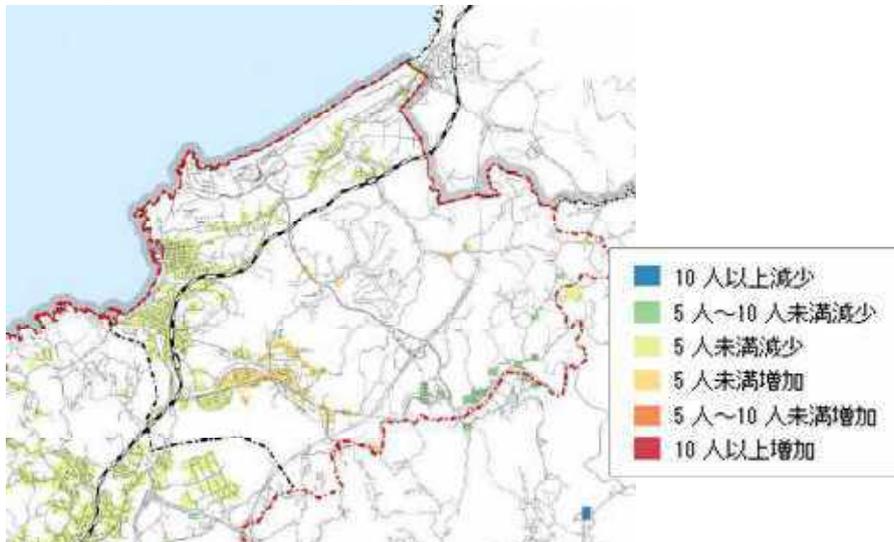


■国府地区の人口と世帯数の推移

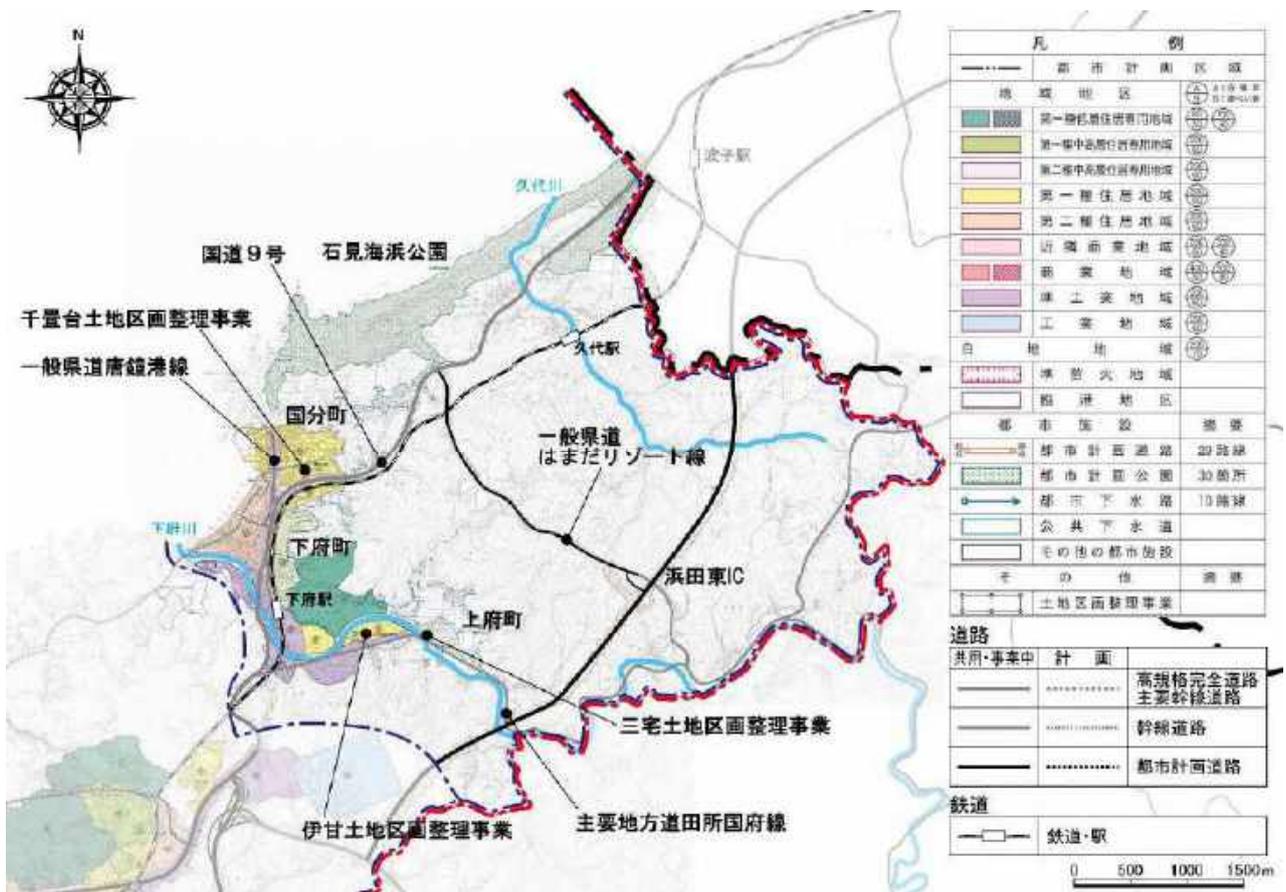


資料：浜田市資料（住民基本台帳）

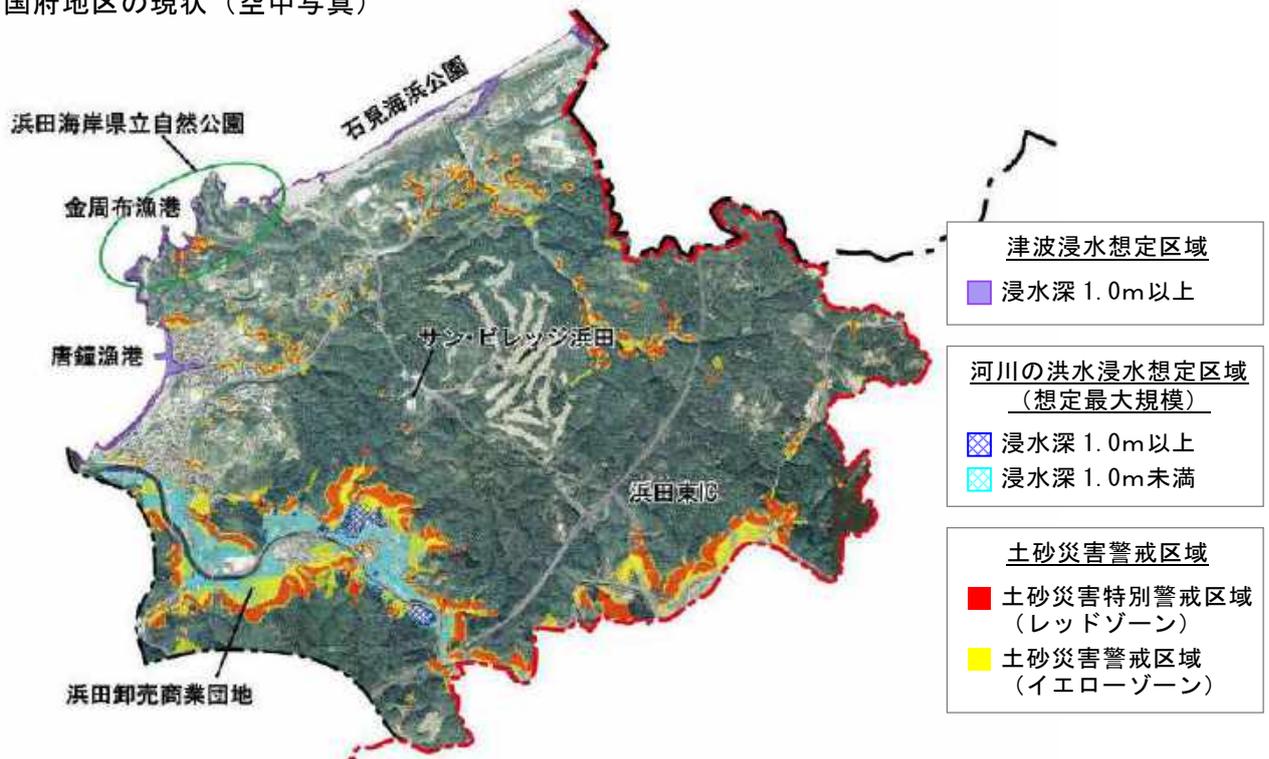
■人口増減（100mメッシュ）【H17→H27】 国勢調査



■国府地区の都市計画図



■国府地区の現状（空中写真）

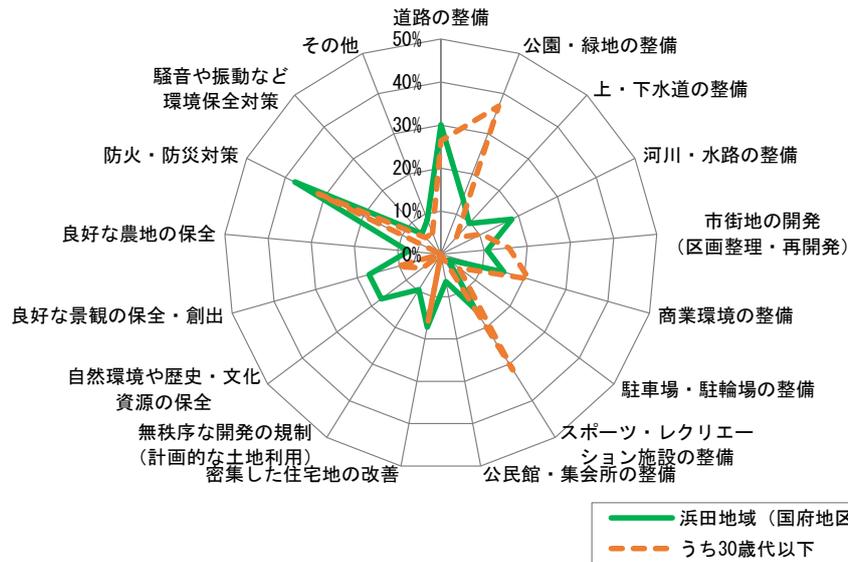


分野	現況と課題																										
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○国府地区には、商業系、工業系、住居系の用途地域を指定しています。 ○市街地はJR山陰本線により分断され、東側は用途地域内に山林、農地等が多く見られます。山裾部付近は土砂災害警戒区域に指定されています。 ○用途地域外は山林が多くを占め、下府川と久代川の流域にまとまった農地が見られます。 ○久代川下流域の久代町内、国府海岸沿いから丘陵地に向かって形成された国分町内や下府町内、下府川沿いに形成された上府町内や宇野町内に古くからの住宅地が存在しています。国道9号、山陰道江津道路、JR山陰本線が東西に走っており、県道や市道が南北に補完して住宅地をつないでいます。 ○近年、以前完了した3つの土地区画整理事業地内（伊甘、三宅、千畳台）において、住宅の建築が進んでいます。また、用途地域外の白地地域[※]である上ノ浜においても小規模な開発行為が行われ、宅地化が進んでいます。 ○市街地を形成する古くからの住宅地（国分町唐鐘、下府町）では、増加する空き家や空き地の対策を含めた居住環境の向上が必要です。 ○公営住宅（下府住宅等）の老朽化が進んでいます。 ○地区内に小規模な店舗が点在していますが、古くからの商店は閉店し、コンビニエンスストア等の新しい店舗が開業しています。 ○主要地方道田所国府線沿いの浜田卸売商業団地において、卸売業、流通業、工業が営まれています。 ○海岸部は浜田海岸県立自然公園（自然公園法の公園）に指定され、金周布漁港から波子海岸にかけて石見海浜公園（都市計画法の公園）が整備されています。また、一般県道はまだリゾート線沿いに、サン・ビレッジ浜田やゴルフ場等のスポーツ施設が立地しています。 																										
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路として、山陰道江津道路と国道9号が地区を横断し、幹線道路となる主要地方道田所国府線と一般県道はまだリゾート線が地区の骨格をなしています。 ○都市計画道路でもある1・4・2江津浜田線（山陰道江津道路）と3・4・19はまだリゾート線の整備により、石見海浜公園への観光客等のアクセス向上が図られ、国道9号の夏季観光客による渋滞も緩和されています。 <p style="text-align: center;">都市計画道路の整備状況（国府地区）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">構造</th> <th rowspan="2">整備状況</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>延長</th> <th>幅員</th> <th>車線の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車専用道路</td> <td>1. 4. 2</td> <td>江津浜田線</td> <td>5,550m</td> <td>21m</td> <td>4車線</td> <td>供用</td> </tr> <tr> <td>幹線街路</td> <td>3. 4. 19</td> <td>はまだリゾート線</td> <td>2,670m</td> <td>16m</td> <td>2車線</td> <td>供用</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○鉄道は、JR山陰本線の久代駅と下府駅があります。 ○民間路線バスは、国道9号（周布・江津線）と主要地方道田所国府線（有福線）で運行されています。 	種別	名称		構造			整備状況	番号	路線名	延長	幅員	車線の数	自動車専用道路	1. 4. 2	江津浜田線	5,550m	21m	4車線	供用	幹線街路	3. 4. 19	はまだリゾート線	2,670m	16m	2車線	供用
種別	名称		構造			整備状況																					
	番号	路線名	延長	幅員	車線の数																						
自動車専用道路	1. 4. 2	江津浜田線	5,550m	21m	4車線	供用																					
幹線街路	3. 4. 19	はまだリゾート線	2,670m	16m	2車線	供用																					

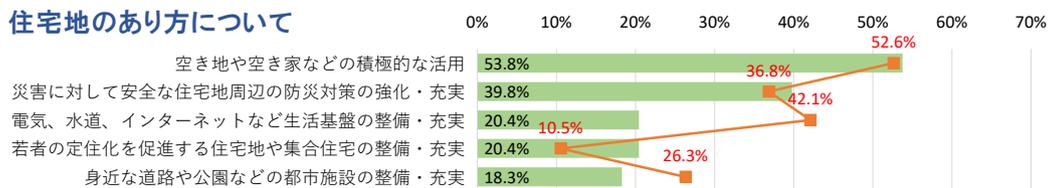
※白地地域：都市計画区域内で用途地域が指定されていない地域のこと。

分野	現況と課題
河川・ 上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○国府地区には、下府川、久代川、唐鐘川の3つの県管理河川が存在し、水と緑の空間を形成しています。いずれの河川も河口部は海岸部からの流砂の堆積により河道が埋塞状態となっており、河川が滞留しないよう維持管理する必要があります。 ○下府川は昭和58年から昭和63年までの豪雨災害後に河川改修が行われています。 ○上水道は整備され、「上水道事業施設耐震化・更新計画」に基づき、管路の耐震化や設備の更新を進めています。 ○公共下水道は第2期地区の整備が完了しています。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸部には広大な石見海浜公園（広域公園）があり、しまね海洋館アクアス、オートキャンプ場等の施設を有する主要な観光施設となっています。サン・ビレッジ浜田のスポーツ広場は人工芝を整備し、サッカーやフットサルのグラウンドとして活用しています。また、屋内施設ではスケートリンクが整備されていますが、施設の老朽化等の課題があります。 ○市街地には市民の身近な公園や広場が少なく、土地区画整理事業により整備した街区公園が3か所（伊甘公園、三宅公園、千畳台公園）のみとなっています。 ○街区公園以外では、旧国府中学校の跡地が国府まちづくりセンター管理のもと、地元住民が集まる広場として活用されています。 ○老朽化した遊具の計画的な改修等を実施しています。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○石見畳ヶ浦を中心とした海岸線は、浜田海岸県立自然公園の指定を受けています。 ○山地部は森林をなし、下府川、久代川が流れ、多様な生物が棲息する自然環境が保たれています。引き続き、山地や丘陵部の森林保全、河川の水質の維持等により自然環境との共生を図る必要があります。
都市防災・ 防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○上府町から下府町にかけての下府川下流部の沖積平野に市街地があり、また、丘陵部に接して市街地が形成されているため、土砂災害や浸水の危険性があります。 ○谷間地形に設置された砂防ダムや治山ダムは、経年のため既に満砂状態の箇所があります。 ○防災ハザードマップや津波ハザードマップを整備し、指定緊急避難場所、指定避難所、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域等を示す等、都市防災に対応しています。各種ハザードマップ等については、広く市民に周知するとともに、避難路の整備や福祉避難所を含めた避難所等の指定を拡大していく必要があります。 ○浸水想定区域に多くの方が住んでいます。 ○下府川の堤防沿いに、洪水時の水防活動や緊急復旧活動の拠点、物資輸送の基地、ヘリポートとして活用できる下府コミュニティ防災センターを整備しており、災害に備え、施設の機能拡充や維持管理を図る必要があります。 ○古くからの住宅地では建物が密集しており、火災時には被害が大きくなる危険性があります。 ○道路照明灯のLED化を進めています。また、防犯灯の新設やLED化、防犯カメラ設置のため町内会等を支援しています。

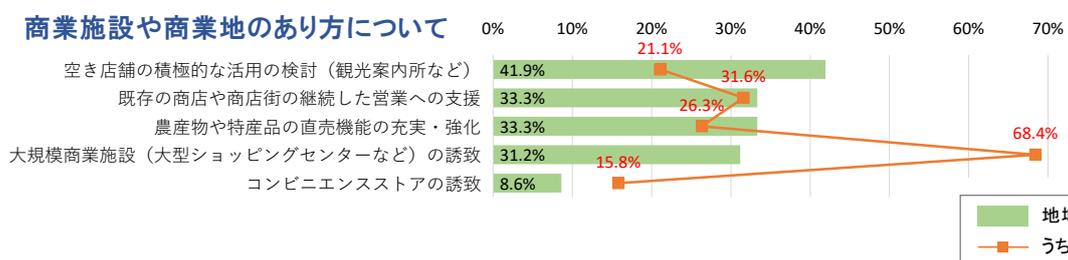
分野	現況と課題
景観形成	<p>○国分町では、赤瓦を使った屋根が連なり、日本海に映える町並みや、石見国分寺跡や石見国分尼寺跡等の歴史的な景観を含めて、景観重点地区の候補となっています。</p> <p>○石見豊ヶ浦周辺のリアス式海岸、白砂青松の国府海岸、姉ヶ浜海岸、久代海岸等、変化に富んだ美しい海岸景観や、下府川のゆったりとした流れと水田、周辺の山々が織りなす美しい景観を見ることができます。</p> <p>○国府海水浴場や石見豊ヶ浦では、住民による清掃活動が活発に行われています。</p>
市民ニーズ	<p>＜都市計画に関するアンケート調査結果から抜粋（国府地区）＞</p> <p>○特に望むまちづくりとして、「防火・防災対策」が最も多く、次いで、「道路の整備」「河川・水路の整備」「密集した住宅地の改善」「自然環境や歴史・文化資源の保全」「良好な景観の保全・創出」となっています。</p> <p>○30歳代以下の若者世代の傾向を見ると、「公園・緑地の整備」が36.8%と最も多く、次いで、「スポーツ・レクリエーション施設の整備」「防火・防災対策」「道路の整備」「商業環境の整備」となっています。</p> <p>○都市施設のあり方として、特に高い期待を見ると、地区全体では「空地や空き家等の積極的な活用」が挙げられます。</p> <p>○30歳代以下の若者世代では、地区全体での項目に加えて、「大規模商業施設の誘致」「スポーツ・レクリエーション施設」「スポーツ等が楽しめる大きな公園の充実」「日常の憩いのための身近な広場や公園の充実」が挙げられます。</p>



住宅地のあり方について



商業施設や商業地のあり方について



(2) 国府地区の都市づくりの目標

○地域の生活を支える持続可能な市街地の形成

- ・公共交通の利便性や、地域の生活を支える商業施設の維持を図り、国府地区の個性を活かした持続可能な市街地の形成を図ります。

○石見海浜公園や海浜レジャーを活かした観光の促進

- ・広域公園である石見海浜公園の自然体験型のレクリエーション、しまね海洋館アクアス、周辺のスポーツ施設等を活用した観光を促進するため、地域の魅力度を高め活性化を目指します。

○水と緑からなる豊かな自然と共生した安全・安心な居住環境の整備

- ・海岸、河川、森林等の豊かな自然環境と共生した居住環境を保全するとともに、安全で安心して暮らせる市街地の形成を図ります。

(3) 国府地区の都市づくりの方針

分野	都市づくりの方針
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○下府町や国分町の国道9号や一般県道唐鐘港線の周辺は、地域住民の生活を支える拠点として、商業機能の維持を図ります。 ○浜田卸売商業団地は、商業や工業、流通業機能の維持と集積を図ります。 ○古くからの密集した住宅地では、増加する空き家や空き地等の対策と併せて、居住環境や防災性の向上を図ります。 ○土地区画整理事業地内の住宅地は、良好な居住環境の維持と向上を図ります。 ○老朽化した公営住宅の建て替え等を進めます。 ○白地地域（上ノ浜等）での無秩序な開発を抑制するため、用途地域の設定を検討します。 ○災害の危険性が高いエリアでは、ハード・ソフト対策を強化するとともに、居住の抑制や誘導等について検討します。
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通の維持確保を図ります。 ○狭あいな生活道路を改善し、安全性の向上を図ります。
河川・上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○下府川、唐鐘川、久代川は、引き続き河口浚渫事業を関係機関に働きかけるとともに、適正な維持管理と親水性の向上を図ります。 ○上水道の適切な更新・維持管理を進めます。 ○国府処理区の公共下水道の適正な維持管理を進め、公共下水道への接続を推進します。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○石見海浜公園の機能充実を関係機関に働きかけます。また、サン・ビレッジ浜田の持続的利用ができるよう、利用促進と有効活用を検討します。 ○市民の憩いの場や子どもの遊び場となる身近な公園や広場の充実を図ります。

分野	都市づくりの方針
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○浜田海岸県立自然公園、国府海岸、石見海浜公園の自然環境を保全します。 ○山地・丘陵部の森林や、下府川流域の自然環境を保全します。
都市防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○下府コミュニティ防災センターの有効活用を検討します。 ○経年により満砂状態となった砂防ダムや治山ダムの機能回復のため、浚渫工事を関係機関に働きかけます。 ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域や洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所等の住民への周知を図り、自助・共助・公助による減災を図ります。また、居住の抑制や誘導等について検討します。 ○津波危険地域表示板や避難所表示板の整備を図ります。 ○火災時の被害軽減を図るため、消防水利の確保に努めます。 ○道路照明灯のLED化を進めるとともに、防犯灯の新設・LED化、防犯カメラの設置に対して町内会等を支援します。
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○国府海岸、石見畳ヶ浦、下府川周辺の田園風景、唐鐘漁港、金周布漁港、石見国分寺跡等の史跡、唐鐘を中心とした赤瓦の町並みと日本海の風景の保全を図ります。 ○景観重点地区（国分町唐鐘）を目指した規制と誘導について検討します。



浜田卸売商業団地



土地区画整理事業地内の住宅地（千畳台）



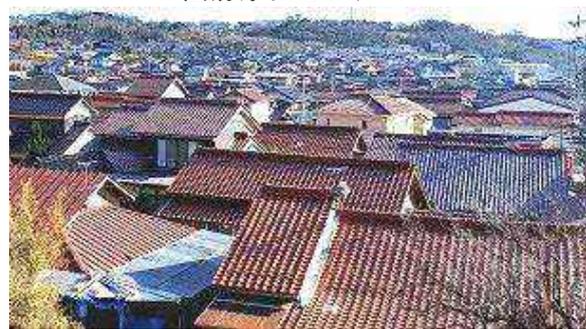
下府川



国府浄化センター

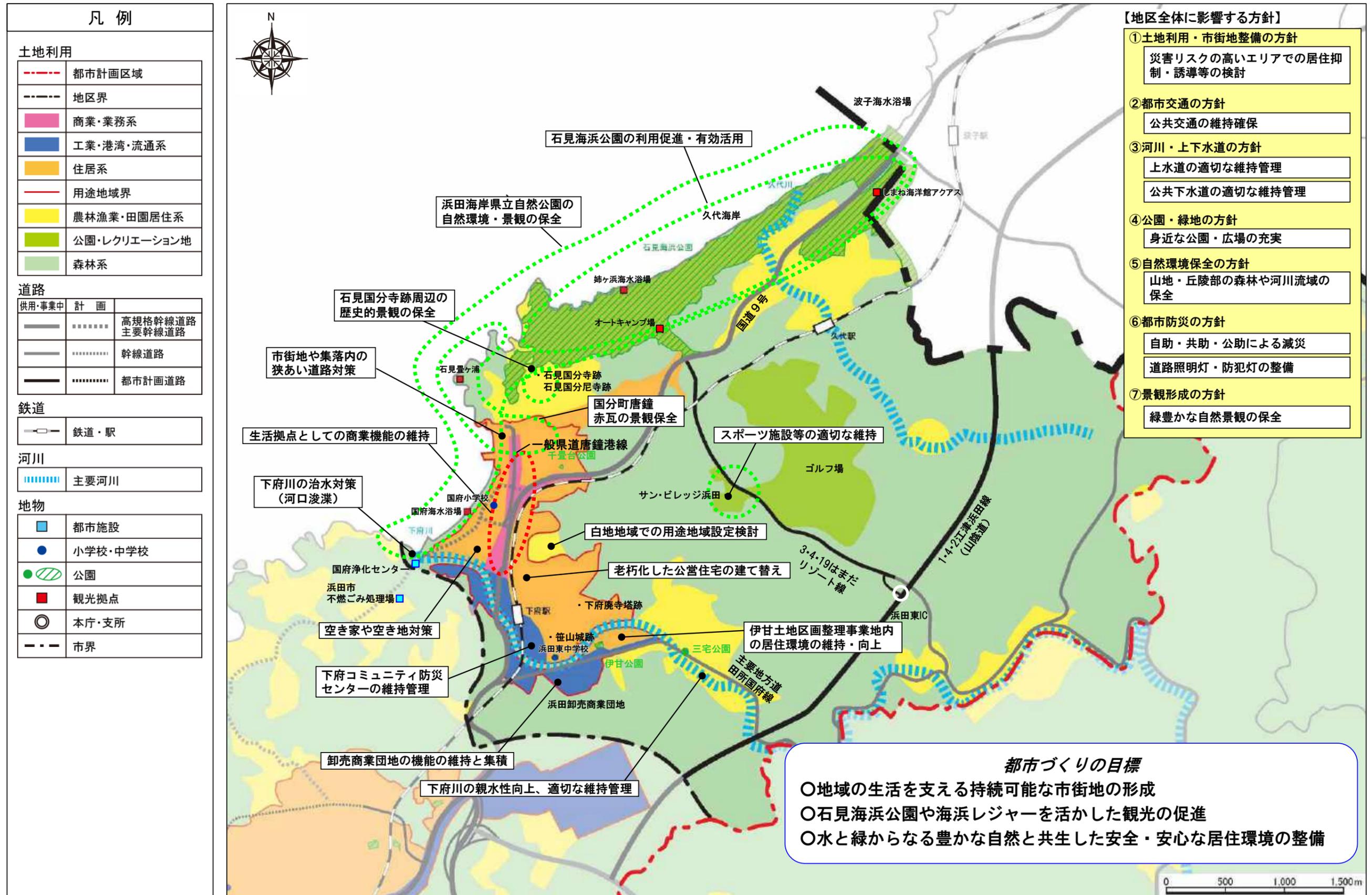


石見海浜公園



国分町唐鐘地区の町並み

地区別都市づくりの方針図 1-3 浜田都市計画区域（国府地区）

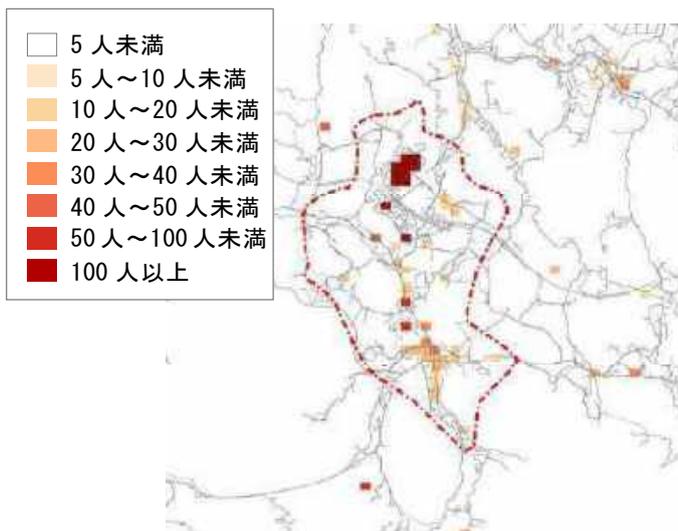


2 旭都市計画区域

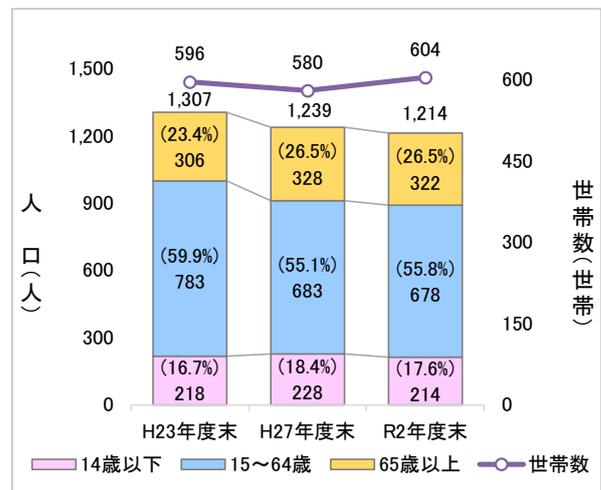
(1) 旭都市計画区域の現況と課題

分野	現況と課題
位置・人口	<p>○旭都市計画区域は、旭地域の中心拠点として、旭支所、旭小学校、旭中学校、旭公園、商業施設や住宅が集まっています。また、旭IC周辺には「島根あさひ社会復帰促進センター」が立地しています。</p> <p>○区域内には1,214人が居住し、用途地域にはそのうち65.6%の797人が居住しています。</p> <p>○島根あさひ社会復帰促進センターの開庁により、旭IC周辺の人口は増加しています。</p> <p>○区域内の人口は減少傾向にあります。年齢3区分別の人口の推移を見ると、生産年齢人口（15～64歳）の減少傾向が強い一方、世帯数は増加しており、高齢者を含む単身世帯の増加がうかがえます。</p>

■人口（100mメッシュ）【H27】 国勢調査

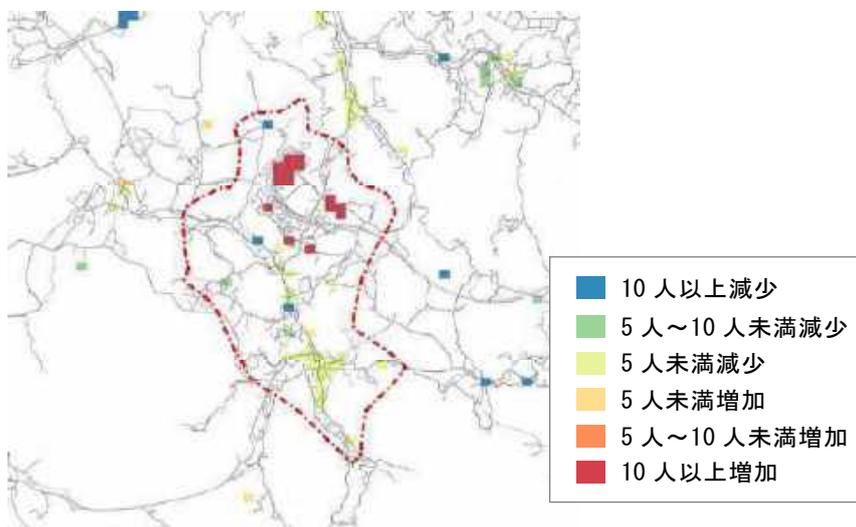


■旭都市計画区域の人口と世帯数の推移

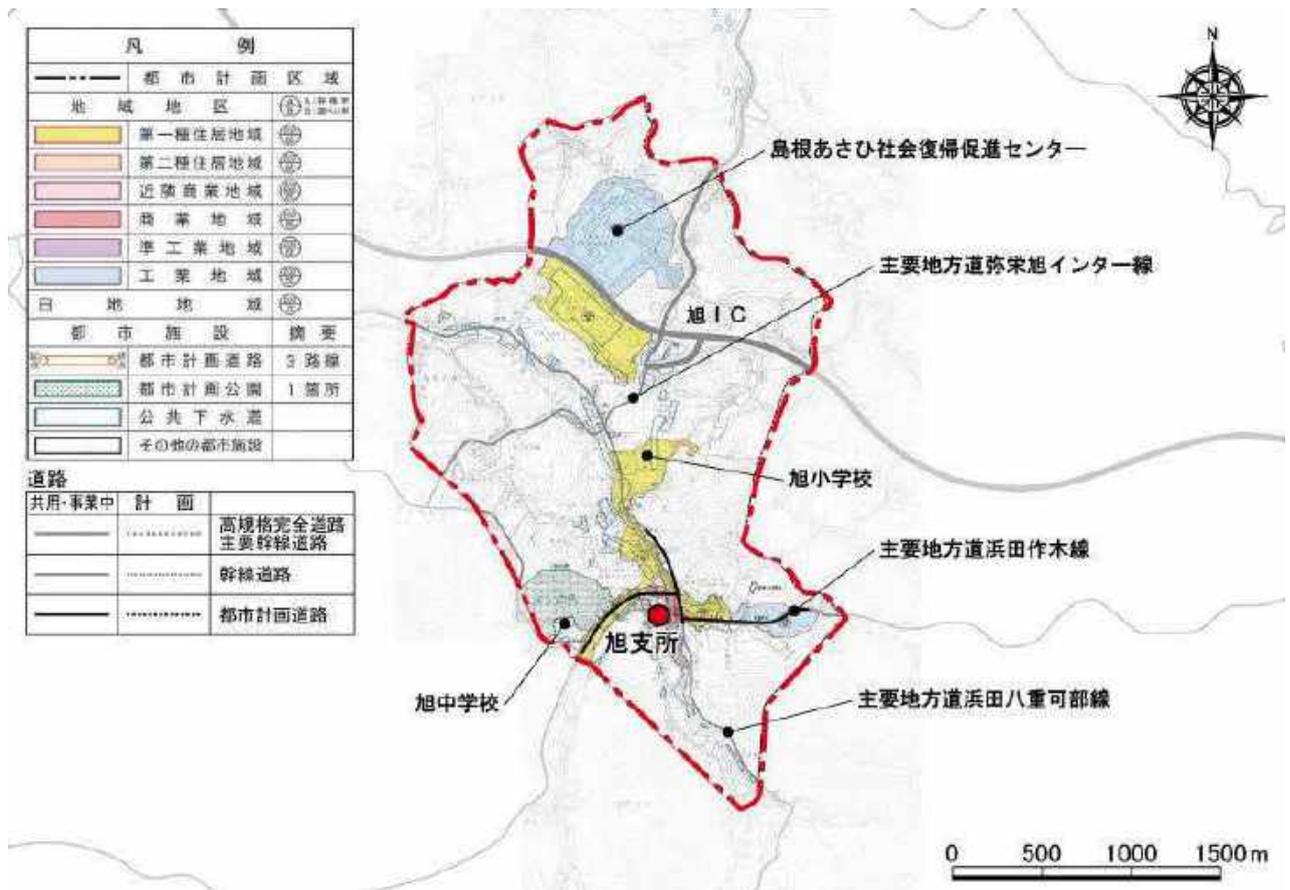


資料：浜田市資料（住民基本台帳）

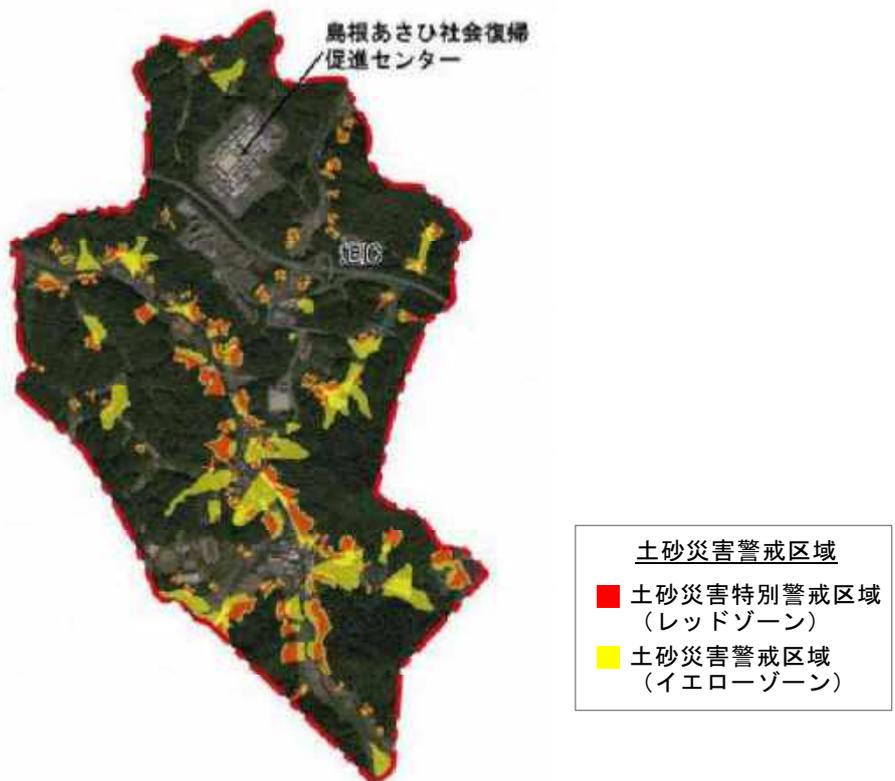
■人口増減（100mメッシュ）【H17→H27】 国勢調査



■旭都市計画区域の都市計画図



■旭都市計画区域の現状（空中写真）



分野	現況と課題																																	
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○旭都市計画区域の中心部は、旭支所を中心に、主要地方道浜田八重可部線と、主要地方道浜田作木線の沿道に市街地が広がっています。中心部には商業施設の集積があり、木造住宅が密集しています。市街地を囲む山地部は、土砂災害警戒区域に指定されています。 ○浜田自動車道旭ICの周辺には、島根あさひ社会復帰促進センターが立地し、同センターを中心とした地域振興が図られています。 ○中心部には、商業系、工業系、住居系の用途地域を指定しています。用途地域外は、山林や農地が多くを占め、家古屋川の周辺にまとまった農地が見られます。 ○人口減少が続く中で、都市づくりの担い手の確保、増加する空き家や空き地の対策を含めた居住環境の向上が必要です。 																																	
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路として浜田自動車道が地区を横断し、旭ICが主要地方道弥栄旭インター線と一般県道桜江旭インター線と接続し、主要地方道浜田八重可部線と主要地方道浜田作木線が地区の骨格をなしています。 ○都市計画道路は、3・6・2 新町加古屋線と3・6・3 旭停車場線を供用しています。 ○3・6・1 柳新町線は一部未整備で、周辺に主要地方道浜田八重可部線の改良事業（バイパス）の計画があります。中心部は現況道路に歩道がなく店舗等が連なるため、交通安全性の向上からも狭あい道路の解消が必要です。 ○冬期は、除雪等の道路維持管理が必要となっています。 ○民間路線バスは、浜田駅から広島と大阪を往復する高速バスが運行されています。 ○市生活路線バスは、地区内で4路線を運行しています。 <p style="text-align: center;">都市計画道路の整備状況（旭都市計画区域）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">構造</th> <th rowspan="2">整備状況</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>延長</th> <th>幅員</th> <th>車線の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹線道路</td> <td>3.6.1</td> <td>柳新町線</td> <td>610m</td> <td>8m</td> <td>2車線</td> <td>一部供用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>3.6.2</td> <td>新町加古屋線</td> <td>740m</td> <td>8m</td> <td>2車線</td> <td>供用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>3.6.3</td> <td>旭停車場線</td> <td>650m</td> <td>8m</td> <td>2車線</td> <td>供用</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称		構造			整備状況	番号	路線名	延長	幅員	車線の数	幹線道路	3.6.1	柳新町線	610m	8m	2車線	一部供用	〃	3.6.2	新町加古屋線	740m	8m	2車線	供用	〃	3.6.3	旭停車場線	650m	8m	2車線	供用
種別	名称		構造			整備状況																												
	番号	路線名	延長	幅員	車線の数																													
幹線道路	3.6.1	柳新町線	610m	8m	2車線	一部供用																												
〃	3.6.2	新町加古屋線	740m	8m	2車線	供用																												
〃	3.6.3	旭停車場線	650m	8m	2車線	供用																												
河川・上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○江の川水系の家古屋川が区域の中央を北西に流れています。市街地では、森谷川が合流し、水と緑の空間を形成しています。 ○上水道は整備され、「上水道事業施設耐震化・更新計画」に基づき、管路の耐震化や設備の更新を図っています。 ○旭処理区の公共下水道は整備が完了しています。 																																	
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな森林と清らかな溪流を有し、美しい水と緑に囲まれた自然豊かな区域です。 ○都市計画公園として、旭公園が運動公園に位置づけられており、地域内外の人がスポーツやレクリエーション等の活動で利用しています。今後も、適切な維持管理が必要です。 ○老朽化した遊具の計画的な改修等を実施しています。 																																	

分野	現況と課題
自然環境	○市街地周辺は森林に囲まれ、豊かな自然が身近に感じられます。区域の中央を家古屋川が流れ、田畑を潤しています。自然環境を継続して保全するためには、家古屋川の水質保持と山地や丘陵部の森林保全が必要です。
都市防災・防犯	○山間部の市街地であるため土砂災害の危険性があり、旭公園付近は地すべり防止区域に指定されています。 ○防災ハザードマップを整備し、指定緊急避難場所、指定避難所、土砂災害警戒区域・特別警戒区域等を示す等、都市防災に対応しています。各種ハザードマップ等については、広く市民に周知するとともに、避難路の整備や福祉避難所を含めた避難所等の指定を拡大していく必要があります。 ○令和2年度に旭支所の耐震化工事が完了しました。しかし、中心部は木造住宅が多いため、防火性・防災性の向上が必要です。 ○道路照明灯のLED化を進めています。また、防犯灯の新設やLED化、防犯カメラ設置のため町内会等を支援しています。
景観形成	○豊かな森林と清らかな河川が織り成す、美しい水と緑の景観が見られます。 ○家古屋川の流域には、豊かな田園景観が広がっています。優れた景観を維持するためには、耕作放棄地の増加を防ぐ対策が必要です。 ○市子桜（桜並木）の保全活動や、旭小学校の児童による桜の植栽活動等が行なわれています。



旭支所周辺



主要地方道浜田八重可部線

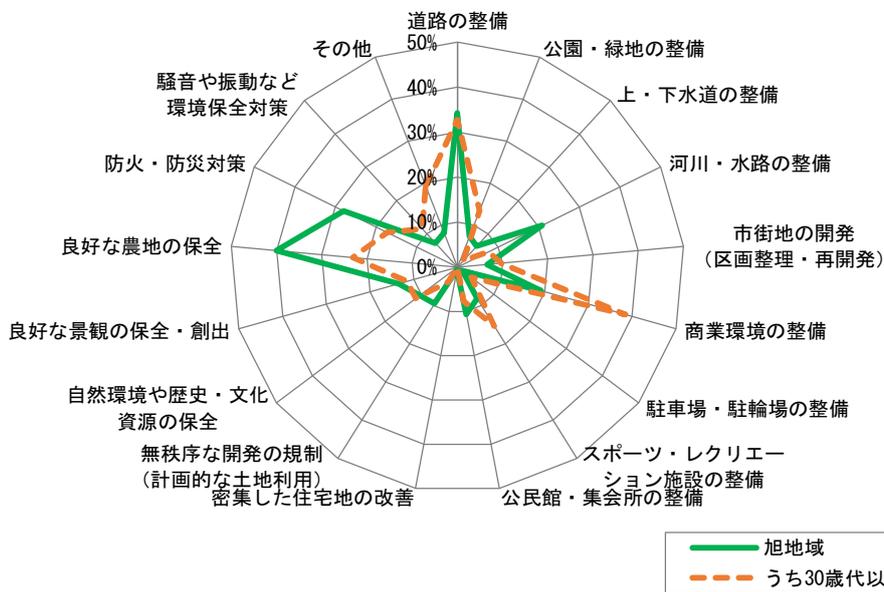


家古屋川

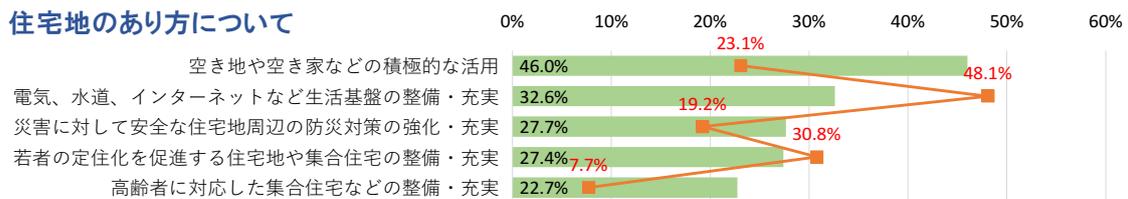


旭公園から市街地の眺め

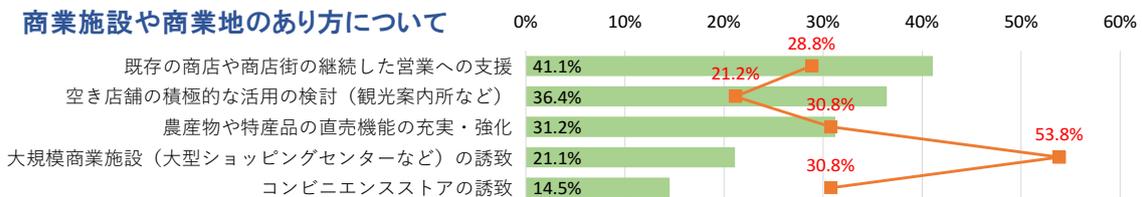
分野	現況と課題
市民ニーズ	<p>＜都市計画に関するアンケート調査結果から抜粋（旭地域）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特に望むまちづくりとして、「良好な農地の保全」が40.0%と最も多く、次いで、「道路の整備」「防火・防災対策」「河川・水路の整備」「商業環境の整備」となっています。 ○30歳代以下の若者世代の傾向を見ると、「商業環境の整備」が38.5%と最も多く、次いで、「道路の整備」「良好な農地の保全」「防火・防災対策」「スポーツ・レクリエーション施設の整備」となっています。 ○都市施設のあり方として、特に高い期待を見ると、地域全体では「診療所・病院」「空地や空き家などの積極的な活用」が挙げられます。 ○30歳代以下の若者世代では、「既存の工場や企業の活性化に向けた支援」「大規模商業施設の誘致」「電気、水道、インターネットなどの生活基盤の整備・充実」「診療所・病院」が挙げられます。



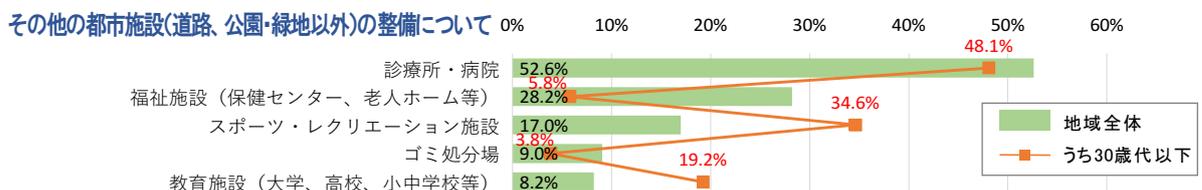
住宅地のあり方について



商業施設や商業地のあり方について



その他の都市施設(道路、公園・緑地以外)の整備について



(2) 旭都市計画区域の都市づくりの目標

○立地特性と地域資源を活かした交流拠点性の充実

- ・本市の中心部と広島都市圏の中間に位置する旭 I C の立地と、島根あさひ社会復帰促進センターや旭温泉等の地域資源を活用し、人が集い交流する拠点として機能の充実を図ります。

○既存産業の活性化と集約型まちづくりの推進

- ・地域を支える産業の活性化を図り、主要な公共施設や都市機能が旭支所周辺に集積する市街地構造を活かし、集約型のまちづくりを推進します。

○安全・快適で自然豊かな市街地の形成

- ・幅広い世代が安全で快適に生活できる、自然豊かな市街地の形成を目指します。

(3) 旭都市計画区域の都市づくりの方針

分野	都市づくりの方針
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地中心部の主要地方道浜田八重可部線の沿道は、地域住民の生活を支える拠点として商業機能の維持を図ります。 ○旭 I C 周辺では、本市の「ふるさと交流・定住ゾーン」、「森林資源保全・活用ゾーン」の玄関口としての立地性を活かすとともに、島根あさひ社会復帰促進センターへの来訪者を含め、地場産業や観光資源を活かした、人が集い交流する拠点機能の向上を図ります。 ○古くからの密集した住宅地では、増加する空き家や空き地等の対策と併せて、居住環境や防災性の向上を図ります。 ○災害の危険性が高いエリアでは、ハード・ソフト対策を強化するとともに、居住の抑制や誘導について検討します。 ○周辺の豊かな自然と旭温泉等の観光地を活かしたレクリエーション機能の向上を図ります。 ○市街地周辺の山地や丘陵部では、健全な森林の整備・保全を図ります。
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> ○主要地方道浜田八重可部線の改良事業(バイパス)を継続するとともに、改良事業に伴う都市計画道路の見直しや旧道の活用を検討します。 ○狭あいな生活道路を改善し、安全性の向上を図ります。 ○公共交通の維持確保を図ります。 ○冬期の除雪体制の充実を図ります。

分野	都市づくりの方針
河川・ 上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○家古屋川の適切な維持管理と親水性の向上を図ります。 ○上水道の適正な更新・維持管理を進めます。 ○旭処理区の公共下水道の適切な維持管理を進め、公共下水道への接続を推進します。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○旭公園は、住民の健康の維持増進、文化スポーツ活動等に資する場として保全・活用を図ります。 ○家古屋川沿いの、居心地が良く歩きたくなる空間づくりを図ります。 ○市民の憩いの場や子どもの遊び場となる身近な公園や広場の充実を図ります。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○山地・丘陵部の森林や、家古屋川や森谷川の自然環境を保全します。
都市防災・ 防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域や指定緊急避難場所、指定避難所等の住民への周知を図り、自助・共助・公助による減災を図ります。また、居住の抑制や誘導等について検討します。 ○避難所表示板の整備を図ります。 ○土砂流出や地すべりのおそれのある市街地・集落周辺部の山林等を保全します。 ○火災時の被害軽減を図るため、消防水利の確保に努めます。 ○道路照明灯のLED化を進めるとともに、防犯灯の新設・LED化、防犯カメラの設置に対して町内会等を支援します。
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○家古屋川等の河川の美しい水と、山林の豊かな緑が織り成す自然景観の保全を図ります。 ○家古屋川流域に広がる田園景観の保全を図ります。



市街地中心部の住宅



旭IC周辺の「ふるさと交流・定住ゾーン」

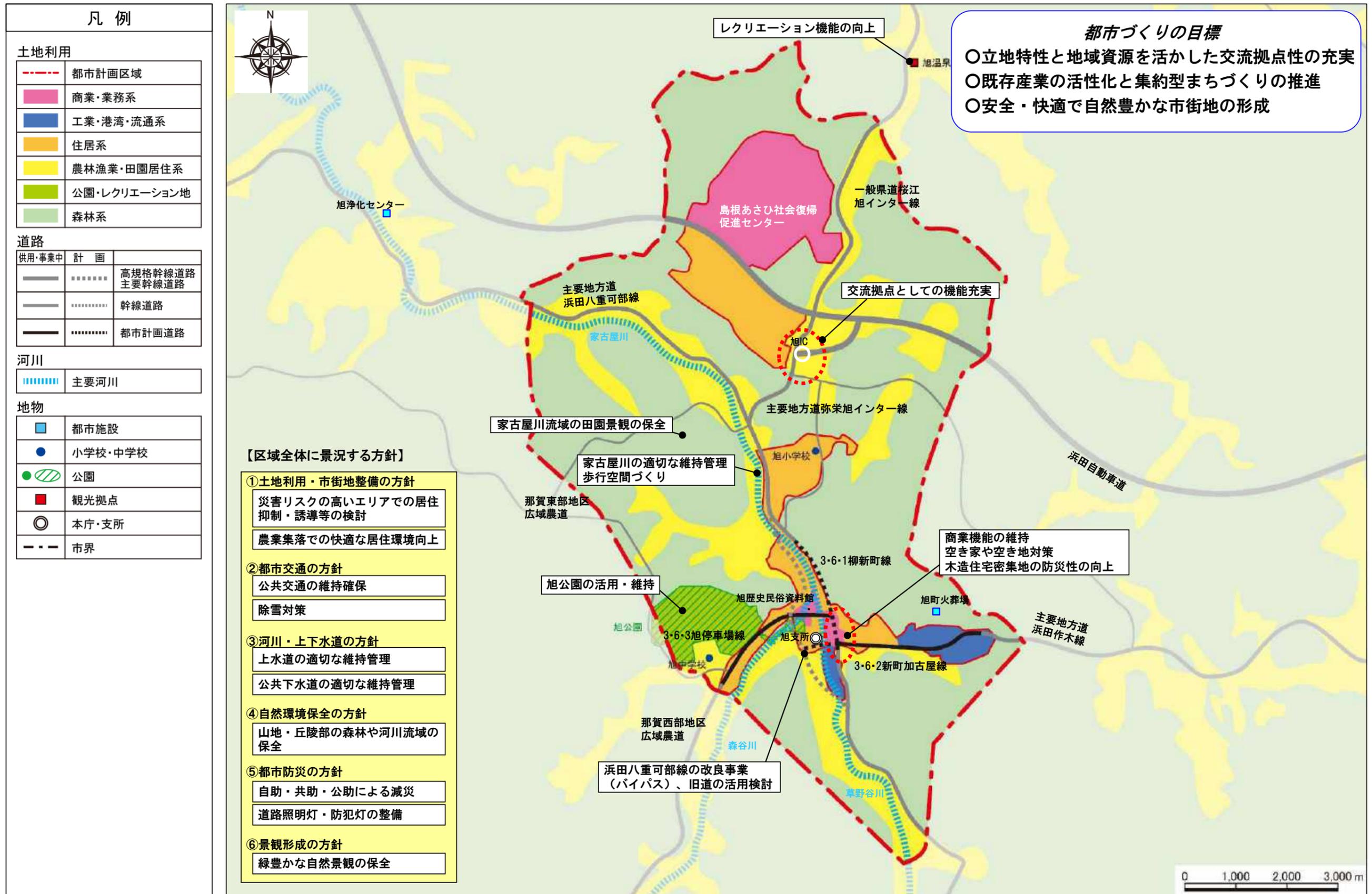


旭公園



旭温泉

地区別都市づくりの方針図 2 旭都市計画区域

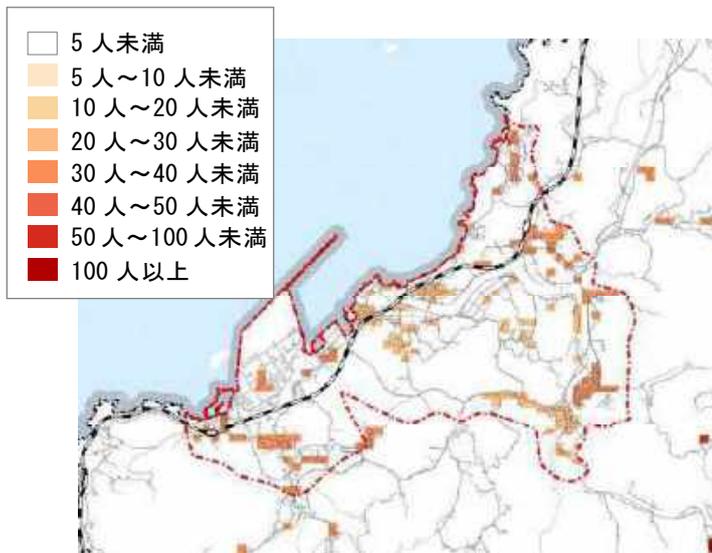


3 三隅都市計画区域

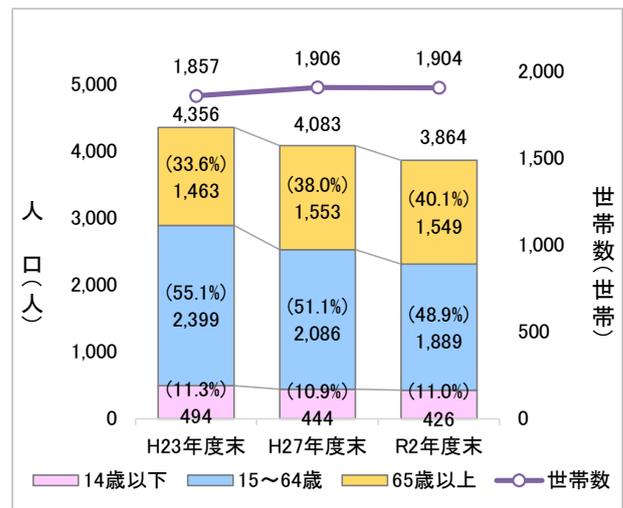
(1) 三隅都市計画区域の現況と課題

分野	現況と課題
位置・人口	<p>○三隅都市計画区域は、三隅地域の中心拠点として、三隅支所、三隅小学校、岡見小学校、三隅中学校、三隅中央公園があり、商業施設や工場が立地しています。また、臨海部には重要港湾である三隅港が整備され、三隅火力発電所が立地しています。</p> <p>○区域内には3,864人が居住し、用途地域にはそのうち36.0%の1,393人が居住しています。</p> <p>○区域内の人口は、全体的に減少傾向にあります。年齢3区分別の人口の推移を見ると、生産年齢人口（15～64歳）の減少傾向が強い一方、世帯数は横ばいとなっており、高齢者を含む単身世帯の増加がうかがえます。</p>

■人口（100mメッシュ）【H27】 国勢調査

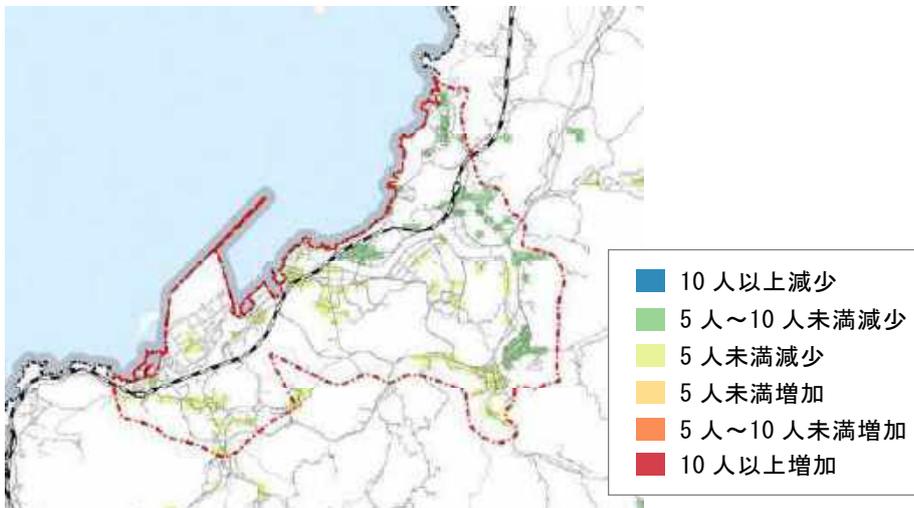


■三隅都市計画区域の人口と世帯数の推移

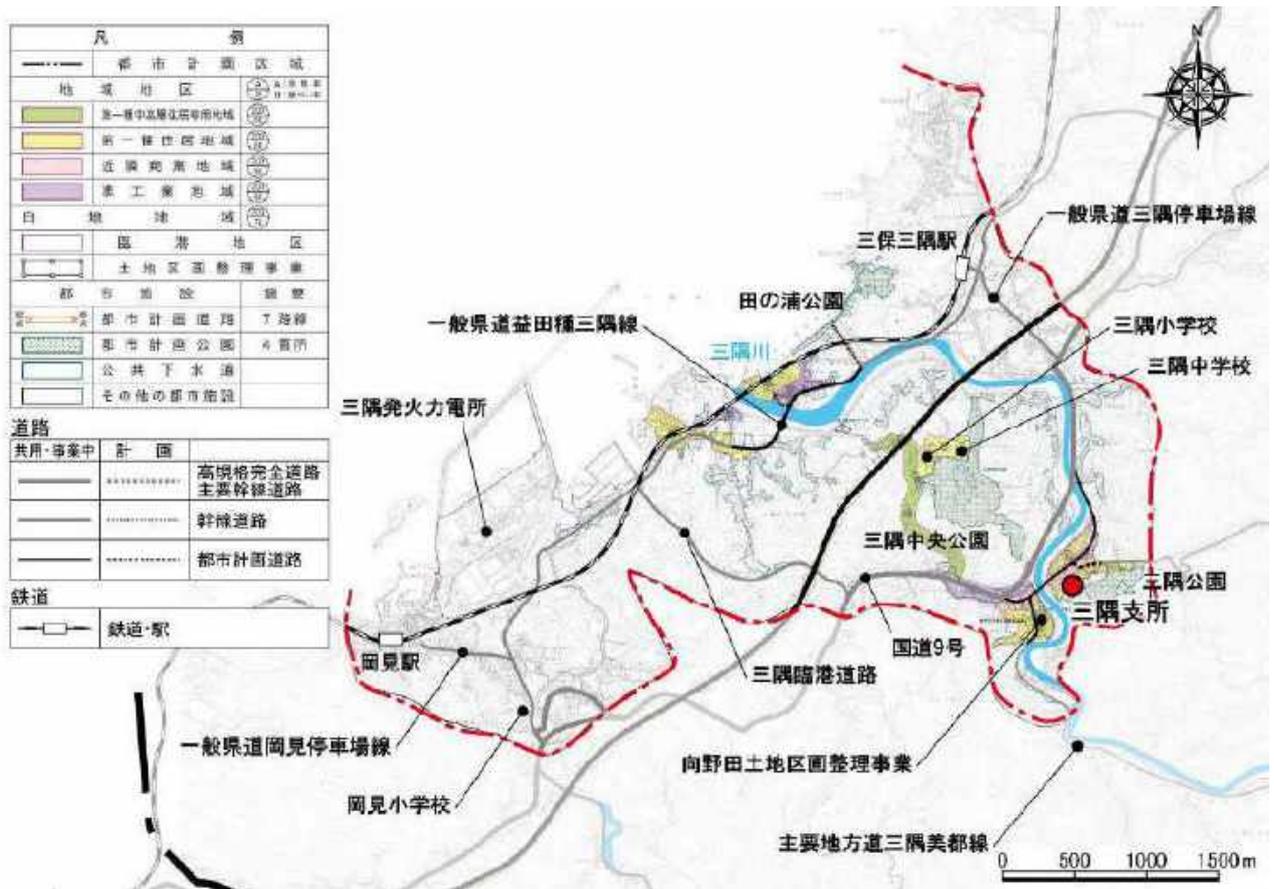


資料：浜田市資料（住民基本台帳）

■人口増減（100mメッシュ）【H17→H27】 国勢調査



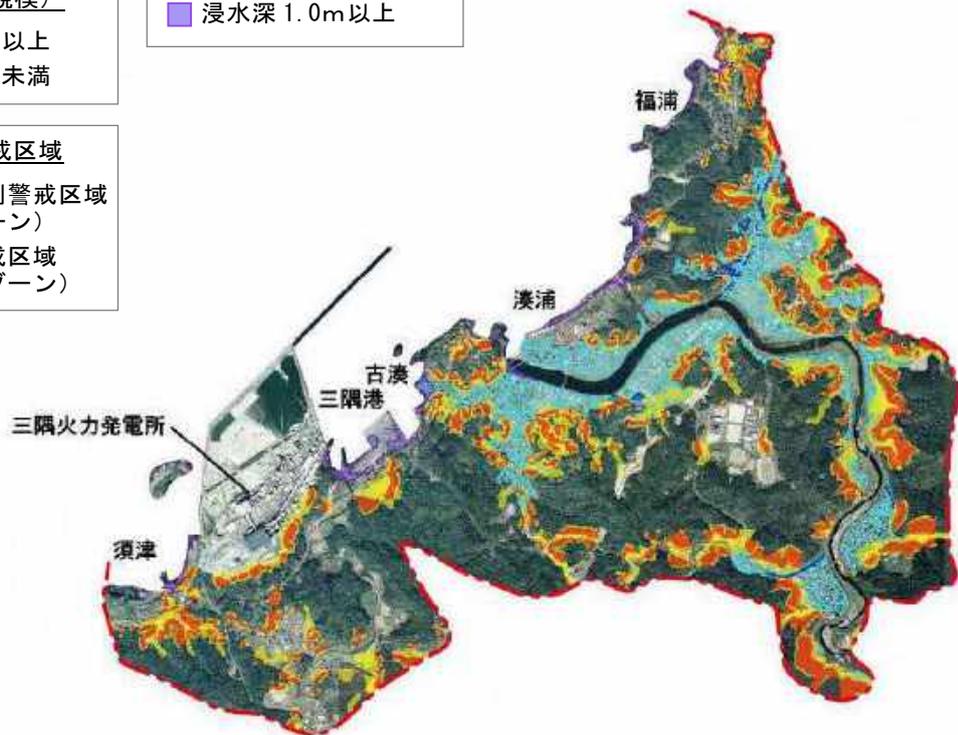
■三隅都市計画区域の都市計画図



■三隅都市計画区域の現状（空中写真）

- 河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）**
- 浸水深 1.0m以上
 - 浸水深 1.0m未満
- 土砂災害警戒区域**
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
 - 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

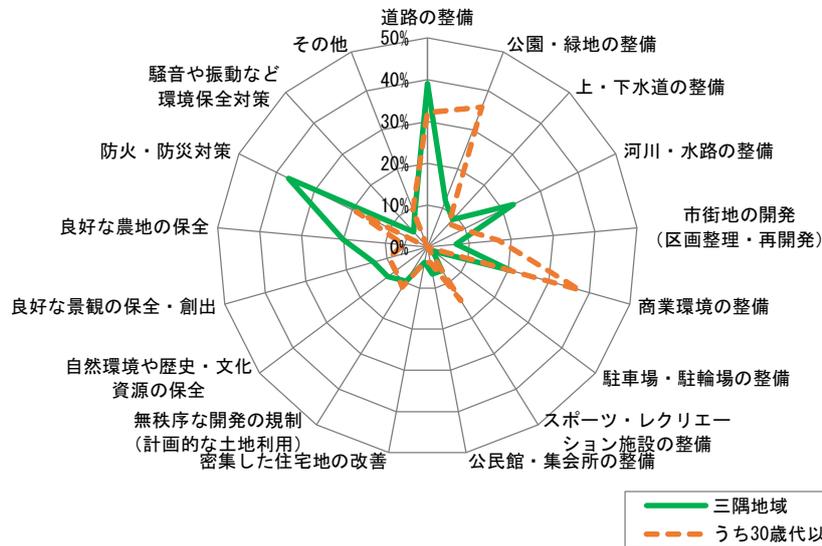
- 津波浸水想定区域**
- 浸水深 1.0m以上



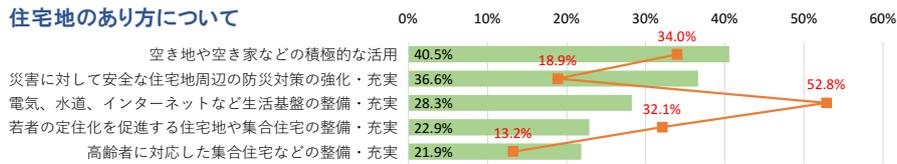
分野	現況と課題																																																													
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○三隅都市計画区域の土地利用は、内陸部、沿岸部、三隅港に大きく分かれます。 ○内陸部は、三隅支所を中心とする三隅地区、向野田地区、三保三隅駅周辺、岡見地区に商業施設や住宅が集積しています。国道9号が東西に横断しており、中央に三隅中央公園があります。 ○沿岸部は、福浦、湊浦、古湊、須津等の漁村が市街地を形成しています。 ○山裾部付近は土砂災害警戒区域に指定されています。 ○三隅港は、火力発電所や太陽光発電所が立地し、三隅港臨海工業団地（松原地区）を形成しています。 ○三隅港臨海工業団地、向野田地区、岡見住宅団地、三隅中央公園等の市街地整備を行っています。 ○用途地域については、平成26年4月に三隅地区や三保地区等を第一種住居地域や近隣商業地域に指定しました。 ○古くからの住宅地では、増加する空き家や空き地の対策を含めた居住環境の向上が必要です。 																																																													
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路として、国道9号が地域を横断し、幹線道路となる一般県道益田種三隅線、一般県道三隅停車場線、三隅港臨港道路、一般県道岡見停車場線、主要地方道三隅美都線が地域の骨格をなしています。 ○都市計画道路は、自動車専用道路1・4・1 浜田・三隅道路線（山陰道）が平成28年12月に供用開始し、交通量の約6割が浜田・三隅道路に転換したことにより、交通死傷事故が減少しました。 ○平成24年度に事業着手された1・4・2 三隅・益田道路線（山陰道）は、令和7年度に供用開始の予定で、当市の交通・物流拠点機能の強化が期待されます。 ○3・5・2 古市場湊浦線は、一般県道益田種三隅線と田ノ浦海岸を結ぶ部分が未整備で、湊浦の交通利便性の向上と観光地としての田ノ浦海水浴場へのアクセスの向上が課題です。 ○福浦漁港、古湊漁港、須津漁港の周辺は古くからの集落地のため、狭あいな道路が多く、幹線道路と生活道路を結ぶ補助幹線道路が少ない状況にあります。交通安全性の向上からも狭あい道路の解消等が必要です。 ○鉄道は、JR山陰本線の三保三隅駅と岡見駅があります。 ○民間路線バスは、国道9号（浜田益田線）で運行されています。 ○市生活路線バスは、地区内で12路線運行しています。 ○交通空白地域の高齢者や自動車運転免許を持たない市民の交通手段として、地区内では、自治会等が行う自治会輸送も行われています。 <p style="text-align: center;">都市計画道路の整備状況（三隅都市計画区域）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">構造</th> <th rowspan="2">整備状況</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>延長</th> <th>幅員</th> <th>車線の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車専用道路</td> <td>1.4.1</td> <td>浜田三隅線</td> <td>2,780m</td> <td>21m</td> <td>4車線</td> <td>供用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td>1.4.2</td> <td>三隅益田線</td> <td>7,310m</td> <td>21m</td> <td>4車線</td> <td>事業中</td> </tr> <tr> <td>幹線道路</td> <td>3.5.1</td> <td>三隅公園線</td> <td>210m</td> <td>14m</td> <td>2車線</td> <td>事業中</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td>3.5.2</td> <td>古市場湊浦線</td> <td>1,560m</td> <td>12m</td> <td>2車線</td> <td>一部供用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td>3.5.3</td> <td>湊浦線</td> <td>130m</td> <td>12m</td> <td>2車線</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td>3.5.4</td> <td>小野向野田線</td> <td>1,220m</td> <td>12m</td> <td>2車線</td> <td>供用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td>3.5.5</td> <td>向野田中央線</td> <td>310m</td> <td>12m</td> <td>2車線</td> <td>供用</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称		構造			整備状況	番号	路線名	延長	幅員	車線の数	自動車専用道路	1.4.1	浜田三隅線	2,780m	21m	4車線	供用	"	1.4.2	三隅益田線	7,310m	21m	4車線	事業中	幹線道路	3.5.1	三隅公園線	210m	14m	2車線	事業中	"	3.5.2	古市場湊浦線	1,560m	12m	2車線	一部供用	"	3.5.3	湊浦線	130m	12m	2車線	—	"	3.5.4	小野向野田線	1,220m	12m	2車線	供用	"	3.5.5	向野田中央線	310m	12m	2車線	供用
種別	名称		構造			整備状況																																																								
	番号	路線名	延長	幅員	車線の数																																																									
自動車専用道路	1.4.1	浜田三隅線	2,780m	21m	4車線	供用																																																								
"	1.4.2	三隅益田線	7,310m	21m	4車線	事業中																																																								
幹線道路	3.5.1	三隅公園線	210m	14m	2車線	事業中																																																								
"	3.5.2	古市場湊浦線	1,560m	12m	2車線	一部供用																																																								
"	3.5.3	湊浦線	130m	12m	2車線	—																																																								
"	3.5.4	小野向野田線	1,220m	12m	2車線	供用																																																								
"	3.5.5	向野田中央線	310m	12m	2車線	供用																																																								

分野	現況と課題
河川・ 上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○三隅川は市街地を流れ、水と緑の空間を形成しています。 ○上水道は整備され、「上水道事業施設耐震化・更新計画」に基づき、管路の耐震化や設備の更新を図っています。 ○三保三隅処理区の公共下水道は整備が完了しています。また、岡見地区には漁業集落排水や農業集落排水が整備されています。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○三隅公園、三隅中央公園、田の浦公園等の都市公園があり、多様なレクリエーション機能と観光機能を有しています。今後も、適切な維持管理が必要です。 ○老朽化した遊具の計画的な改修等を実施しています。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○中国山地から連なる山々が豊かな森林をなし、地区の中央を三隅川が流れ田畑を潤しています。 ○古湊漁港から福浦漁港にかけては自然海岸が残されています。
都市防災・ 防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○三隅川の治水対策は、昭和58年7月の豪雨を踏まえ、安全な流下を図るための河道改修が行われるとともに、三隅川・細田川放水路、御部ダム等が整備されています。また、治水計画に基づく矢原川ダムの建設が進んでいます。 ○谷間地形に設置された砂防ダムや治山ダムは、経年のため既に満砂状態の箇所があります。 ○市街地は三隅川流域の平坦部に形成されており、市街地の背後に山地があり、急傾斜崩壊危険区域が多数設定されています。 ○本市では防災ハザードマップや津波ハザードマップを整備し、指定緊急避難場所、指定避難所、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域等を示す等、都市防災に対応しています。各種ハザードマップ等については、広く市民に周知するとともに、避難路の整備や福祉避難所を含めた避難所等の指定を拡大していく必要があります。 ○浸水想定区域に多くの方が住んでいます。 ○古くからの住宅地では建物が密集しており、火災時には被害が大きくなる危険性があります。 ○道路照明灯のLED化を進めています。また、防犯灯の新設やLED化、防犯カメラ設置のため町内会等を支援しています。
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○古くから「水澄みの里」と呼ばれ、三隅川や三隅海岸等の美しい水辺空間を有する地域ですが、田ノ浦海岸は浸食により砂浜が減少し、護岸の保護工事により人工物による海岸景観となりつつあります。 ○緑豊かな山林等の豊富な自然資源に囲まれ、美しい自然景観が見られます。 ○地域に古くから伝えられる石州半紙は、ユネスコ無形文化遺産に登録され、原料となる楮の栽培や半紙干し等の、伝統に根ざした文化的な景観が見られます。

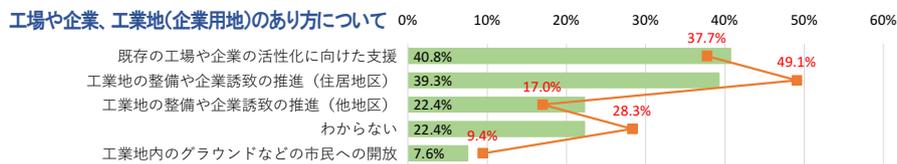
分野	現況と課題
市民ニーズ	<p>〈都市計画に関するアンケート調査結果から抜粋（三隅地域）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特に望むまちづくりとして、「道路の整備」が39.1%と最も多く、次いで、「防火・防災対策」「河川・水路の整備」「商業環境の整備」「良好な農地の保全」となっています。 ○30歳代以下の若者世代の傾向を見ると、「商業環境の整備」が37.7%と最も多く、次いで、「公園・緑地の整備」「道路の整備」「防火・防災対策」「市街地の開発」となっています。 ○都市施設のあり方として、特に高い期待を見ると、地域全体では「狭い道路など地区の道路整備」「既存の商店や商店街の継続した営業への支援」が挙げられます。 ○30歳代以下の若者世代では、「大規模商業施設の誘致」「電気、水道、インターネットなど生活基盤の整備・充実」が挙げられます。



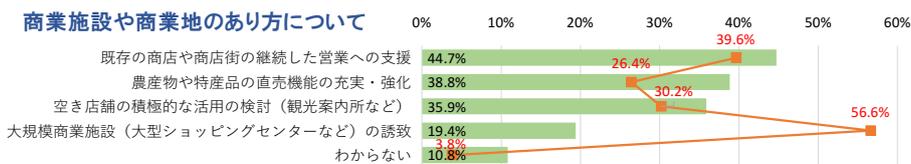
住宅地のあり方について



工場や企業、工業地(企業用地)のあり方について



商業施設や商業地のあり方について



道路整備や交通のあり方について



(2) 三隅都市計画区域の都市づくりの目標

○地域産業の更なる発展

- ・伝統的な和紙生産をはじめ、地域資源を活用した産業の振興を図るとともに、三隅火力発電所と三隅港を中心とする新たな産業を創出する、活力あふれる都市づくりを進めます。

○暮らしやすく、働きやすい生活環境の充実

- ・子どもから高齢者まで、誰もが安全で快適に暮らし、働くことができる福祉環境や生活環境の充実を目指します。

○身近な自然の保全・活用

- ・豊かな自然環境を保全し、美しい海岸や河川等の水辺空間を有する「水澄みの里」のイメージを活用したまちづくりを進めます。

(3) 三隅都市計画区域の都市づくりの方針

分野	都市づくりの方針
土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○三隅支所周辺は、地域住民の生活を支える拠点として、商業機能の維持を図ります。 ○三隅港周辺では、三隅火力発電所や、三隅港臨海工業団地の産業拠点としての機能の維持・集積を図るとともに、三隅港の特性を活用した企業誘致を図ります。 ○市街地を形成する古くからの住宅地は、地区計画を検討し、土地利用の誘導による居住環境の向上を目指します。 ○古くからの密集した住宅地では、増加する空き家や空き地等の対策と併せて、居住環境や防災性の向上を図ります。 ○災害の危険性が高いエリアでは、ハード・ソフト対策を強化するとともに、居住の抑制や誘導等について検討します。 ○三隅公園、三隅中央公園、田の浦公園の観光資源を活用し、適切な維持管理を行い、観光と交流の促進を図ります。 ○市街地周辺の山地や丘陵部では、健全な森林の整備・保全を図ります。
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> ○山陰道三隅・益田道路は、令和7年度の供用後の利用促進を図ります。 ○一般県道三隅井野長浜線の改良事業(バイパス)を進め、旧道の活用を検討します。 ○都市計画道路 3・5・2 古市場湊浦線の未整備区間の整備を進め、田ノ浦海岸への交通アクセスの向上を図ります。 ○長期未着手の都市計画道路について、計画の廃止を含めた見直しを検討します。 ○公共交通の維持確保を図ります。 ○狭あいな生活道路を改善し、安全性の向上を図ります。

分野	都市づくりの方針
河川・ 上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○三隅川の親水性の向上を図ります。 ○上水道の適切な維持管理を進めます。 ○三保三隅処理区の公共下水道の適正な維持管理を進め、公共下水道への接続を推進します。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○三隅公園、三隅中央公園、田の浦公園をはじめとした地区内の公園・緑地は、適切な維持管理を行い、有効活用に努めます。 ○市民の憩いの場や子どもの遊び場となる身近な公園や広場の充実を図ります。 ○三隅川沿いの、居心地が良く歩きたくなる空間づくりを図ります。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ○山地・丘陵部の森林や、三隅川の自然環境を保全します。
都市防災・ 防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○三隅川の治水対策の向上に向け、矢原川ダムの整備を進めます。また、地すべり等の土砂災害対策を関係機関に働きかけます。 ○経年により満砂状態となった砂防ダムや治山ダムの機能回復のため、浚渫工事を関係機関に働きかけます。 ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域や洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所等の住民への周知を図り、自助・共助・公助による減災を図ります。また、居住の抑制や誘導等について検討します。 ○津波危険地域表示板や避難所表示板の整備を図ります。 ○火災時の被害軽減を図るため、消防水利の確保に努めます。 ○道路照明灯のLED化を進めるとともに、防犯灯の新設・LED化、防犯カメラの設置に対して町内会等を支援します。
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ○変化に富んだ美しい海岸線の景観を保全します。 ○地域に親しまれる三隅川の河川景観を保全します。 ○市街地周辺の緑の景観の保全を図ります。 ○石州和紙の伝統文化の継承を図ります。



三隅川



三隅支所周辺の市街地



須津漁港と三隅火力発電所

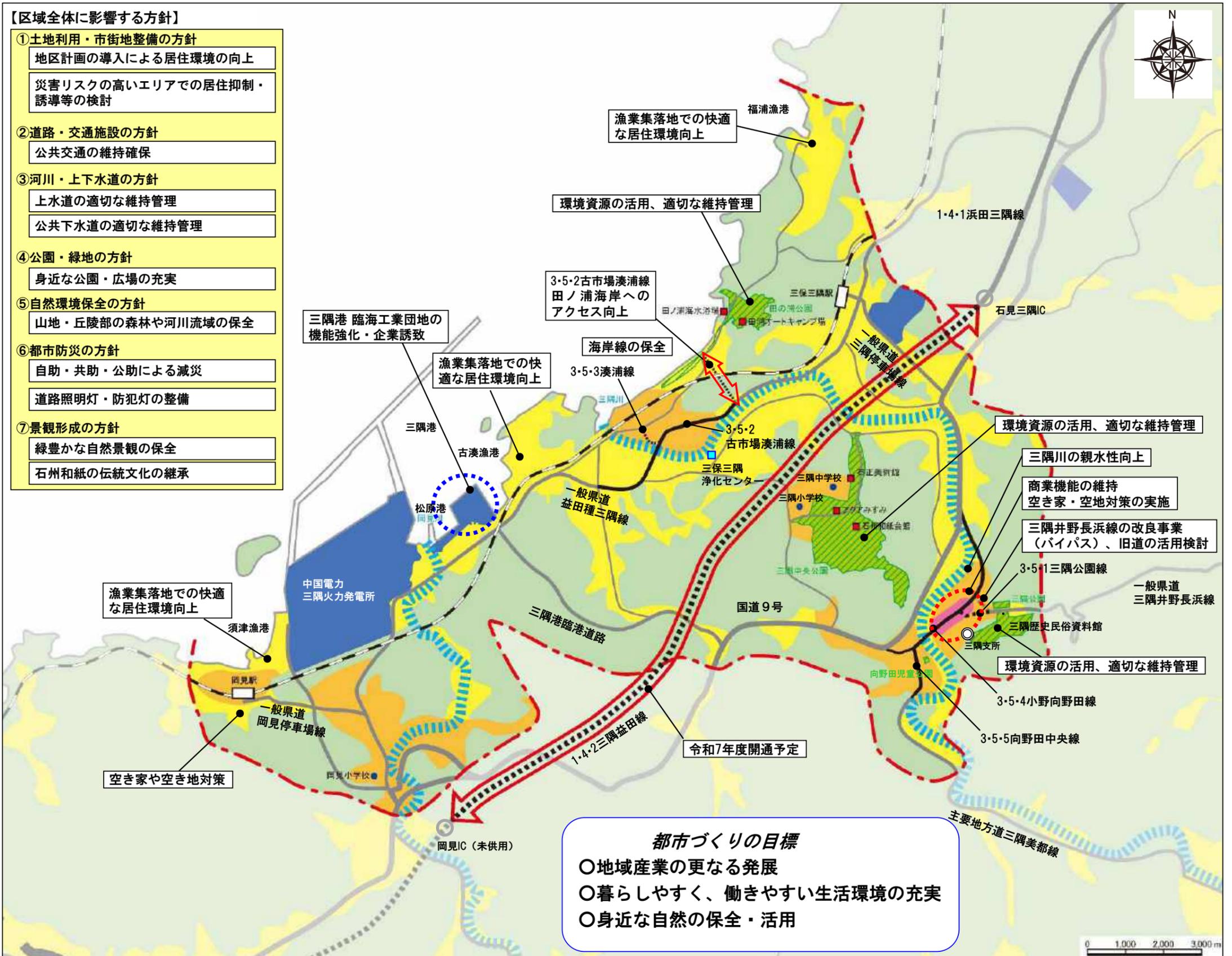


三隅中央公園

地区別都市づくりの方針図 3 三隅都市計画区域

凡例		
土地利用		
	都市計画区域	
	商業・業務系	
	工業・港湾・流通系	
	住居系	
	農林漁業・田園居住系	
	公園・レクリエーション地	
	森林系	
道路		
供用・事業中	計画	
		高規格幹線道路 主要幹線道路
		幹線道路
		都市計画道路
鉄道		
	鉄道・駅	
河川		
	主要河川	
地物		
	都市施設	
	小学校・中学校	
	公園	
	観光拠点	
	本庁・支所	
	市界	

- 【区域全体に影響する方針】
- 土地利用・市街地整備の方針**
 - 地区計画の導入による居住環境の向上
 - 災害リスクの高いエリアでの居住抑制・誘導等の検討
 - 道路・交通施設の方針**
 - 公共交通の維持確保
 - 河川・上下水道の方針**
 - 上水道の適切な維持管理
 - 公共下水道の適切な維持管理
 - 公園・緑地の方針**
 - 身近な公園・広場の充実
 - 自然環境保全の方針**
 - 山地・丘陵部の森林や河川流域の保全
 - 都市防災の方針**
 - 自助・共助・公助による減災
 - 道路照明灯・防犯灯の整備
 - 景観形成の方針**
 - 緑豊かな自然景観の保全
 - 石州和紙の伝統文化の継承



第6章

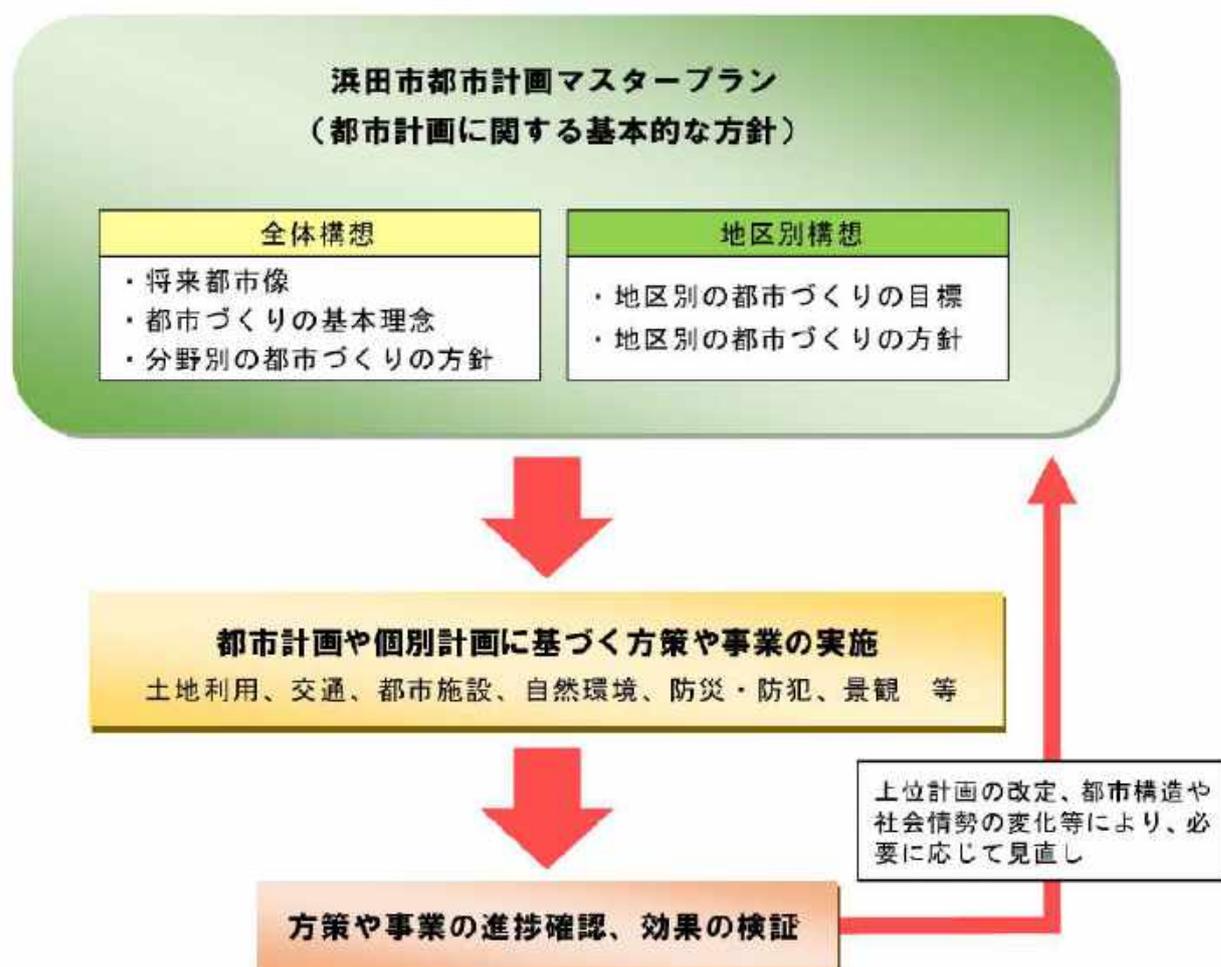
都市計画マスタープランの実現に向けて

1 事業の実施と進捗状況の確認

本マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。

今後、本マスタープランに示す将来都市像や各種方針の実現に向けて、都市計画や個別計画に基づく方策や事業を実施するとともに、概ね5年後を目途に進捗状況を確認します。

また、本マスタープランの内容は、上位計画の改定、都市構造や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととします。



2 協働による都市づくりの推進

(1) 市民等との協働

本マスタープランに示す将来都市像や各種方針を実現するために、都市づくりの主役である市民等と行政が、目指すべき将来像と取組の方向性を共有し、適切な役割分担のもとに共に考え、行動する「協働による都市づくり」を推進します。

(2) 市民参画の促進

市は、都市づくりに関する情報提供や市民活動の支援を通じて、市民の関心や意欲を高め、市民が都市づくりに参加し、リーダーの育成につながるような環境づくりを進めます。

各種の方策や事業の実施に当たっては、計画の策定段階から、公募委員の選任やパブリックコメントの実施等により、市民の考えや意見を反映させ、誰もが都市づくりに参画できるよう努めます。

3 都市づくりの実現に向けた制度等の活用

(1) 都市計画に関する制度の活用

都市施設の都市計画決定や変更、土地利用計画制度、開発許可制度、景観まちづくり[※]や屋外広告物等の制度を活用し、都市づくりを進めます。

また、コンパクトで持続可能な都市づくりに向けて、立地適正化計画[※]策定等の検討を進めるとともに、浜田駅周辺や市役所周辺の整備に向けたビジョンを検討します。

(2) 補助事業等の活用

都市計画法に基づく補助事業を活用して面的整備や道路・公園等の整備を進めるなど、国や県の補助制度等をできる限り活用し、実現可能な整備手法を検討します。

(3) 整備コスト縮減と適切な管理手法の導入

事業の計画や設計等の見直し、新技術の活用、ライフサイクルコスト[※]の低減、工事情報の電子化の促進等により、公共工事コストの一層の縮減を図ります。

また、都市施設の管理に当たっては、長寿命化を図りつつ、安全・快適に利用できるよう、民間委託やPFI[※]等の官民連携による適切な管理手法を検討し、効率的な維持管理を進めます。

※景観まちづくり：市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等の協働による地域にふさわしい良好な景観づくりを「まちづくり」として取り組んでいくこと。

※立地適正化計画：都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導・集約したコンパクトな都市と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進するために市町村が策定する計画のこと。

※ライフサイクルコスト：製品や施設がつくられてから役割を終えるまでにかかる総費用のこと。

※PFI：Private Finance Initiativeの略。民間の資金や経営能力、技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業の手法のこと。

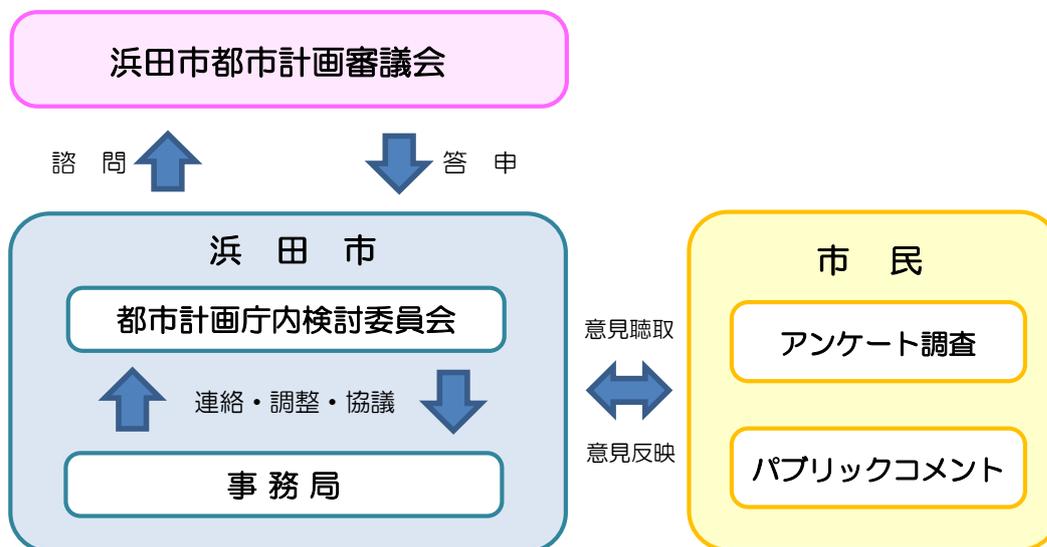
(4) 関係機関との連携

国道・県道や河川等の根幹的な施設は、引き続き適切な整備や維持管理が行われるよう国や県との連携を図ります。特に、重要性や緊急性が高い事業については、国や県への積極的な働きかけを行います。

(5) 部署間の連携による一体的な都市づくり

本マスタープランに示す将来都市像や各種方針の実現に向け、本市の各部署が連携して一体的な都市づくりの方策や事業を検討し、効率的・効果的な都市整備を進めます。

1 浜田市都市計画マスタープランの策定体制



2 浜田市都市計画マスタープランの策定経過

年度	月日	項目
令和2年度	1月14日～2月1日	市民アンケート調査
	3月16日	第1回浜田市都市計画庁内検討委員会
	3月22日	第22回浜田市都市計画審議会（諮問）
令和3年度	4月28日～5月14日	市民アンケート調査（追加）
	6月7日	第2回浜田市都市計画庁内検討委員会
	7月9日	第3回浜田市都市計画庁内検討委員会
	7月21日	第23回浜田市都市計画審議会
	9月8日	第4回浜田市都市計画庁内検討委員会
	9月27日	第24回浜田市都市計画審議会
	10月28日	第5回浜田市都市計画庁内検討委員会
	11月22日	第25回浜田市都市計画審議会
	12月15日	中間答申
	12月21日～1月19日	パブリックコメント
	2月3日	第6回浜田市都市計画庁内検討委員会
	2月9日	第26回浜田市都市計画審議会
	2月22日	最終答申

3 浜田市都市計画審議会委員名簿

(敬称略、順不同、合計17名)

区分	役職	氏名	摘要
学識経験者	会長	櫛山陽介	浜田商工会議所会頭
	委員	渡邊恭郎	漁業協同組合JFしまね浜田支所 運営委員長
	委員	宮田弘	島根経済同友会石央支部顧問
	委員	原田義一	浜田市農業委員会会長
	委員	藤原眞砂	島根県立大学教授 (～令和3年4月26日)
		豊田知世	島根県立大学准教授 (令和3年4月27日～)
	委員	吉岡哲志	旭地域協議会
	委員	金山正司	三隅地域自治会連絡協議会 (～令和3年6月9日)
		永井伸次	三隅地域自治会連絡協議会 (令和3年6月10日～)
市議会の議員	会長代理	佐々木豊治	浜田市議会副議長 (～令和3年11月4日)
		川神裕司	浜田市議会副議長 (令和3年11月5日～)
	委員	永見利久	浜田市議会総務文教委員
	委員	岡本正友	浜田市議会福祉環境委員
	委員	川上幾雄	浜田市議会産業建設委員
	委員	飛野弘二	浜田市議会産業建設委員 (～令和3年11月4日)
		布施賢司	浜田市議会産業建設委員 (令和3年11月5日～)
	委員	串崎利行	浜田市議会産業建設委員
	委員	野藤薫	浜田市議会産業建設委員 (～令和3年11月4日)
沖田真治		浜田市議会産業建設委員 (令和3年11月5日～)	
関係行政機関 の職員	委員	前田文雄	国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所長
	委員	坪内清	島根県西部県民センター所長 (～令和3年3月31日)
		仁科慎治郎	島根県西部県民センター所長 (令和3年4月1日～)
	委員	大賀隆宏	島根県浜田県土整備事務所長

4 用語の解説

あ

インフラ

道路、橋梁、公園、上下水道等の、産業や生活の基盤となる施設のこと。

オープンスペース

公園、緑地、広場、民間の空き地等、建築物が建てられていない土地のこと。また、都市の中で市民に開かれた空き地等の空間のこと。

か

カーボンニュートラル

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること（排出量から森林等による吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること）。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人口のこと。

官民連携

国や地方自治体等が民間と連携して公共サービスを提供する考え方のこと。PFIは代表的な手法の一つである。

協働

市民等と市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動すること。

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道、一般国道やこれらを連絡する幹線的な道路のこと。

グリーンインフラ

自然環境が有する治水、土砂災害防止、水源・地下水かん養、観光、レクリエーション、景観向上といった機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。

景観まちづくり

市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等の協働による地域にふさわしい良好な景観づくりを「まちづくり」として取り組んでいくこと。

高規格幹線道路

「高速自動車国道」と「一般国道の自動車専用道路」のこと。

高次都市機能

市民の生活や企業の経済活動に重要な、行政、教育、文化、医療、情報、商業、交通等の質の高いサービスを提供する機能のこと。

交流人口

観光者等の一時的・短期的な滞在人口のこと。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合のこと。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、その人々の集団、地域社会、共同体のこと。

コミュニティプラント

市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づいて設置された、公共下水道ではない小規模な下水処理施設のこと。

さ

サテライトオフィス

企業や団体の本拠地から離れた場所に設置された仕事場のこと。

自助・共助・公助

個人や家庭による自助努力、地域の連携による助け合い、公的な制度によるサービスの供給のこと。

循環型社会

自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、その資源を有効に使い、不用になったものや資源として使えるものは再生利用することによってごみとして廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。

浚渫（しゅんせつ）

川底や海底の土砂や堆積物をさらって取り除くこと。

準防火地域

都市計画法に基づく地域地区の一つで、火災を防止するために比較的厳しい建築制限が行われる地域のこと。

白地地域

都市計画区域内で用途地域が指定されていない地域のこと。

人口集中地区（D I D）

国勢調査において設定される統計上の地区で、原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の基本単位数等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地区のこと。Densely Inhabited Districtを略して「D I D」とも呼ばれる。

親水護岸

市民が水に親しみ楽しめるように整備された護岸のこと。

水源かん養

森林等の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整して洪水を緩和する機能のこと。

た

地域地区

都市計画法に基づき、土地利用に関するルール等を適用する区域として、都市計画に定めることができる地域や地区のこと。

地区計画

都市計画法に基づき、市町村がそれぞれの地区の特性に応じた都市づくりを誘導するために、住民等の意見を反映して定めることができる計画のこと。

低未利用地

利用されていない土地（未利用地）と、周辺の土地に比べて利用の程度が低い土地（低利用地）のこと。

テレワーク

情報通信技術（ICT = Information and Communication Technology）を活用して自宅やサテライトオフィス等で仕事をする、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

都市計画区域

都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として県が指定した区域のこと。

都市計画決定

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市計画法に基づき、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等を一定の手続きにより決定すること。

都市計画公園

都市計画決定された公園や緑地のこと。

都市計画道路

都市計画決定された道路のこと。都市計画道路の予定地には恒久的な建築物を建てるできない。

都市下水路

都市計画決定された下水道の一種で、主に市街地（公共下水道の排水区域外）における雨水排除を目的とし、終末処理場を有しないもの。

都市施設

都市計画法に基づき、主に都市計画区域内に定めることができる道路、公園、水道等の施設のこと。このうち、都市計画決定された施設を「都市計画施設」という。

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれのある区域のこと。イエローゾーンとも呼ばれる。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害により、建築物が壊れて命に危険が生じるおそれのある区域のこと。レッドゾーンとも呼ばれる。

土地区画整理事業

土地所有者等から土地の提供を受け、土地の区画の変更、道路や公園の新設等を行い、より利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業のこと。

は

バリアフリー

高齢者や障がい者が生活していく上で障壁となるものを除去することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等の全ての障壁を除去しようという考え方のこと。

P F I

Private Finance Initiativeの略。民間の資金や経営能力、技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業の手法のこと。

ポケットパーク

市街地の一角に設置された小さな公園のこと。

ま

まちづくり三法

「都市計画法」、「大規模小売店舗立地法」、「中心市街地の活性化に関する法律」の総称。

モータリゼーション

自動車の大衆化のこと。

わ

ワーケーション

「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、観光地やリゾート地等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。

や

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一つで、住居、商業、工業等の市街地の大枠としての土地利用が定められた地域のこと。13種類ある。

4R

「ごみになるものは断る」、「ごみを減らす」、「繰り返し使用する」、「再生して利用する」を意味する4つの英単語の頭文字をとった、ごみを減らし資源を有効活用する取組のこと。

ら

ライフサイクルコスト

製品や施設がつくられてから役割を終えるまでにかかる総費用のこと。

立地適正化計画

都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導・集約したコンパクトな都市と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進するために市町村が策定する計画のこと。

流域治水

河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のこと。

臨港地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、港湾を管理運営するために定める地区のこと。



浜田市 都市建設部 建設企画課

令和4年3月策定

浜田市 都市計画マスタープラン

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL:0855-25-9601 FAX:0855-22-6500 E-mail:kensetsukikaku@city.hamada.lg.jp



詳しい内容は
こちらから
ご覧いただけ
ます。